

第2次
松戸市食育推進計画
(平成26年度～29年度)
～みんなで考え、できることから始めよう～



平成26年8月

松戸市

ごあいさつ



松戸市では、近年の食生活の乱れや生活習慣病の増加、安全性の問題など、「食」を取り巻く状況の変化に対応するため、平成20年度に松戸市食育推進計画を策定し、「食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きることを目指すものと位置付け、各部署でさまざまな施策に取り組んでまいりました。

この度、松戸市食育推進計画の計画期間が満了を迎えることから、引き続き、食育の推進を図るために第2次松戸市食育推進計画を策定しました。

「食」というものは、ただ単に生命の維持だけではなく、香り、色、味など人の持つ五感に働きかけ、楽しみ、喜びを与え、生活を豊かにするものであります

国では平成23年度に第2次食育推進基本計画を、県では平成24年度に第2次千葉県食育推進計画を策定し、それぞれ「周知から実践へ」とステップアップしている中、本市におきましても、アンケート調査では9割以上の方が食育という言葉を認知していることから、周知から次のステージへと進む時期に来たと考えております。

本計画では、平成29年度までを計画期間として「友人や家族など多世代で食を楽しむ機会を増やす」、「オーナー農園、市民農園など消費者と生産者との交流を促進」、「学校、保育所など給食を活用した『食に関する指導』の促進」、「ライフステージに応じた食生活の実践」、「食の流通や安全に関する情報の活用」の5つを重点事業に掲げ、「みんなで考え、できることからはじめよう」のキャッチフレーズのもと市民の皆様や関係諸団体の皆様と連携して食育の実践に取り組んでまいります。

最後に、本計画策定にあたり、ご尽力いただきました松戸市食育推進会議の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様や関係諸団体の皆様に心から感謝申し上げます。

平成26年8月

松戸市長 本郷谷 健次

第2次松戸市食育推進計画によせて

松戸市では、平成18年度より第一次食育推進計画策定にむけた取り組みが開始されて以来、市民的な関心を高めるべく食育への取り組みが行われてきました。

このたび、松戸市食育推進会議では、第2次食育推進計画の策定のための議論を、平成25年度一年間をかけて行ってきました。その間、東日本大震災後の放射能問題など、これまでに経験したことのない事態が生じ、食育を実効あるものにするために、さまざまな観点から議論を行ってきました。

また、その間、第1次食育推進計画策定時と同様に、全国でも例をみない市レベルでは画期的な市内4大学（千葉大学園芸学部・聖徳大学・日本大学松戸歯学部・流通経済大学）と松戸市との地域連携のもとで、市民3,000人を対象とした食育に関する意識調査を実施し、食育推進計画の基礎資料としてきました。市民意識の変化を継続して把握して、エビデンスに基づく食育推進計画を策定している点に松戸市の大きな特徴があるといえます。

食育には、いくつかの特徴があります。一つは、食育のカバーする領域が大変広い範囲にわたっているという点です。具体的には、食と健康に関する領域、食べ残しや生ごみなど資源と環境に関する領域、地域の食文化をはぐくむことによる地域活性化の問題など、実に幅広い領域に及んでおります。

もう一つは、食育は現在の世代の人々のみでなく、将来の世代にも大きくかかわる問題であるという点です。つまり、食育は現在と未来につなぐ長い視野が必要となる点が、挙げられます。

このように、食育は、多くの領域にわたる点、世代間の長期にわたる点で、私たちの視野を広げることを必要としているのです。こう申し上げますと、食育とは、何かこむずかしいことと感じられるかもしれません。しかし、基本にあるのは、食に関わることをいろいろな角度から楽しむということではないかと思います。そこから、私たちの食を始め、伝統、誇りなど、食育の活動を通じて地域のすばらしさを再発見できれば、これに越したことがありません。

私ども松戸市食育推進会議におきましても、地域の再発見とその未来を見つめることができればとの思いで策定作業を進めて参りました。この第2次食育推進計画が、食育の実践活動を通じて、地域の再発見と健康的で環境調和的な未来に通じる成果として結実することを、祈念いたします。

最後に、食育推進計画の策定に至る過程で、ご協力とご尽力いただいた市民の皆様および関係者の方々に深く感謝申し上げ、挨拶のことばとさせていただきます。

平成26年3月31日



松戸市食育推進会議 会長
千葉大学大学院教授 大江 靖雄

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 食育基本法	2
2 国の計画と動向	3
(1) 食育推進基本計画	3
(2) 第2次食育推進基本計画	4
(3) 第2次食育推進基本計画の一部改定	6
3 県の計画と動向	7
(1) 第1次食育推進計画	7
(2) 第2次食育推進計画	11
4 市の計画	14
(1) 計画の位置づけ	14
(2) 計画期間	14
第2章 松戸市の現状と課題	15
1 松戸市の現況	16
(1) 第1次食育推進計画の事業	16
(2) アンケート調査結果	23
(3) 松戸市の健康の現状	28
(4) 松戸市の農業の現状	31
(5) 和食（ユネスコ無形文化遺産）	37
(6) 東日本大震災に伴う放射性物質の影響と対策	39
2 解決しなければならない問題と取り組むべき課題	40
第3章 第2次松戸市食育推進計画	41
1 キャッチフレーズ	42
2 基本理念	42
3 基本目標	42
4 食育推進の3原則	44
5 食育の展開方向	45
6 基本施策	46
(1) 施策体系	46
(2) 重点事業	48
(3) 推進事業	51
7 モデル事業	57

(1) 基本的な考え方	57
(2) 推進体制	57
(3) 想定範囲	58
(4) スケジュール	58
(5) 目標	58
8 計画の評価	59
(1) 国・県の指標等	59
(2) 松戸市の指標に対する考え方	61
参考資料	63
1 関係法令	64
2 食事バランスガイド	68
3 食品表示のいろいろ	69
4 食育推進体制	73
5 用語解説	79
添付資料	87
1 アンケート調査結果（単純集計）	88

※本文中の＊印が付いている用語については、79 ページからの「用語解説」に説明があります。

第1章 基本的な考え方

1 食育基本法*

2 国の計画と動向

(1) 食育推進基本計画

(2) 第2次食育推進基本計画

(3) 第2次食育推進基本計画の一部改定

3 県の計画と動向

(1) 第1次食育推進計画

(2) 第2次食育推進計画

4 市の計画

(1) 計画の位置づけ

(2) 計画期間

1

食育基本法*（平成17年6月17日法律第63号）

<前文>

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようになるとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようになることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。

今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。

もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。

国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病*の増加、過度の瘦(そう)身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾(はん)濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。

また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及

び消費の推進並びに食料自給率*の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。

さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

2

国の計画と動向（内閣府HPより）

（1）食育推進基本計画

はじめに

計画期間は平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間

第 1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

- 1.国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- 2.食に関する感謝の念と理解
- 3.食育推進運動の展開
- 4.子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- 5.食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- 6.伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率*の向上への貢献
- 7.食品の安全性の確保等における食育の役割

第 2 食育の推進の目標に関する事項

- 1.食育に関心を持っている国民の割合(70%→90%)
- 2.朝食を欠食する国民の割合(子ども 4%→0%、20 代男性 30%→15%、その他)

- 3.学校給食における地場産物を使用する割合(21%→30%)
- 4.「食事バランスガイド*」等を参考に食生活を送っている国民の割合(60%)
- 5.内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)*を認知している国民の割合(80%)
- 6.食育の推進に関わるボランティアの数(20%増)
- 7.教育ファーム*の取組がなされている市町村の割合(42%→60%)
- 8.食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合(60%)
- 9.推進計画を作成・実施している自治体の割合(都道府県 100%、市町村 50%)

第3 食育の総合的な促進に関する事項

- 1.家庭における食育の推進
- 2.学校、保育所等における食育の推進
- 3.地域における食生活の改善のための取組の推進
- 4.食育推進運動の展開(食育月間*(毎年6月)、食育の日*(毎月19日))
- 5.生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- 6.食文化の継承のための活動への支援等
- 7.食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 都道府県等による推進計画の策定促進、基本計画の見直し等

(2) 第2次食育推進基本計画

- 食育基本法*(平成17年6月17日法律第63号)第16条に基づき、「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、食育推進会議(総理(会長)、関係閣僚、民間有識者で構成)が作成
- 平成18年3月に最初の計画を策定(平成18年度から22年度まで)、今回は平成23年度から27年度までの5年間について定める。

◇新しい計画のポイント(下線部は主な違いや新規部分)

- (コンセプト)「周知」から「実践」へ
- 「第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針」に三つの「重点課題」を掲げる。
 - ① 生涯にわたるライフステージ*に応じた間断ない食育の推進
 - ② 生活習慣病*の予防及び改善につながる食育の推進
 - ③ 家庭における共食*を通じた子どもへの食育の推進

◇新しい計画の概要

【第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針】

1. 重点課題

- (1)生涯にわたるライフステージ*に応じた間断ない食育の推進
- (2)生活習慣病*の予防及び改善につながる食育の推進
- (3)家庭における共食*を通じた子どもへの食育の推進

2. 基本的な取組方針

- (1)国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- (2)食に関する感謝の念と理解
- (3)食育推進運動の展開
- (4)子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- (5)食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- (6)我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率*の向上への貢献
- (7)食品の安全性の確保等における食育の役割

【第2 食育の推進の目標に関する事項】（目標値：平成27年度までの達成を目指すもの）

(1)食育に関心を持っている国民の割合の増加

《現状値》70.5%⇒《目標値》90%以上

(2)朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食*」の回数の増加

《現状値》朝食+夕食=週平均9回⇒10回以上

(3)朝食を欠食する国民の割合の減少

《現状値》子ども1.6%、20歳代～30歳代男性28.7%⇒《目標値》

子ども0%、20歳代～30歳代男性15%以下

(4)学校給食における地場産物を使用する割合の増加

《現状値》26.1%⇒《目標値》30%以上

(5)栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加

《現状値》50.2%⇒60%以上

(6)内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）*の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加

《現状値》41.5%⇒《目標値》50%以上

(7)よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関する国民の割合の増加

《現状値》70.2%⇒80%以上

(8)食育の推進に関わるボランティアの数の増加

《現状値》34.5万人⇒《目標値》37万人以上

(9)農林漁業体験を経験した国民の割合の増加

《現状値》27%⇒《目標値》30%以上

- (10) 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加
《現状値》37.4%⇒90%以上
- (11) 推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加
《現状値》40%⇒100%

【第3 食育の総合的な促進に関する事項】

1. 家庭における食育の推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食育の推進（「生活習慣病*の予防及び改善につながる食育推進」、「歯科保健活動における食育推進」、「高齢者に対する食育推進」及び「男性に対する食育推進」の記述を追加）
4. 食育推進運動の展開
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等（「農山漁村コミュニティの維持再生」の記述を追加）
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進（「世代区分等に応じた国民の取組の提示（「食育ガイド*」（仮称）の作成・公表）」の記述を追加）

【第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項】

1. 多様な関係者の連携・協力の強化
2. 地方公共団体による推進計画の策定等とこれに基づく施策の促進（「都道府県及び市町村は、食育を推進する中核となる人材育成を検討」の記述を追加）
3. 世代区分等に応じた国民の取組の提示等積極的な情報提供と意見等の把握
4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用
5. 基本計画の見直し

（3） 第2次食育推進基本計画の一部改定（平成25年12月26日）

（下線は一部改定部分）

第2 食育の推進の目標に関する事項

2. 食育の推進に当たっての目標

- (4) 学校給食における地場産物等を使用する割合の増加 学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地

域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や、食に関する感謝の念をはぐくむ上で重要であるほか、地産地消*の有効な手段であるため、学校給食において都道府県単位での地場産物を使用する割合の増加を目標とする。具体的には、平成16年度に全国平均で21%となっている割合（食材ベース）について、平成22年度までに30%以上とすることを目指していたが、目標を達成していないため、引き続き27年度までに30%以上とすることを目指す。また、各都道府県内において当該都道府県産の農林水産物の供給が不足している場合に国内産の農林水産物を活用していくことも前述の学校給食に地場産物を使用する目的に鑑みれば有効であり、新たに学校給食における国産の食材を使用する割合の増加も目標として追加する。具体的には、平成24年度において全国平均77%となっている割合（食材ベース）について、平成27年度までに80%以上とすることを目指す。

【第2 食育の推進の目標に関する事項】

(4) 学校給食における地場産物を使用する割合の増加

《現状値》26.1%⇒《目標値》30%以上

学校給食における国産の食材を使用する割合の増加

《現状値（一部改定時）》77%⇒《目標値》80%以上

③ 県の計画と動向（千葉県HPより）

(1) 第1次食育推進計画（平成20年11月13日）

『元気な「ちば」を創る「ちばの豊かな食卓づくり」計画』

—地域のちからで築こう「ちば型食生活*」—

1. キャッチフレーズ

『食べること・生きること』

「生命（いのち）をつなぐちばの食育」

2. 食育推進の4つの視点

(1)親から子へつなぐ生命（いのち）

(2)人から人へつなぐ文化

(3)作り手から買い手へつなぐ食べ物

(4)わたし、あなた、みんなへつなぐ輪

3. 趣旨と位置づけ等

- 白紙の状態から県民の声を踏まえ作り上げた県民主体の計画
- 食育基本法*に基づく都道府県食育推進計画
- 市町村食育推進計画の指針として、また、県民運動の指針として活用
- 「健康ちば 21」「千葉県教育の戦略的ビジョン」「千葉県次世代育成支援行動計画」等との連携
- 計画期間：平成 20 年度から 23 年度の 4 年間

4. 基本理念

大地と海の恵み豊かな「ちばの食材・食品」をしっかり噛んで味わうことから始め、「ちばの食」を実感し、食を通して郷土意識を育みながら、健やかな体と豊かな心をもった人づくりを目指します。

さらに、みんなで取り組む「ちばの豊かな食卓づくり」を県民運動として推進し、「ちば」に暮らす喜びと健康が実感できる「元気な『ちば』」を創ります。

○3 つのちからでちばの食育を推進

- ①ちばの食育を支える「県のちから（人材・食材・産業・文化）」
- ②個性と活力あふれる「地域のちから（地域力）」
- ③「ちば型食生活*」の実践を通した「個人のちから」

○ちばの食育が目指す 7 つの方向

- ①食の基本を知る
- ②本物を志向する
- ③食を通して「ちば」を知り、愛着を持ち、誇りに思う県民をみんなで育てる
- ④与えられる食から自ら選んで摂る食へ、意識改革を図る
- ⑤家族のちから、地域のちからを育てる食育
- ⑥あらゆる世代で取り組む食育
- ⑦家庭における「ちば型食生活*」の実践

5. 施策展開

(1) 親から子へつなぐ生命

- ①食は人生初めての冒険です。噛むからと好奇心を育てる授乳・離乳期からの食育を推進します。
- ②保育所・幼稚園は、乳幼児が人との関わりの中で基本的な生活習慣を身につける場所です。噛むことを大切にしながら、こころと身体をいきいきと保つ食育を推進します。

③生活習慣病*の予防はバランスのとれた食生活から、「脱メタボ」を推進するため食から始まる健康づくりを推進します。

④家庭は「食を楽しみ育む場」です。家族で食卓を囲み、語らい、食の楽しさを伝える食育を推進します。

(2) 人から人へつなぐ文化

①学校においては、生涯にわたり、健康な心身を培うために、食を楽しみ、味わい、生活リズムを身につけ食生活について、自ら考え、理解し、行動できる「いきいきちばっ子」を育てます。また、学校給食を活用した千産千消*を推進し、ふるさと「ちば」の理解と豊かな心を育みます。

②人との触れあいや食に関する様々な食教育を通して、「食への感謝」や「もったいない」と感じる豊かな心を育み、「農業への理解」や「生命の大切さ」を学ぶ取組を推進します。

③「地域の食・ちばの食・日本の食・世界の食」のつながりを見据えたグローバルな視点と郷土の食文化を大切にし、ふるさと「ちば」を再認識・再発見する郷土意識を育む取組を推進します。

(3) 作り手から買い手へつなぐ食べ物

①「食」と「農」を身近に感じ、ちばの食文化に触れ、食の宝庫「ちば」に育った喜びを実感できる食育を推進します。

②「食」に対する不安に対処する情報の提供と「食」の安全や安心の確保に向けた取組を推進します。

③食や健康に関わる不確かな情報を鵜呑みにせず、信頼できる情報を適切に選択し、判断する力をよしなう取組を推進します。

(4) わたし、あなた、みんなへつなぐ輪

①「ちば型食生活*」の普及・啓発を図り、「個人のちから」で「元気な『ちば』」を創ります。

②だれでも、どこでも、いつからでも、できることから始める食育で「元気な『ちば』」を創ります。

③みんなで取り組む「ちばの豊かな食卓づくり」を通じて「元気な『ちば』」を創ります。

6. 重点施策項目

(1) 親から子へつなぐ生命

施策①-1 噛むことから始める乳幼児期からの食育の推進

-2 保育所・幼稚園での食育の推進

-3 県民一人ひとりの生涯にわたる健康づくり

-4 家庭における食育の推進

(2) 人から人へつなぐ文化

施策②-1 学校における食育の指導体制と指導内容の充実

- 2 学校給食を活用した食育の充実と千産千消*の推進
- 3 生産者との触れあいや都市と農山漁村の顔の見える交流の促進と体験を通じて食を学ぶ取組の推進
- 4 地域の優れた食文化や食習慣の継承

(3)作り手から買い手へつなぐ食べ物

- 施策③-1 「おいしいちば」を実感する千産千消*・旬産旬消の推進
- 2 豊かな自然と豊富な食材に恵まれた「ちば」を体感する「千葉県型グリーン・ブルーツーリズム*」の推進
 - 3 安全・安心な「食」や「食材」の生産と提供の確保
 - 4 食品情報に関する制度の普及啓発と表示の適正化の推進
 - 5 情報を適切に判断し、食を選択する力を養うための啓発と情報の提供

(4)わたし、あなた、みんなへつなぐ輪

- 施策④-1 農業県ちばの特徴をいかした食育政策の検討
- 2 市町村や関係団体等の連携・協力体制の下、地域が一体となつた食育推進体制の整備
 - 3 学校、家庭、地域の連携による食育推進のための「仕組みづくり」、「地域づくり」
 - 4 市町村食育推進計画の策定の促進
 - 5 「ちば型食生活*」の普及啓発
 - 6 ちばの食育推進県民大会（仮称）等のイベントの開催による啓発普及
 - 7 「ちばの食育」ホームページによる食育に関する総合的な情報の提供
 - 8 「ちば食育ボランティア」や「ちば食育サポート企業*」の登録の促進と活動への支援
 - 9 地域での食育活動の核となる「ちばの食育コーディネーター」の育成
 - 10 官民パートナーシップによる新たな食育推進運動の展開
 - 11 環境にやさしいライフスタイルへの転換と「ちばのうまい食材食べきり運動（仮称）」の推進
 - 12 大学等の専門地域を有する機関との連携の強化

(2) 第2次食育推進計画 (平成24年度から平成28年度)

＜新しい計画のポイント＞

展開方向「知っている」から「できる」そして「している」

施策目標「3つの柱」を設定

I 県民が生涯にわたり食を通じた健康づくりに取り組める食環境の整備

II 生涯にわたり、心も体も健康な生活を送れる児童生徒の育成

III ちばの豊かな農林水産業の振興を通じた食育の推進

4つの重点項目の設定

＜千葉県が目指す食育の方向＞（下線部は変更・新規部分）

1 基本目標

「ちばの恵み」を取り入れたバランスのよい食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり

2 キャッチフレーズ

「ちばの恵みで まんてん笑顔」

3 ちばの食育の展開方向

本計画では、県民一人ひとりの食育の実践を進め、食育について「知っている」から「できる」そして「している」県民を増やし、基本目標の達成のため、3つの柱のもと総合的に施策を展開します。

（3つの柱：施策目標）

I 県民が生涯にわたり食を通じた健康づくりに取り組める食環境の整備

II 生涯にわたり、心も体も健康な生活を送れる児童生徒の育成

III ちばの豊かな農林水産業の振興を通じた食育の推進

＜ちばの食育を進める施策と環境づくり＞

I 県民が生涯にわたり食を通じた健康づくりに取り組める食環境の整備

1 ライフステージ*に応じた食育の推進

（1）次世代における食育の推進【重点】

（2）壮年期・中年期（30～69歳）における食育の推進

（3）高齢期（70歳以上）における食育の推進【新規】

2 望ましい食生活を実践するための正しい知識の普及

（1）食品関連企業と連携した取組の推進

（2）食生活改善を推進する団体等の育成と活動支援

3 「食品」を選ぶ力の育成と正しい情報の提供

（1）食品関連事業者等との連携による情報提供の充実

(2) 食に関する知識の普及と理解促進

Ⅱ 生涯にわたり、心も体も健康な生活を送れる児童生徒の育成

1 学校における食育の指導体制と指導内容の充実

- (1) 指導体制と指導内容の充実
- (2) 体験活動を取り入れた効果的な食育の推進【新規】
- (3) 栄養教諭*等を中心とした食育の推進【重点】

2 学校給食を活用した食育の充実と地産地消*の推進

- (1) 学校給食の充実
- (2) 「ちば型食生活*」の推進

3 食育を通じた健康状態の改善等の推進

- (1) 生活習慣・食習慣の改善等の推進
- (2) 家庭教育支援・個別指導の充実

Ⅲ ちばの豊かな農林水産業の振興を通じた食育の推進

1 地産地消*を軸とした消費者と生産者の結びつきの強化

- (1) 地産地消*の推進【重点】
- (2) 地域や環境に配慮した食の推進

2 体験や交流による「食」と「農林水産業」の理解促進

- (1) 農林漁業及び食に関する体験活動の促進【新規】
- (2) 都市と農山漁村の交流活動の促進

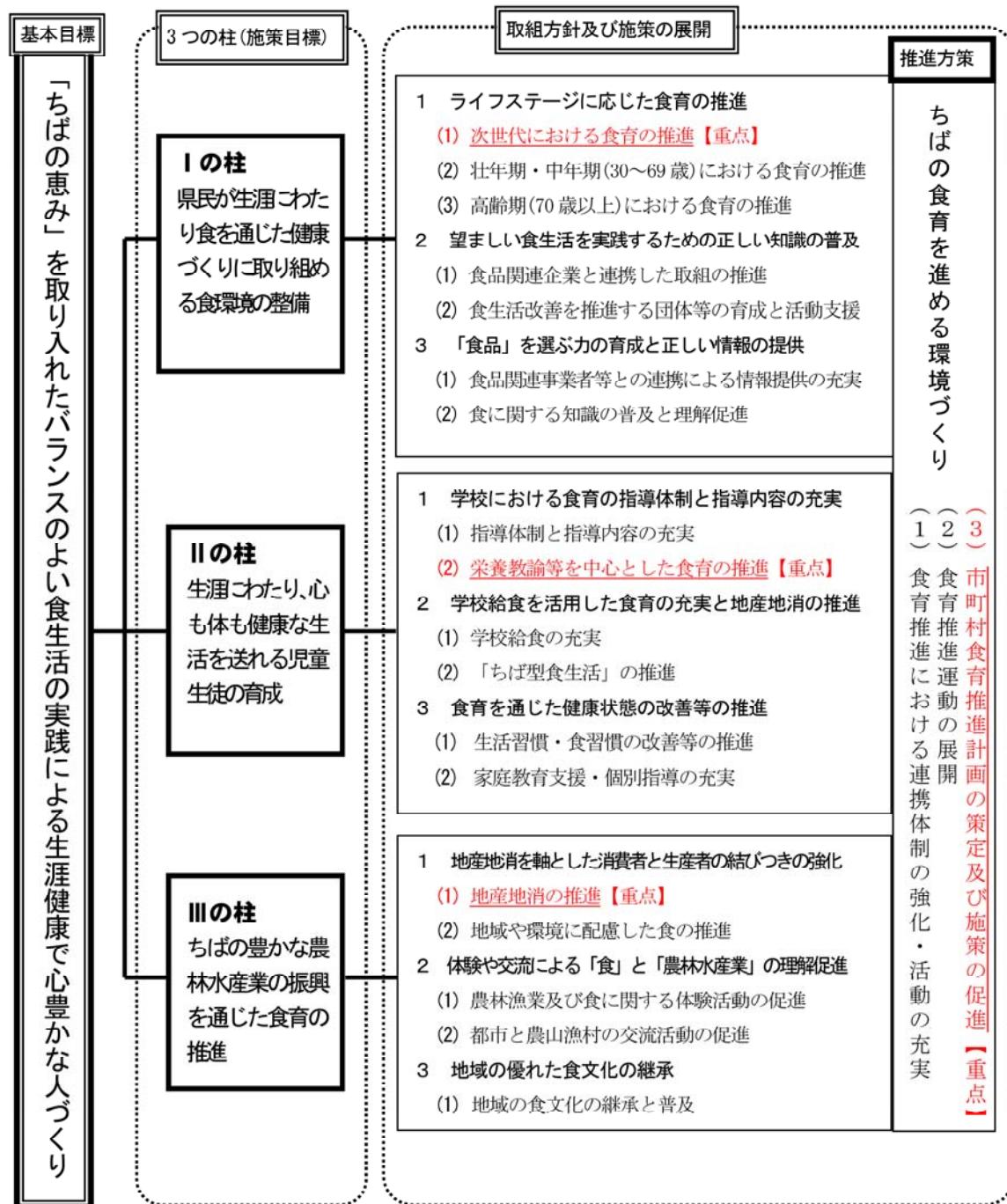
3 地域の優れた食文化の継承

- (1) 地域の食文化の継承と普及

＜ちばの食育を進める環境づくり＞

- 1 食育推進における連携体制の強化・活動の充実
- 2 食育推進運動の展開
- 3 市町村食育推進計画の策定及び施策の促進【重点】

千葉県第2次食育推進計画（体系図）



第2次千葉県食育推進計画より

4 市の計画

(1) 計画の位置づけ

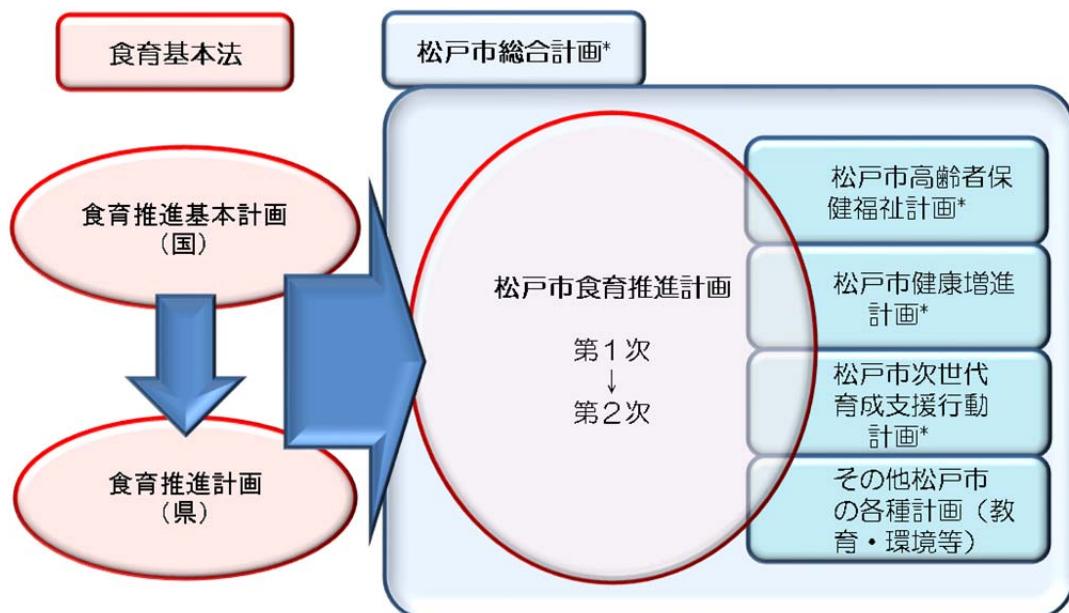
(1) 根拠法令（努力義務）

食育基本法*

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(2) 市の位置づけ



(2) 計画期間

平成 26 年度（2014）～平成 29 年度（2018）の 4 年間

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
法律	施行												
国		←	食育推進基本計画	→	←	食育推進基本計画(第2次)	→						
県				←	食育推進計画	→	←	食育推進計画(第2次)	→				
市				←	食育推進計画	→	←	食育推進計画(第2次)	→				

第2章 松戸市の現状と課題

1 松戸市の現況

- (1) 第1次食育推進計画の事業
- (2) アンケート調査結果
- (3) 松戸市の健康の現状
- (4) 松戸市の農業の現状
- (5) 和食（ユネスコ*無形文化遺産*）
- (6) 東日本大震災に伴う放射性物質*の影響と対策

2 解決しなければならない問題と取り組むべき課題

1 松戸市の現況

(1) 第1次食育推進計画の事業

□ 実施事業と実績

基本目標1 「食の大切さを見直し のぞましい食習慣を身につける」

① 「もったいないライフを実践する」

業務名称	事業内容	(事業名)	担当課	H19～24年度	H25年度～
もったい ない運動 の推進	もったいない運動の推進を図る。	(もったいな い運動推進事 業)	行政経営課	維持	維持
環境意識 の向上	環境への意識の向上と循環型社会*への転換を推進する。	(地球温暖化 防止事業・環 境意識向上事 業)	環境政策課	維持	維持
生ごみ処 理容器購 入の促進	生ごみ処理容器購入を促進する。	(ごみ減量促 進事業)	環境業務課	維持	維持

② 行事食や郷土の特産物に関する知識を学ぶ

業務名称	事業内容	(事業名)	担当課	H19～ 24年度	H25年 度～
常設展示・企画展示	市民や松戸の歴史を学びたい人を対象に、郷土の歴史・文化を紹介、展示する。	(博物館展示事業)	博物館	維持	維持
戸定邸の歴史資産の公開	徳川昭武及び戸定邸の歴史・文化を紹介、展示する。	(戸定歴史館管理運営事業)	戸定歴史館	維持	維持
松雲亭の利用提供	国の重要文化財である戸定邸に隣接する茶室として利用者の文化的な教養、技術を向上させる。	(松雲亭管理運営事業)	戸定歴史館	維持	維持
公民館成人講座	松戸の食や文化にまつわる講座を開催する。	(学習機会提供事業)	生涯学習推進課	維持	維持
二十世紀梨を通じた鳥取県との交流	松戸ゆかりの梨の歴史を知り、郷土への理解を深める。	(観光促進事業)	文化観光課	維持	維持

③ 友人や家族など多世代で食を楽しむ機会を増やす

業務名称	事業内容	(事業名)	担当課	H19～ 24 年度	H25 年 度～
ふれあい 会食会	市内 15 地区社協において、70 歳以上の独り住まいの方を対象に会食会を実施し、会食後、ボランティアによる催しものを提供する。		社会福祉協議会（地域福祉課）	維持	維持
子育て学習会の開催・家庭教育学級	子育て中の市民を対象に家庭教育力の向上を図る講座を開催する。	(家庭教育力向上事業)	生涯学習推進課	維持	維持
地域子育て支援センター・つどいの広場	子育て中の保護者に対し、食の重要性を普及する。	(地域子育て支援事業)	子育て支援課	拡大	維持

④ 料理を気軽に楽しく実践する

業務名称	事業内容	(事業名)	担当課	H19～ 24 年度	H25 年 度～
青少年教室	青少年を対象に親子で作れる料理を調理し、親だけでなく子ども自身が「食」について興味を持ち考える機会とする。	(青少年活動支援事業)	生涯学習推進課	維持	維持
料理教室	国際交流協会会員による料理教室を開催する。	(国際交流推進事業)	国際交流協会（文化観光課）	維持	維持
木もれ陽の森（バーベキューコーナー）	21 世紀の森と広場の木もれ陽の森で、緑に囲まれた敷地内でアウトドアクッキングを気軽に楽しむ機会を提供している。	(総合公園管理事業)	公園緑地課 21 世紀の森と広場管理事務所	維持	維持
世界のグルメコーナー	松戸市国際文化祭にて世界各国の料理を紹介する。	(国際交流推進事業)	国際交流協会（文化観光課）	維持	維持

基本目標2 「地域でとられる食材の魅力や食の成り立ちを学ぶ」

① 地元（松戸）産の野菜の直売情報を提供し、地産地消*の促進

業務名称	事業内容	(事業名)	担当課	H19～ 24 年度	H25 年 度～
農産物ブランド化	松戸農産物にロゴマーク、キャッチフレーズを定め松戸産を周知し、販売の促進を図る。	(産地育成強化支援事業)	農政課	維持	維持

産地直売所	市内農家の直売を推進し、地場野菜の消費拡大を図る。	(観光農業普及奨励事業)	農政課	拡大	維持
オーナー農園	農家が生育、肥培管理*を行う農園で野菜の生育状況を見ながら、野菜の収穫、体験をとおして農業への理解を深める。	(観光農業普及奨励事業)	農政課	維持	維持
観光梨園	松戸にゆかりのある梨を味わうとともに、梨もぎ体験を通じ、食への理解を深める。	(観光促進事業)	文化観光課	維持	維持

② オーナー農園、市民農園など消費者と生産者との交流を促進

業務名称	事業内容	(事業名)	担当課	H19～24年度	H25年度～
市民農園	遊休農地*の活用手段として市民農園の利用普及を図り、市民の農業体験の場を増やす。	(農地活用促進事業)	みどりと花の課	拡大	拡大
再) オーナー農園	農家が生育、肥培管理*を行う農園で野菜の生育状況を見ながら、野菜の収穫、体験をとおして農業への理解を深める。	(観光農業普及奨励事業)	農政課	維持	維持
小中学校等での農業体験	総合的な学習や校外学習での農園体験及び栽培活動をとおして、収穫の喜びを味わうなどして、食育の醸成を図る。	(小学校：総合的な学習の時間推進事業) (中学校総合的な学習の時間推進事業)	指導課	その他※1	その他※1
キッチンガーデン	市役所本館正面玄関前の花壇に松戸市無農薬栽培研究会、東葛飾福祉会、松戸市農業協同組合の協力により地場野菜を育て、生育状況を公開する。	(食育推進事業)	農政課	縮小	廃止

③ 学校、保育所など給食を活用した「食に関する指導」の促進

業務名称	事業内容	(事業名)	担当課	H19～24年度	H25年度～
給食の栄養指導・食教育実践指導	児童・生徒、教職員、保護者を対象に食教育を行い、児童生徒に望ましい食生活を身に付けてもらうとともに食生活の基本である家庭の食生活も改善を促す。	(食教育事業)	保健体育課 学校給食担当室	その他※2	その他※2

給食運営委員会の設置	食育基本法*及び食育推進基本計画に基づき、市立保育所の取り組みの方向性を探り、基本方針の策定にむけて準備する。（市立保育所関係事業）		幼児保育課	維持	維持
------------	--	--	-------	----	----

基本目標3「選食力を養い、よくかんで食べ 心も体も健やかに」

① 健全な食生活に関する指針の普及

業務名称	事業内容	(事業名)	担当課	H19～24年度	H25年度～
食育推進イベントの開催	食事バランスガイド*の普及、啓発を実施し、食育への認知、関心を高める。	(食育推進事業)	健康福祉政策課	維持	維持
健康まつど21講演会の開催	国の「健康日本21」及び「健やか親子21」の指針を基に平成14年8月に策定した「健康まつど21」の講演会を市民の健康増進の啓発として開催する。	(健康増進啓発事業)	健康推進課	維持	廃止
食に関する本の選書	郷土食や食に関する本を図書館等に配置し、食育への関心を高める。	(図書館管理運営事業)	図書館	維持	維持
再)給食の栄養指導・食教育実践指導	児童・生徒、教職員、保護者を対象に食教育を行い、児童生徒に望ましい食生活を身に付けてもらうとともに食生活の基本である家庭の食生活の改善も促す。	(食教育事業)	保健体育課 学校給食担当室	その他※2	その他※2

② ライフステージ*に応じた食生活の実践

業務名称	事業内容	(事業名)	担当課	H19～24年度	H25年度～
食生活改善推進員の地域活動	子どもと保護者を対象に食育に関する講話と調理実習を実施する。	(健康増進人材育成事業)	健康推進課	維持	維持
健康教育	町会、老人会等団体からの依頼により、健康をテーマにした講話、調理実習を実施する。	(健康増進啓発事業)	健康推進課	維持	維持
親子クッキング教室	小学校3年生以上の子どもとの保護者を対象に調理実習を行い、試食をする。	(健康増進啓発事業)	健康推進課	維持	維持

再) 給食の栄養指導・食教育実践指導	児童・生徒、教職員、保護者を対象に食教育を行い、児童生徒に望ましい食生活を身に付けてもらうとともに食生活の基本である家庭の食生活の改善も促す。	(食教育事業)	保健体育課 学校給食担当室	その他※2	その他※2
学校保健行事の開催など	児童・生徒、教職員、保護者を対象にした健全な発育と健康の維持増進のための学校保健行事等を開催する。	(学校保健啓発事業)	保健体育課 学校給食担当室	その他※2	その他※2
離乳食教室	月齢に応じた離乳食のすすめ方についての講話とデモンストレーションを行う。	(母子保健指導事業)	健康推進課	維持	維持
育児教室	生後12カ月までの乳児とその保護者に対しアンケート記入、身体計測、グループワークを実施し子育ての不安を取り除く。	(母子保健指導事業)	子ども家庭 相談課母子保健担当室	拡大	維持
健康づくり講座	妊娠や乳幼児を持つ親を対象にした心と身体の健康づくりについての講話・調理実習を実施する。	(健康増進啓発事業)	健康推進課	維持	維持
一歳六ヶ月健診	健診・相談を通じて、幼児とその保護者に望ましい食生活の習慣を身につけ、健康の保持・増進を図る。	(乳幼児健康診査事業)	子ども家庭 相談課母子保健担当室	維持	維持
三歳児健診	健診・相談を通じて、幼児とその保護者に望ましい食生活の習慣を身につけ、健康の保持・増進を図る。	(乳幼児健康診査事業)	子ども家庭 相談課母子保健担当室	維持	維持
新生児(産婦)訪問指導	新生児(出生後28日以内)と産婦等に家庭訪問を行い、健康状態を把握し、不安を取り除き、育児の相談にあたる。	(家庭訪問事業)	子ども家庭 相談課母子保健担当室	維持	維持
ママパパ学級	初妊婦とそのパートナーに対し、親になる自覚や子どもが健康に育つための親自身の生活習慣の見直しを促す。	(妊産婦保健指導事業)	子ども家庭 相談課母子保健担当室	維持	維持
妊婦歯科健康診査	妊婦に対し、歯科健康診査を実施し口腔の健康意識の向上を図る。	(妊婦健康診査事業)	健康推進課	維持	維持
わんぱく歯科くらぶ	2歳~3歳5カ月児とその保護者に対し、適切なブラッシング法やう触予防のための食習慣を指導する。予防法としてフッ素塗布を行う。	(母子保健指導事業)	健康推進課	拡大	維持

保育所歯科保健指導	民間保育所の4～5歳児を対象に年1回巡回指導を実施する。	(母子保健指導事業)	健康推進課	拡大	拡大
障害児(者)歯科保健指導	のぞみ学園園生やこども発達センター園児やその保護者に対し、口腔ケアの重要性について指導する。	(母子保健指導事業)	健康推進課	維持	維持
歯の健康教育	依頼により、小学校等で紙芝居やスライドを用いての健康教育や、歯垢の染め出しやブラッシング指導等を行う。	(母子保健指導事業)	健康推進課	維持	維持
生活習慣病*予防講座	メタボリックシンドローム*予防を中心に、生活習慣病*予防を目的とした講話、運動実技、調理実習等を実施する。	(生活習慣病予防実践指導事業)	健康推進課	維持	維持
おいしいヘルシークッキング	壮年期から中年期の市民を対象に家族の食生活を考えるための講話、調理実習を行う。	(健康増進啓発事業)	健康推進課	拡大	拡大
いきいきシニア楽しいクッキング教室	食事づくりの楽しさを体験しながら、健康と食生活についての講話、調理実習を実施する。	(健康増進啓発事業)	健康推進課	拡大	維持
健康教育	町会、老人会等団体からの依頼により、健康をテーマにした講話、調理実習、口腔ケアの実習を行う。	(健康増進啓発事業)	健康推進課	維持	維持
ヘルスボランティア育成支援事業	望ましい食生活を身につける市民を増やすために、地域住民の食育を推進する人材を育成する。	(地区組織育成事業)	健康推進課	拡大	拡大
生活習慣病*予防対策	特定健康診査*によりメタボリックシンドローム*該当者および予備群を早期に抽出し栄養指導等の保健指導を実施する。	(生活習慣病対策事業)	国民健康保険課	維持	維持
成人歯科健康診査	40歳以上の市民を対象に、歯科健康診査を実施し、歯周疾患の予防を図る。	(健康診査事業)	健康推進課	拡大	維持
摂食指導	摂食機能に障害のある子どもに對し、安全に楽しく「食べる」ことが獲得できるように指導する。	(こども発達センター管理運営事業)	健康福祉会館	維持	維持

③ 食の流通や安全に関する情報の活用

業務名称	事業内容	(事業名)	担当課	H19～24年度	H25年度～
食中毒防止の情報提供	夏季に多い食中毒の発生予防のため注意報、警報を発令し、予防の情報提供とともに、食品衛生協会補助金)*との連携を図る。	(食品衛生協会補助金)	健康福祉政策課・健康推進課	維持	維持
消費者への学習支援	消費生活に関する知識を必要とする市民に対し、情報の提供や各種講座を開催する。	(消費者学習支援事業)	消費生活課	維持	維持
消費生活モニター	消費生活モニターを通じて消費生活に関する意見や要望を聞き、行政に取り入れる。	(消費生活モニター関係事業)	消費生活課	維持	維持
市場	卸売市場における青果物(野菜・果実)、水産物(H20年度に廃止)の取扱実績等の情報提供を行う。	(卸売市場事業)	消費生活課	維持	維持

*1 各小中学校のカリュラムのもと、農園体験及び栽培活動を行っている。

*2 義務教育である小中学校における食に関する指導は、全体計画を作成し、学校教育活動全体で、計画的、継続的、組織的な指導に努めるものとし、拡大・縮小・廃止の評価は馴染まない。

推進事業取組み事例（エコ・クッキングレシピの作成）

業務名称	環境意識の向上
事業内容 (事業名)	環境への意識の向上と循環型社会への転換を推進する。 (地球温暖化防止事業*・環境意識向上事業)
担当課	環境政策課



京葉ガス株式会社が都市ガスを供給している地域7市（市川市・船橋市・松戸市・柏市・鎌ヶ谷市・浦安市・白井市）と協力し、各市の特産物をエコ・クッキングでおいしく召し上がっていただけたよう、家庭向けに「エコ・クッキングレシピ」を作成したものです。（秋冬版は平成23年12月に、春夏版は平成24年5月に作成）

市ではレシピ作成に際し、市の特産物の選定や試作会への参加、レシピの提案、食育推進計画の取り組み紹介を担当しました。

作成されたレシピ集は、市主催の省エネクッキング講座や環境イベントで配布したり、課の窓口に設置したりすることで、市民の方に食育やクッキング時の省エネルギーを知っていただくためのツールとして役立てています。

(2) アンケート調査結果

調査結果については、別冊報告書で詳細な分析を行っています。なお、単純集計結果については、本報告書に添付しています。

(1) 調査概要

調査地域：市内全域

調査対象：市内在住の20歳以上の市民3,000人

抽出方法：住民基本台帳による無作為抽出

調査方法：配布、回収とも郵送法

調査期間：平成25年8月28日（水）～9月30日（月）の34日間

(2) 調査結果

調査票送付数：3,000人

回収数：1,104人

回収率：36.8%

(3) 特徴

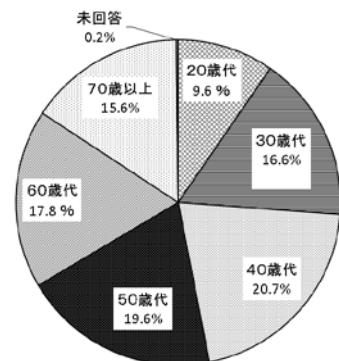
① 回答者の基本属性

→年齢は前回調査より60歳以上が増加

今回：33.4%

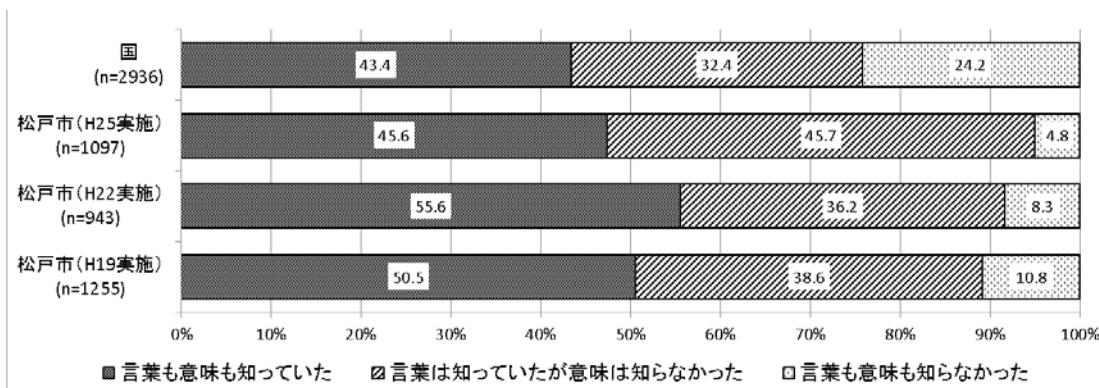
前回：22.3%

前々回：20.1%

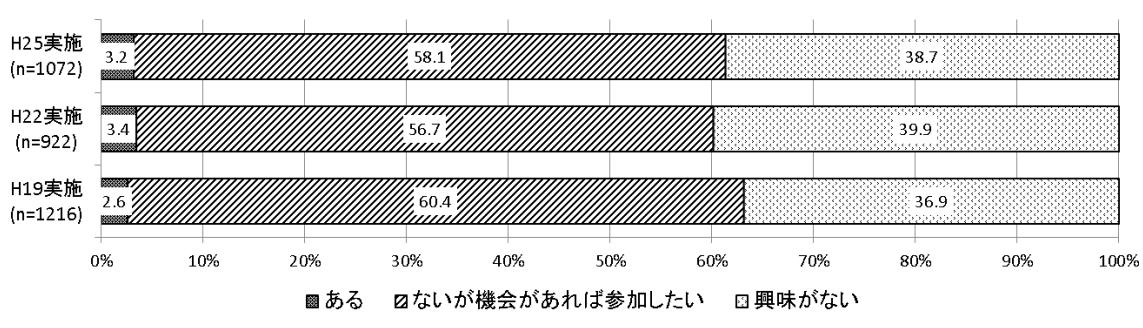


② 食育に関する意識

→食育に対する認識は5割弱

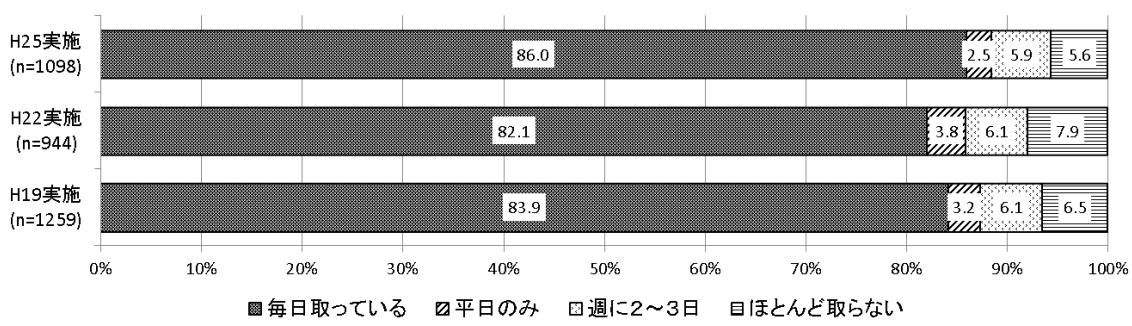


→食育ボランティア参加は変化なし

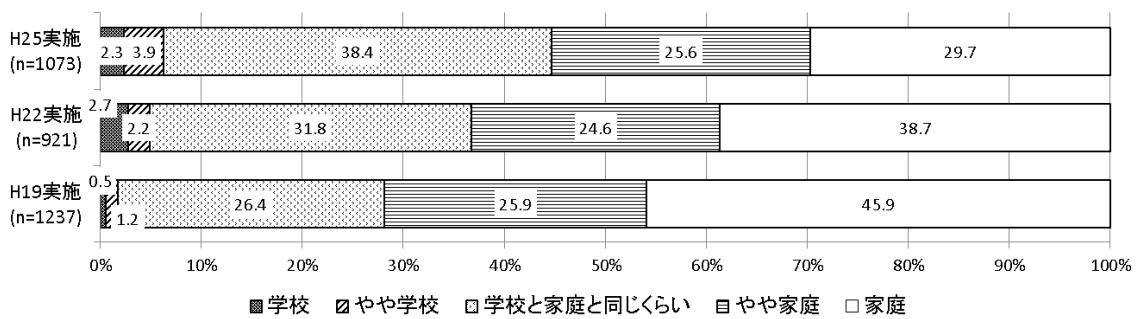


③ 食育に関する意識

→朝食をとっている割合は微増

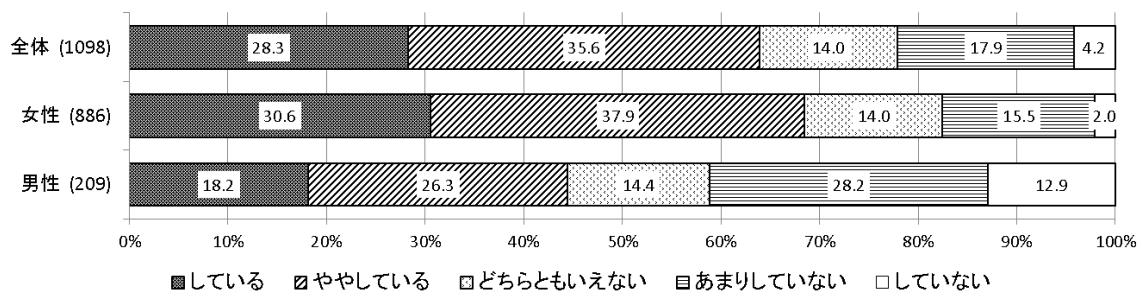


→食育の場として「学校と家庭が同じくらい」が増加し、「家庭」が減少



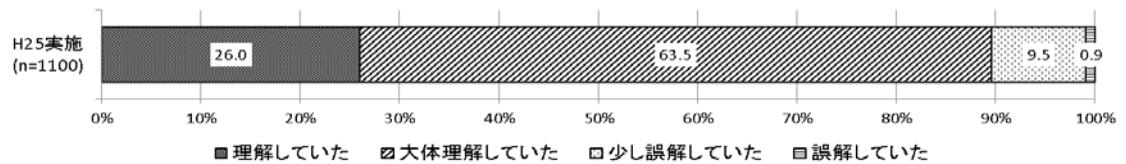
④ 食の安全

→食品への放射性物質*含有への心配

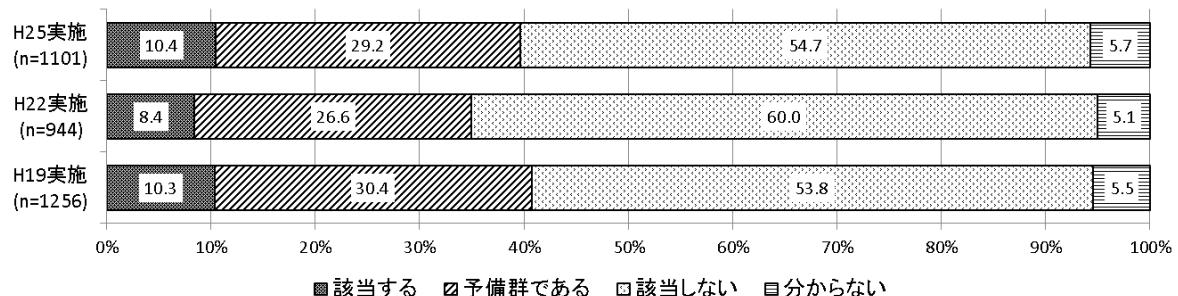


⑤ 健康に関する意識

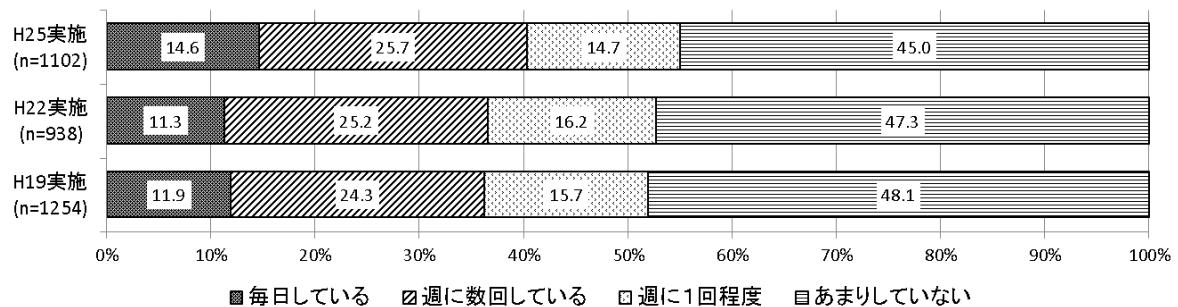
→メタボリックシンドローム*について「大体理解していた」が増加



→メタボリックシンドローム*の状況

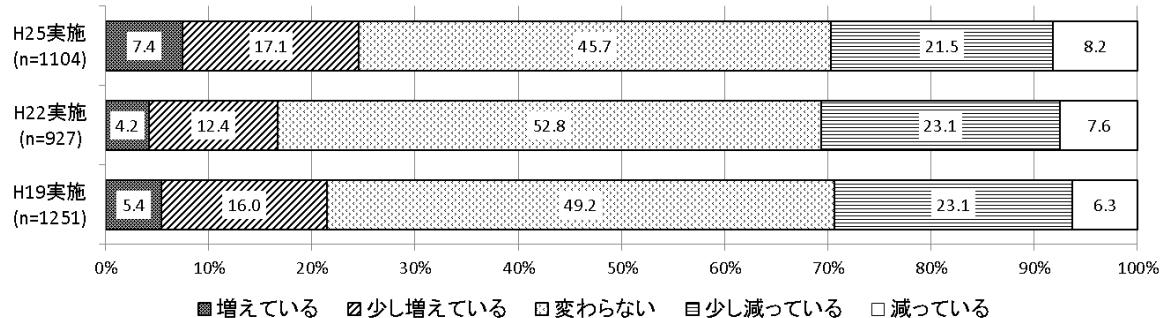


→定期的な運動について、「毎日運動」している割合が増加

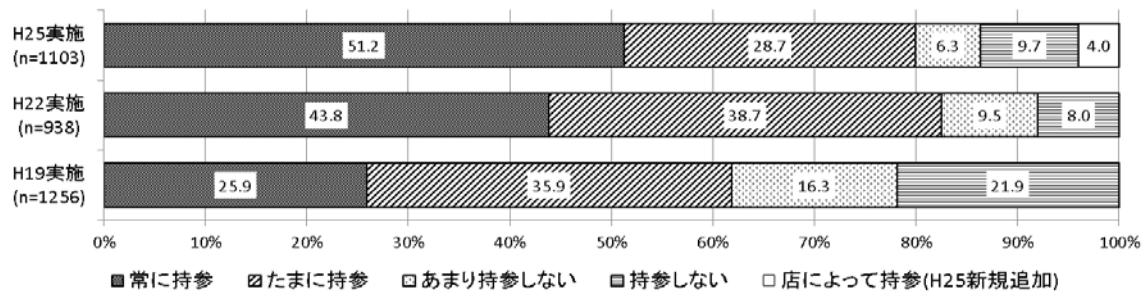


⑥ 環境問題への意識

→ゴミの排出量は、「増加」の回答微増

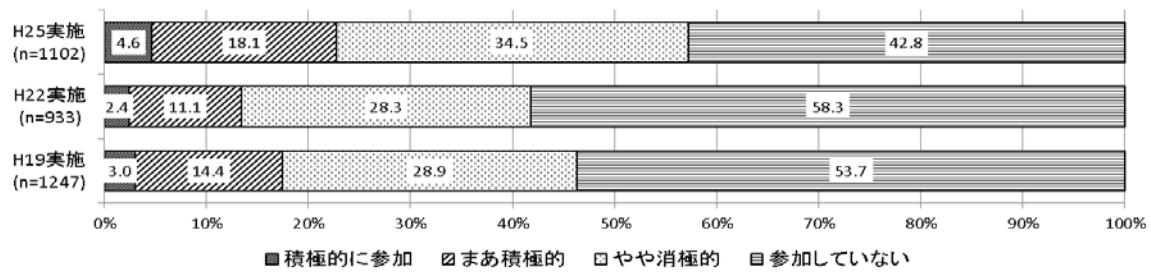


→マイバックの持参割合は増加



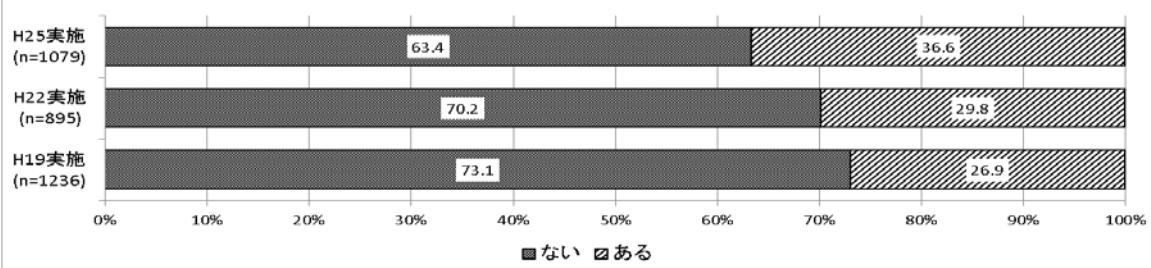
⑦ 地域社会への意識

→地域の活動に不参加の割合は減少



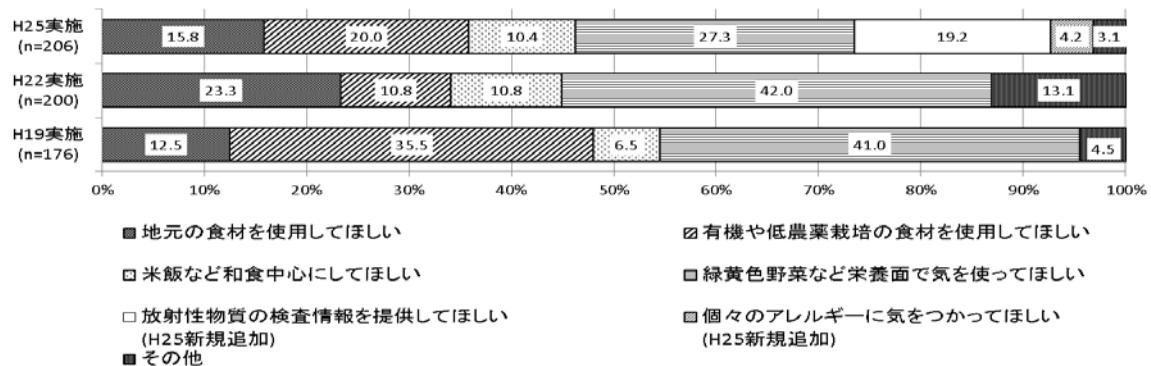
⑧ 生活のゆとり・農作業・食育政策に関する意識

→趣味としての農作業経験の有の割合は増加

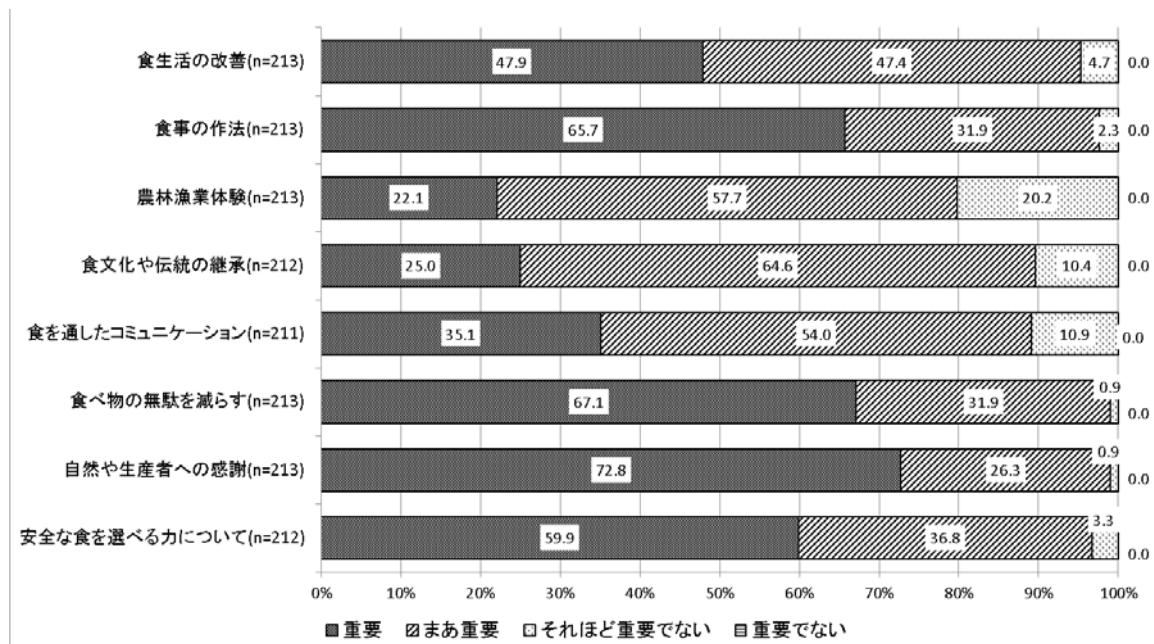


⑨ 子どもの生活と食育に関する意識

→学校給食に期待することが多様化



→子どもへ伝えたい食育の考え方多様化



⑩ 歯科の健康に関する意識

→歯科の治療間隔が短縮

今回：およそ 1 年 10 カ月

前回：およそ 2 年 10 カ月

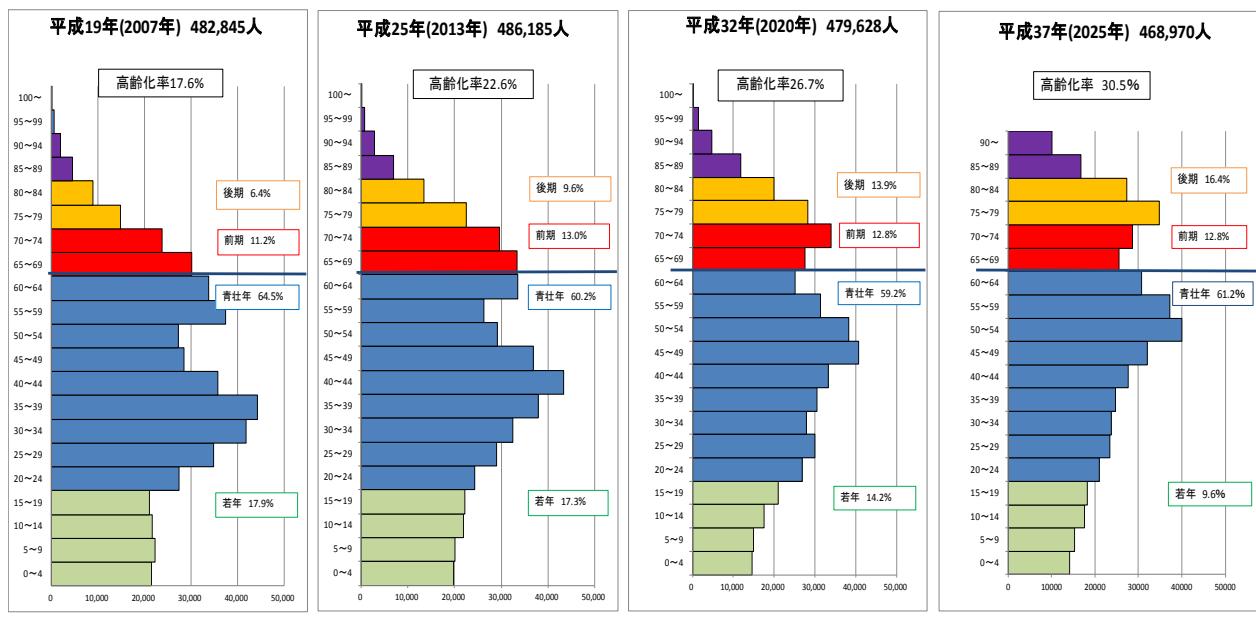
前々回：およそ 2 年 3 カ月

(3) 松戸市の健康の現状

食育は、健康との関係が大変深く、基本的な事項を把握しておく必要があります。

① 人口構成

松戸市の人団構成の推移



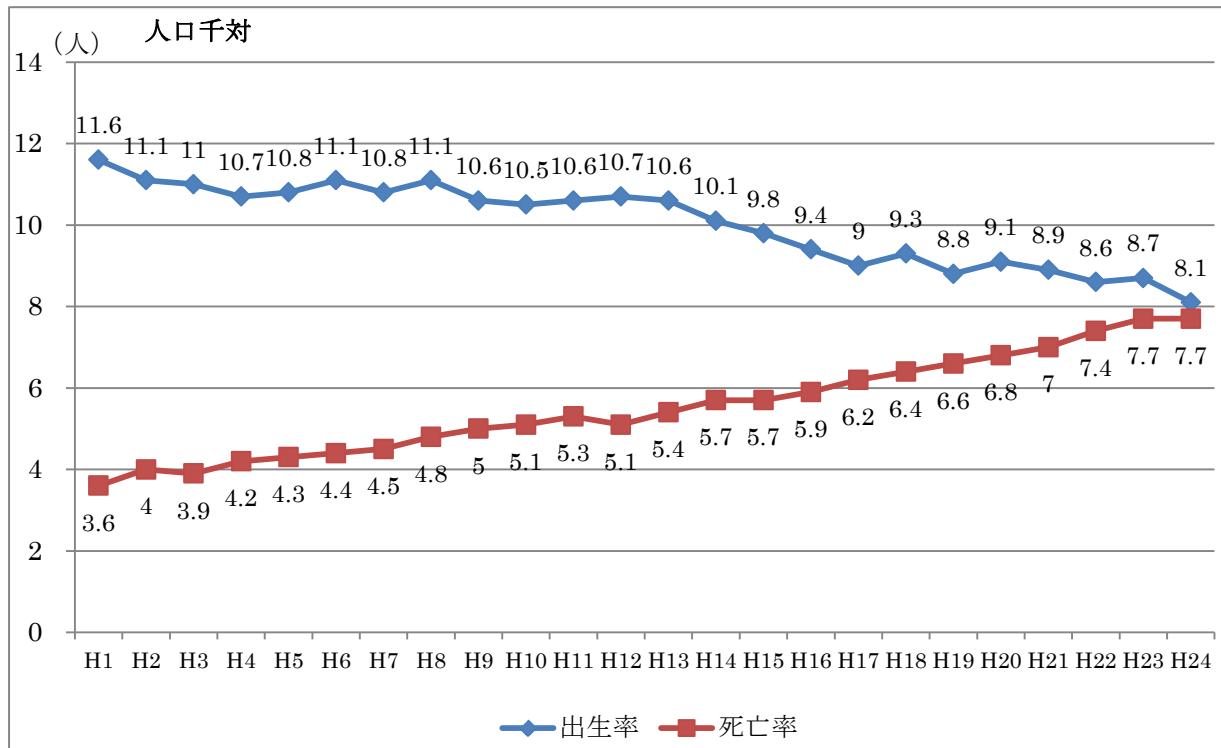
資料:住民基本台帳(平成19年9月30日)

資料:住民基本台帳(平成25年9月30日)

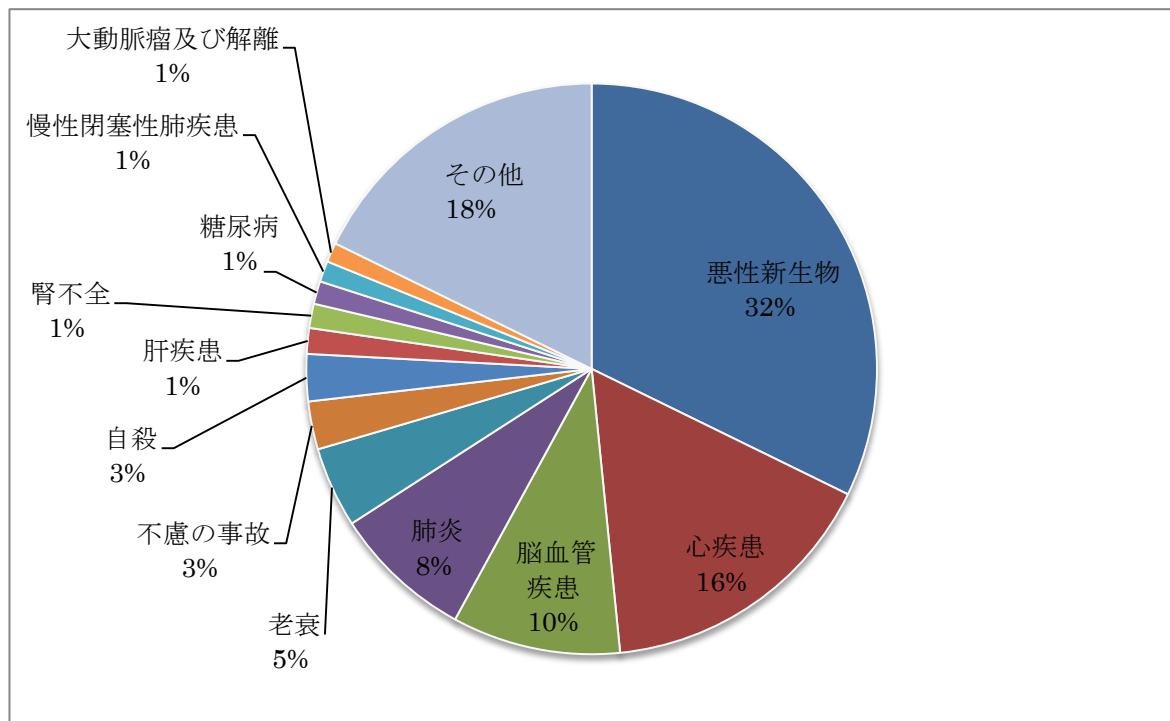
資料:総合計画(平成19年9月30日の住民基本台帳より推計)

資料:国立社会保障・人口問題研究所 日本の将来人口推計

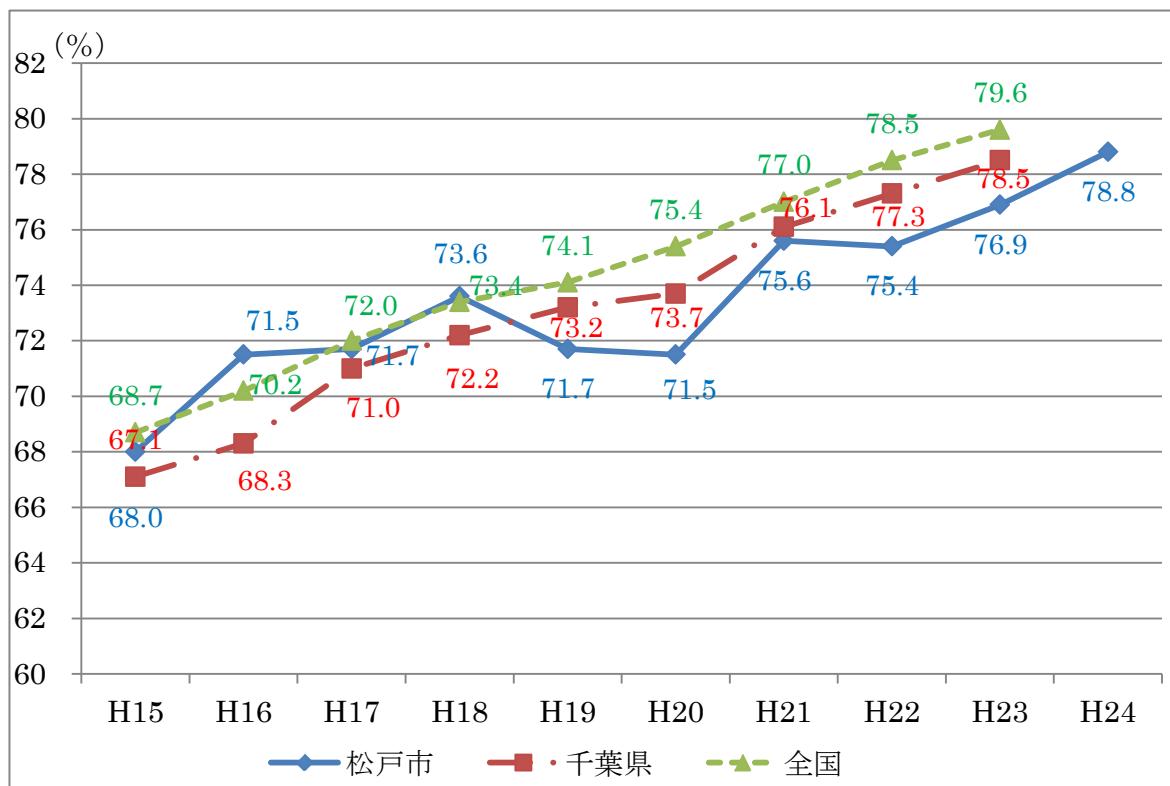
② 松戸市の出生率・死亡率の推移（千葉県衛生統計）



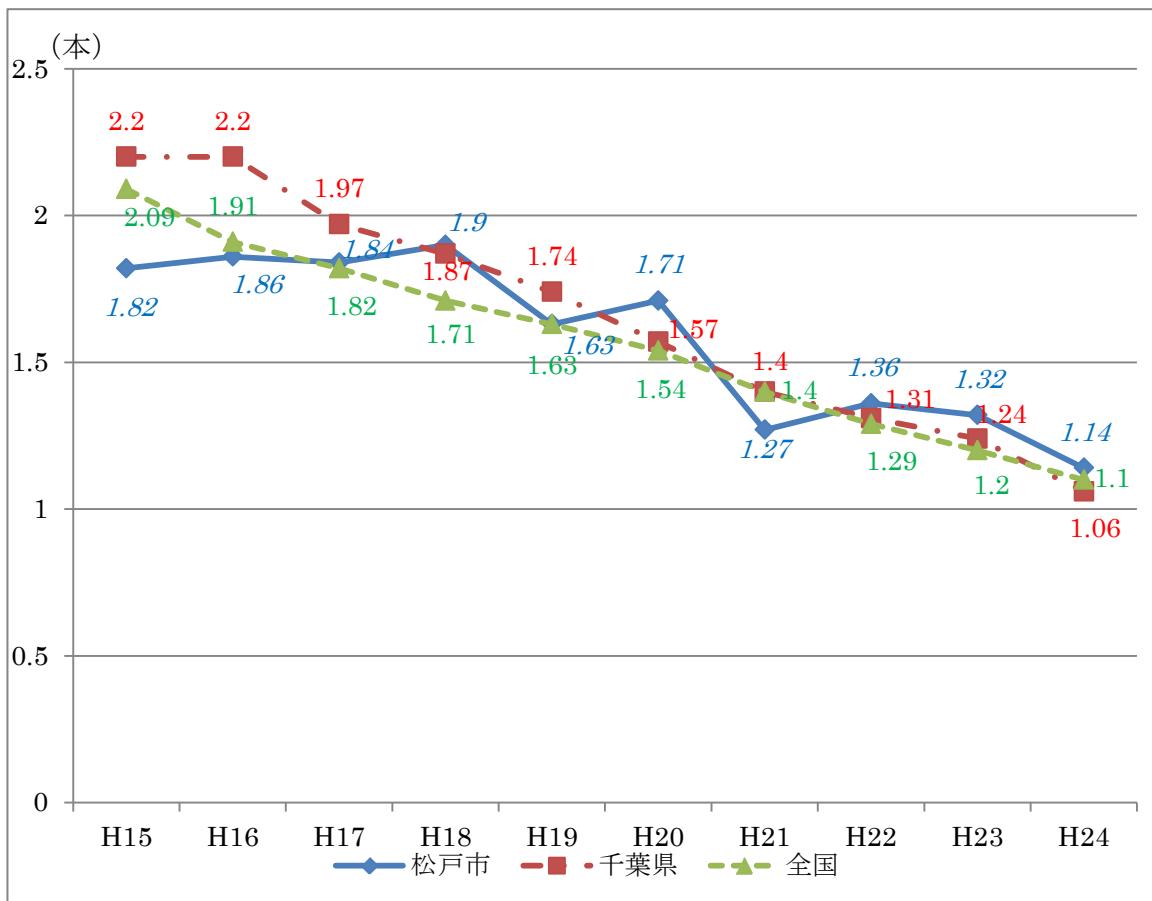
③ 松戸市の主要死因（千葉県衛生統計：平成 24 年度）



④ 3歳児のむし歯のない児童の割合（千葉県児童生徒定期健康診断結果）



⑤ 12歳児の平均むし歯本数（千葉県児童生徒定期健康診断結果）

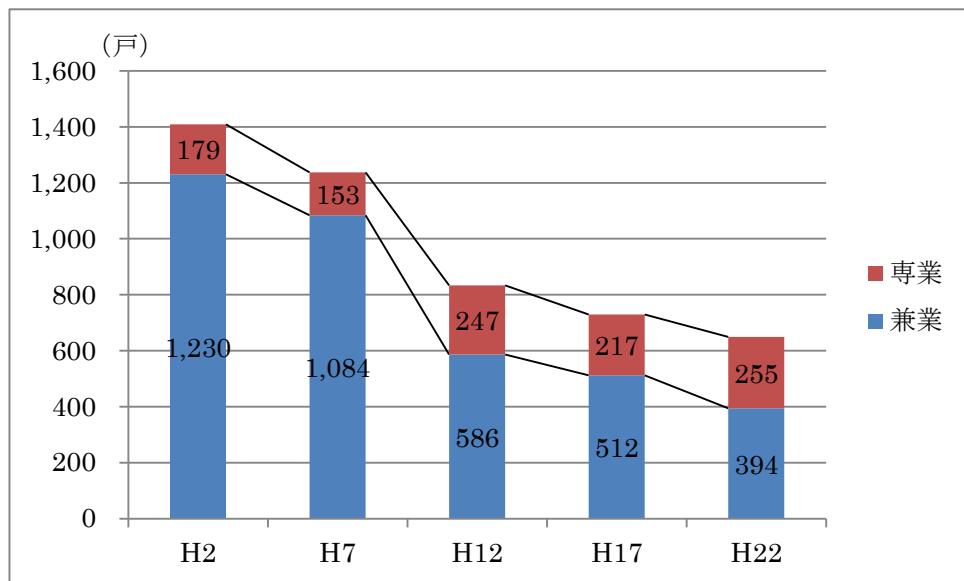


(4) 松戸市の農業の現状

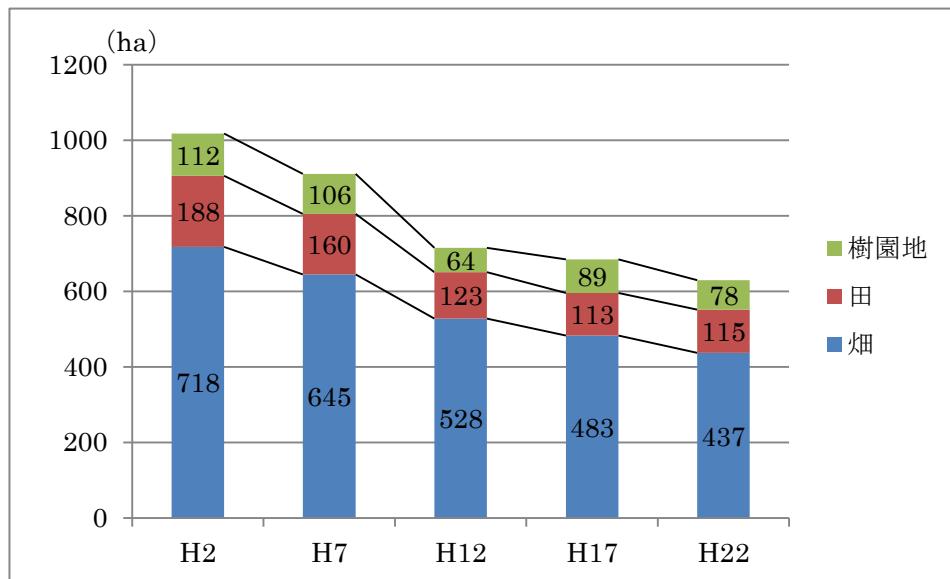
松戸市は都心から20km圏内にあり総面積約61.33km²、農地面積630ha、農業者数1,950人を数え、野菜・果樹の生産地として都市型農業を行っています。

(1) 農業の現況（2010年農業センサス）

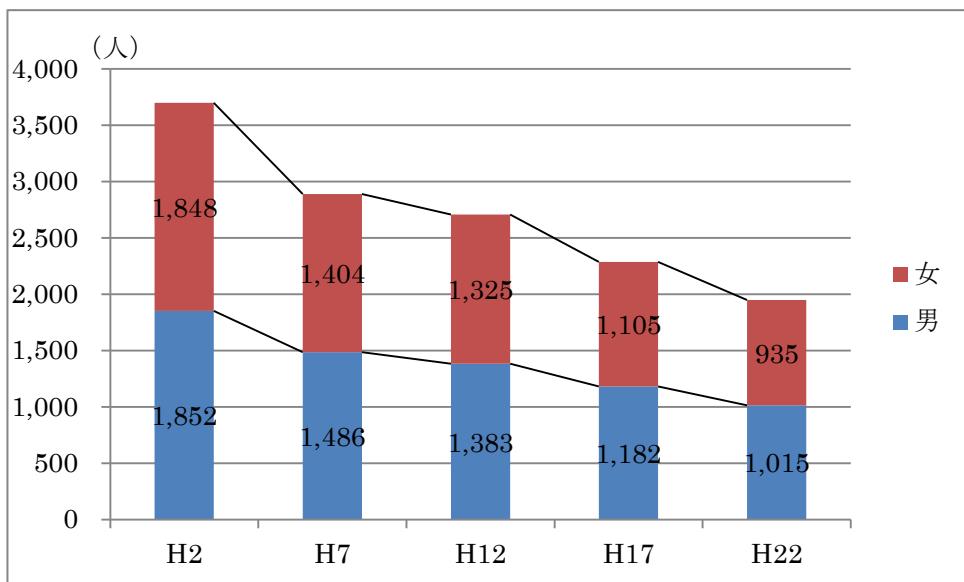
① 農家戸数



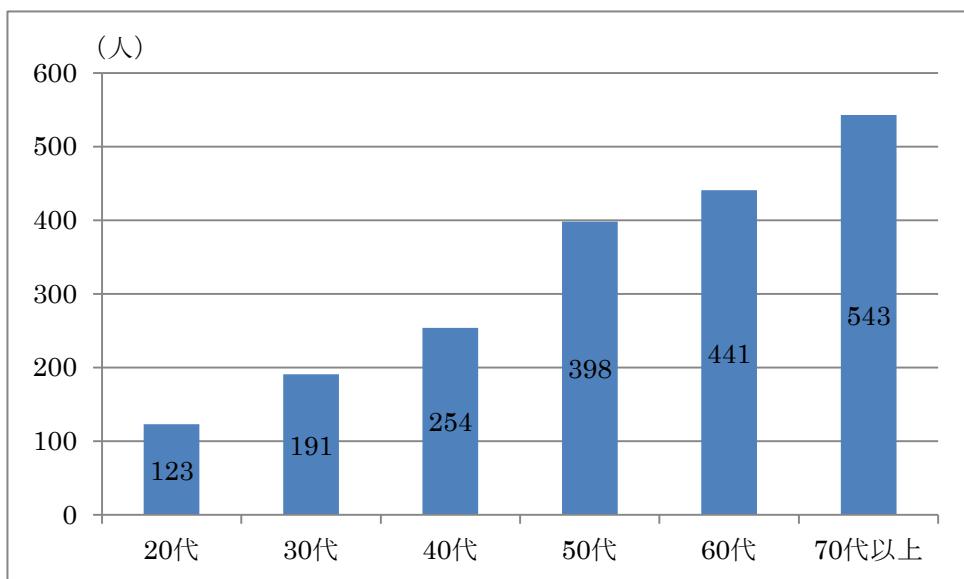
② 経営耕地*面積 (ha)



③ 農業従事者数



④ 年齢層別基幹的農業従事者*数 (H22)



(2) 特産（「まつどの農業」より）

① あじさいねぎ

小金地区では江戸時代から長ねぎの栽培が行われていましたが、昭和50年頃から重くて収穫作業が大変な長ねぎの代わりに、軽くて高く売れる葉ねぎの栽培が盛んになりました。「あじさい寺」の名で有名な本土寺にちなんで「あじさいねぎ」と名付



けられました。葉色が濃く、白身にも冴えがあり、品質の良いものが選び出され「あいじさいねぎ」として出荷・販売されています。

② 矢切ねぎ

矢切地区でねぎが本格的に栽培されるようになったのは、明治3、4年頃といわれています。今の東京都江東区砂町から「千住ねぎ」の種を譲り受け栽培したところ、江戸川が洪水で氾濫したときに上流から運ばれた砂と土がちょうどよく混ざり栽培にできしたことから、年々作付けも増えて明治12、13年頃からは市場へ出荷されるようになりました。



③ 二十世紀梨

千葉県で梨の栽培が始まったのは江戸時代で、今の市川市八幡からといわれており、これが周辺地域に広がり松戸でも栽培されるようになったようです。「二十世紀梨」は明治21年に八柱村（今の松戸市大橋）の松戸覚之助少年（当時13歳）が親類の家のごみ捨て場で偶然見つけた苗木を育て、10年後に収穫に成功したものです。この梨は、色が白く上品でおいしいと評判になり全国に広がり始めました。そして、「二十世紀に王座をなす梨になるであろう」という意味で「二十世紀」と命名されました。今では松戸市で作られている梨の種類は、幸水、豊水、新高がほとんどで二十世紀梨は少ししか作られていませんが、松戸市梨研究会を中心に二十世紀梨復活の試みを始めています。

「二十世紀梨」というと鳥取県が有名ですが、そのルーツは松戸です。



④ 横野口 覆下 こかぶ

横野口でかぶが本格的に栽培されるようになったのは、大正13年頃といわれており、今の東京都葛飾区で全盛を誇っていた「金町覆下こかぶ」の種を譲り受け栽培したのが始まりです。その後、栽培技術の改善と品種の改良に努力した結果、「横野口覆下こかぶ」という優良品種が生まれ、「全国農産物品評会」において3度の農林水産大臣賞を受賞しています。



主な産地



松戸市都市農業振興協議会パンフレットより

みのりちゃん とは

市では松戸産農産物にシンボルマークに「みのりちゃん」・キャッチフレーズに「松戸いきいき地場野菜・果実」を定め、松戸産農産物のブランド化を推進しています。また、併せて「地産地消*」も推進しています。シンボルマークなどは一定の要件を満たした農産物に表示されます。



主要産地が松戸の千葉県農産物全国ランキング（平成 23 年）

全国第 1 位

品目	産出額	全国に占める割合	上位県		県内主要産地
			第 2 位	第 3 位	
だいこん	121 億円	12%	北海道	青森県	銚子、旭、松戸
えだまめ (未成熟)	55 億円	15%	埼玉県	山形県	野田、松戸、船橋
かぶ	42 億円	30%	埼玉県	京都府	柏、東庄、松戸

全国第 2 位

品目	産出額	全国に占める割合	上位県		県内主要産地
			第 1 位	第 3 位	
ねぎ	164 億円	12%	埼玉県	茨城県	柏、松戸、山武

全国第 5 位

品目	産出額	全国に占める割合	上位県			県内主要産地
			第 1 位	第 2 位	第 3 位	
こまつな	16 億円	6%	埼玉県	東京都	神奈川県	千葉、船橋、松戸

千葉県農林水産業の動向-平成 25 年度版-より

松戸市の品目別産出額順位（平成 18 年）

	品目名	産出額	産出額の県内順位	
			1 位	2 位
1 位	ねぎ	17.5 億円	1 位	
2 位	なし	6.2 億円	6 位	
3 位	ほうれんそう	5.6 億円	6 位	
4 位	だいこん	5.6 億円	3 位	
5 位	かぶ	5.1 億円	3 位	
6 位	えだまめ	3.7 億円	2 位	
7 位	キャベツ	2.3 億円	5 位	
8 位	もやし	-	-	
9 位	きゅうり	1.3 億円	-	
10 位	こまつな	1.0 億円	3 位	

千葉県農業産出額上位 10 品目(平成 23 年)

	品目	H23 産出額	全国に 占める 割合	全国 順位	上位県			県内主要産地
					第 1 位	第 2 位	第 3 位	
1 位	米	730 億円	4%	9 位	新潟県	北海道	秋田県	香取、旭
2 位	豚	347 億円	6%	4 位	鹿児島県	茨城県	宮崎県	旭、香取
3 位	鶏卵	322 億円	7%	2 位	茨城県	千葉県	鹿児島県	君津、銚子
4 位	生乳	240 億円	4%	3 位	北海道	栃木県	千葉県	南房総、千葉
5 位	かんしょ	185 億円	21%	1 位	千葉県	茨城県	鹿児島県	香取、成田
6 位	ねぎ	164 億円	12%	2 位	埼玉県	千葉県	茨城県	柏、松戸、山武
7 位	日本なし	138 億円	17%	1 位	千葉県	茨城県	栃木県	市川、白井、鎌ヶ谷
8 位	トマト(ミニトマト含む)	133 億円	7%	4 位	熊本県	北海道	愛知県	旭、白子、一宮、八街
9 位	にんじん	130 億円	21%	2 位	北海道	千葉県	徳島県	富里、八街、船橋、山武
10 位	ほうれんそう	122 億円	13%	2 位	埼玉県	千葉県	群馬県	野田、柏、船橋

千葉県農林水産業の動向-平成 25 年度版-

(5) 和食（ユネスコ*無形文化遺産*）※農林水産省HP

南北に長く、四季が明確な日本には多様で豊かな自然があり、そこで生まれた食文化もまた、これに寄り添うように育まれてきました。

このような、「自然を尊ぶ」という日本人の気質に基づいた「食」に関する「習わし」を、「和食；日本人の伝統的な食文化」と題して、ユネスコ*無形文化遺産*に登録申請しています。

「和食」の特徴

多様で新鮮な食材とその持ち味の尊重

日本の国土は南北に長く、海、山、里と表情豊かな自然が広がっているため、各地で地域に根差した多様な食材が用いられています。また、素材の味わいを活かす調理技術・調理道具が発達しています。

栄養バランスに優れた健康的な食生活

一汁三菜を基本とする日本の食事スタイルは理想的な栄養バランスと言われています。また、「うま味」を上手に使うことによって動物性油脂の少ない食生活を実現しており、日本人の長寿、肥満防止に役立っています。

自然の美しさや季節の移ろいの表現

食事の場で、自然の美しさや四季の移ろいを表現することも特徴のひとつです。季節の花や葉などで料理を飾りつけたり、季節に合った調度品や器を利用したりして、季節感を楽しみます。

正月などの年中行事との密接な関わり

日本の食文化は、年中行事と密接に関わって育まれてきました。自然の恵みである「食」を分け合い、食の時間を共にすることで、家族や地域の絆を深めました。

(経過)

時期	事項
平成 23 年 7 月から 11 月	<p>日本食文化の世界無形遺産登録に向けた検討会</p> <p>ユネスコ*に申請書を提出するに当たり、無形文化遺産*保護条約の制度を調査し、申請内容を検討するため有識者による検討会を開催いたしました。</p>
平成 24 年 1 月から 2 月	<p>文化審議会</p> <p>ユネスコ*への申請に先立ち、文化審議会に申請内容を諮りました。</p>
平成 24 年 3 月	<p>ユネスコ*への申請書の提出</p> <p>ユネスコ*に対し政府として申請書を提出しました（申請名称「和食：日本人の伝統的な食文化」）。</p> <p>日本食文化の無形文化遺産*登録に御賛同いただいた 1,593 の関係団体等の皆様の一覧です。</p> <p>なお、御提出いただいた賛同書は申請書とともに、ユネスコ*本部に提出しています。</p>
平成 25 年 10 月 22 日	<p>補助機関による勧告の公表</p> <p>12 月に開催される政府間委員会に先立ち、補助機関（政府間委員会委員国の中から代表 6 か国からなる機関）による事前審査がなされ、その審査結果が勧告として政府間委員会に報告されました。</p>
平成 25 年 12 月 4 日	<p>政府間委員会における審査と登録決定</p> <p>条約締約国の中から代表 24 か国からなる政府間委員会において、補助機関による勧告を踏まえ、登録の可否について審査された結果、「和食」の登録が決定されました。</p>

(6) 東日本大震災に伴う放射性物質の影響と対策

東日本大震災に伴う原子力発電所事故により、食の安全が大きな課題になっています。

食品（食べ物やペットボトル入りなどの飲料水）に含まれる放射性物質*については、平成23年3月の東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故を受けて、厚生労働省は食品の安全性を確保する観点から、食品中の放射性物質*の暫定規制値を設定し、これを上回る食品は、販売などができなくなりました。また、平成24年4月から、新しい基準値に変更されました。

放射性セシウムの新基準値

食品群	基準値(Bq/kg)
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

市では、国の交付金事業を活用して簡易型放射性物質*検査機器を導入し、JAとうかつ中央と連携をとりながら、農家が生産販売する松戸市産農産物の安全性の確認と、生産者や消費者の不安解消のため、放射性物質*検査を実施しております。

この検査は、市がスクリーニング用として実施するもので、測定結果が50ベクレル*/kgを超過した場合、早急に千葉県の精密検査計画への組み入れなどの調整を行います。今後も、市の検査計画に基づき順次検査を行い、検査結果について公表していく予定です。

また、上記の他にも保育所では「松戸市立保育所の給食用食材検査」、学校では「学校給食用食材の放射性物質*検査」、水道水では「放射性物質*分析」などの放射性物質*検査や、放射線専門医による健康相談の実施など、食品及び健康分野での対策も実施しています。

松戸市関連ホームページ

- ・松戸市立保育所の給食用食材検査(サンプリング検査)
http://www.city.matsudo.chiba.jp/chuumoku/houshasen/taisaku_taiou/hoikujyo_youchien/kyuushoku.html
- ・学校給食用食材の放射性物質検査結果
http://www.city.matsudo.chiba.jp/chuumoku/houshasen/taisaku_taiou/shiritsu_gakkou/kyuushoku_sokutei.html
- ・放射性物質分析結果
<http://www.city.matsudo.chiba.jp/suidou/shinsaikankei/houshanou/index.html>

② 解決しなければならない問題と取り組むべき課題

(1) 現状からの問題

① 食育に対する認識は伸び悩んでいる（アンケート）

食に対する様々な考え方を育んでいくことは、一朝一夕で実現できるものではなく、地道な対応が望まれます。

② 食品に対する安全性（アンケート）

東日本大震災以降放射性物質*を含み、食品の安全性に対する関心が高まっています。

③ 市内の農業が縮小傾向（統計資料）

統計によれば、農地や従事者が縮小傾向にあり、成り立ちを含め体験する機会が減少してきています。

(2) 期待される課題への対応

① 子どもへの食育についての期待（アンケート）

子どもへの食育は様々な分野で期待されています。

② 死因の半数以上が生活習慣病*（統計資料）

食事や運動を含め、生活習慣の改善が健康を維持・増進することができます。

③ 食育の場の形成（アンケート）

家庭が半数以上を占めていますが、学校と共同して行うことを望んでいる割合が増加しています。

④ 文化遺産である和食を活用

本市で生産される農作物は和食に適したものが多いことから、積極的に給食などに活用できます。

(3) 定着化に向けた取り組み

食育は、生涯にわたって育むものであることから、地道な絶え間ない活動が重要です。

第3章 第2次松戸市食育推進計画

1 キャッチフレーズ

2 基本理念

3 基本目標

4 食育推進の3原則

5 食育の展開方向

6 基本施策

- (1) 施策体系
- (2) 重点事業
- (3) 推進事業

7 モデル事業

- (1) 基本的な考え方
- (2) 推進体制
- (3) 想定範囲
- (4) スケジュール
- (5) 目標

8 計画の評価

- (1) 国・県の指標
- (2) 松戸市の指標に対する考え方

1 キャッチフレーズ

「みんなで考え、できることから始めよう！」

2 基本理念

食育は、「食に関する知識と食を選ぶ力を身に付ける」ために求められる学びです。松戸市の食育は、「食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きる」ために、食育への取り組みにより、市民が食の大切さや食の楽しさを改めて再認識し、日頃の生活の中で健全な食生活を送る家庭や地域の姿を目指しています。

食を単なる食べることから味わうことへと変え、食をとおして家族のことや地域のことなど、さまざまなことを話し合える場としていくことが大切であると考えます。

また、食育に取り組むに当たっては、市民・家庭はもとより、企業、自主活動団体などの多くの関係機関・関係団体と松戸市が共に協力・連携していくことが必要です。地域で生活・活動する多くの人々の力が結集されることが望まれます。

さらに、食育への取り組みは、本来、身近でできることを積み重ねていくことがあります。市民に関心を持ってもらうため、その関心を高める施策を継続的に実施することが重要です。

3 基本目標

基本目標1. 食の大切さを見直し、のぞましい食習慣を身につける

現代の食をめぐる状況は、戦中や戦後の物のない時代から、考えられないほど便利で豊かになりました。しかし、その一方で生活習慣病の増加や食に対する感謝の念が希薄となっています。

食への感謝や心豊かな食生活の実現をめざし、飽食*の時代の食をあたりまえから改めて見直していくことが大切です。

また、現代の家庭の食卓は、さまざまな問題を抱えています。例えば、テレビをつけたままにして食事をするというのもそのひとつです。食事よりテ

レビに集中してしまうと会話が減り、コミュニケーションの質が低下します。子どもの偏食や箸の持ち方がおかしくてもそれに気づかず注意する機会を逸してしまったり、子どもの心の異変に気づかないこともあります。また、家族が揃って食事をする機会が大幅に減っていることも大きな問題です。一人孤独に食べる「孤食*」の問題は、新聞などでも取り上げられていますが、こういった食生活を見直すことが求められています。

基本目標2. 地域でとられる食材の魅力や食の成り立ちを学ぶ

松戸市は、全国に誇れる農産物や食品を生産していますが、市民にはあまり知られていません。

また、市民の多くは勤労者世帯に属しているために、農産物などを作った経験が少なく、どのように食材が作られ、流通機構を通じて家庭まで届くのかを知らない市民が多いものと思われます。

その季節に地域でとれた食べ物を食べることは、人間の体に自然と必要とする成分を取り込むことになります。人間も自然の一部であり、季節や環境を含め、自然環境と無縁ではいられません。こういった人間の体（二身）と環境（二土）は、分けることはできない（二不二）ことを「身土不二（しんどふじ）」といいます。

まずは、地域で作られている食材を知り、さらに、生産者と消費者との交流を図ることによって、郷土への誇りが芽生え、郷土を愛する心を育むことを目指します。

また、本市の特性である都市型農業を活用して、都心との交流を促進するグリーンツーリズム*を進めていくことを目指します。

基本目標3. 選食力を養い、よくかんで食べ、心も体も健やかに

食は、健康の基本です。生涯を通じて食に関心を持ち、年齢に応じた好ましい食生活を送ることが必要です。特に、子どもの頃に正しい食習慣を身に付けることは、重要です。生涯を通じて健康を保つことができるようになり、それは生涯にわたる財産になります。

そして、食材を選ぶ際には、食品表示*をよくみて安全で安心な食べ物をバランスよく栄養を摂取するように心がけたいものです。

現代人が好むメニューは、ハンバーグやカレー、プリンなど柔らかいものが圧倒的に多くなりました。現代人が食事にかける時間は平均 11 分で、戦前（昭和 10 年頃）の 22 分の半分です。もち玄米のおこわや木の実をよく食べていた弥生時代にまでさかのぼれば、食事時間は、51 分で、今の 6 倍以上もよくかんでいたといわれています。よくかむことは、「肥（ひ）満を予防し、味（み）覚の発達を助け、言（こ）葉の発音がはっきりし、脳（の）の発達を促し、歯（は）の病気の予防をし、がんを予防し、胃（い）腸の調

子を良くし、全（ぜ）力投球できる」などの効用があり、頭文字の語呂合わせをして「ひみこのはがいーゼ」といわれています。昔からある食材である玄米や雑穀、豆類を多く取るなど普段からかみ応えのある食事をとるように心がけたいものです。

4 食育推進の3原則

①独自性

人口48万人を擁する首都東京に隣接した生活都市、松戸市の資源を活かし、松戸らしい食育推進事業を目指します。松戸は、特産物・特產品の生産が行われ、2つの市場、3つの工業団地、4つの大学があるといった特徴があり、さらには、企業、商店街、自主的な活動団体など、市内の各界各層で独自の取り組みが以前から行われ、食育を進めるための資源に恵まれています。これらの独自性をうまく活かした取り組みが期待されます。

②総合性

産学官のネットワーク、生産・流通・消費を行う者の相互の交流、多様な媒体を活用した情報の提供・発信、既存の施策の複合化など、食育に関する資源や情報をうまく連携させて、総合的で全体として調和のとれた取り組みを進めることで、効果的なものとしていく必要があります。

また、市独自の施策に加え、国や千葉県の施策もうまく取り入れ、国や県と連携した広い意味のネットワークの構築も重要と考えます。

③継続性

食育は日常の身近な生活に関わるものであり、その推進は、息の長い継続した取り組みが求められます。そのためには、多額の費用を要しないことや、費用対効果に注意するなど、効率的な取り組みを進めていくべきです。

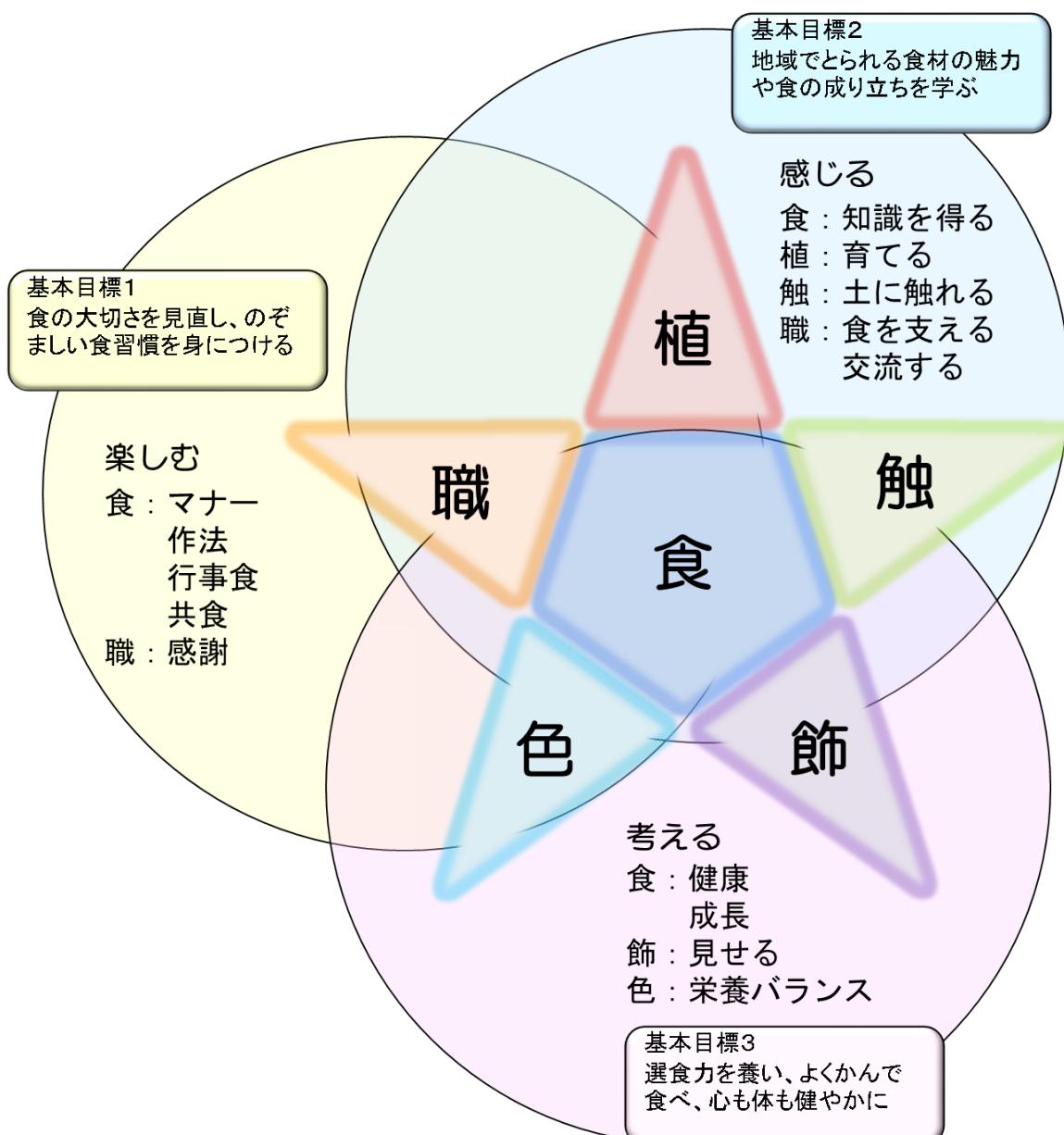
また、目標を定め、それを定期的に把握し、市民に伝えていくことで、食育の取り組みを評価し、より良い方向に見直しをしていくことも大切なことです。



5 食育の展開方向

「しょく（食・植・触・飾・色・職）」の6つの力を育む

- 基礎基本を理解する → 食べる
- 食材を育てる → 植える
- 食材の成り立ちを理解する → 触れる
- 食事を楽しむ → 飾る
- 栄養バランスを考える → 色合い
- 食材を育てる人を理解する → 職の重要性



6

基本施策

(1) 施策体系

基本目標1 「食の大切さを見直し、のぞましい食習慣を身につける」

① 「もったいない」ライフを実践する

一人ひとりがエネルギーの無駄づかいや環境破壊をしない「もったいない」ライフを心がけ、食を広い視野で考えます。

② 行事食や郷土の特産物に関する知識を学ぶ

旬を知り、食卓を季節感で彩り、食を五感で味わう幸せを心がけ、それらを子どもたちに伝えていきます。

③ 友人や家族など多世代で食を楽しむ機会を増やす

食卓は作法とともに心を育てる場ととらえ、毎日の食卓を皆で囲み食生活の望ましい習慣を確立できるようしっかりととした土台を作ります。

④ 料理を気軽に楽しく実践する

料理を実際に調理することで楽しさに気づくよう、簡単な料理からはじめたり、一緒に調理する楽しみを味わうために料理教室などを開催します。

基本目標2 「地域でとられる食材の魅力や食の成り立ちを学ぶ」

① 地元産の野菜の直売情報を提供し、地産地消*の促進

地域で生産された安心で安全な農産物の販路の拡大や安定供給を図っていきます。

② オーナー農園、市民農園など消費者と生産者との交流を促進

野菜の成長過程を市民に身近に見てもらう取り組みを推進し、取り組みの成果を地域に知らせるよう情報発信をします。

③ 学校、保育所など給食を活用した「食に関する指導」の促進

給食は食の大切さを見直す貴重な機会になっています。学校での取り組みを家庭に理解してもらい、地域全体で子どもたちを健やかに育むための連携の強化を図っていきます。

基本目標3 「選食力を養い、よくかんで食べ、心も体も健やかに」

① 健全な食生活に関する指針の普及

市民の皆さんに食育を身近に感じ実践してもらえるよう「松戸版食事バランスガイド*」などにより啓発を図ります。

② ライフステージ*に応じた食生活の実践

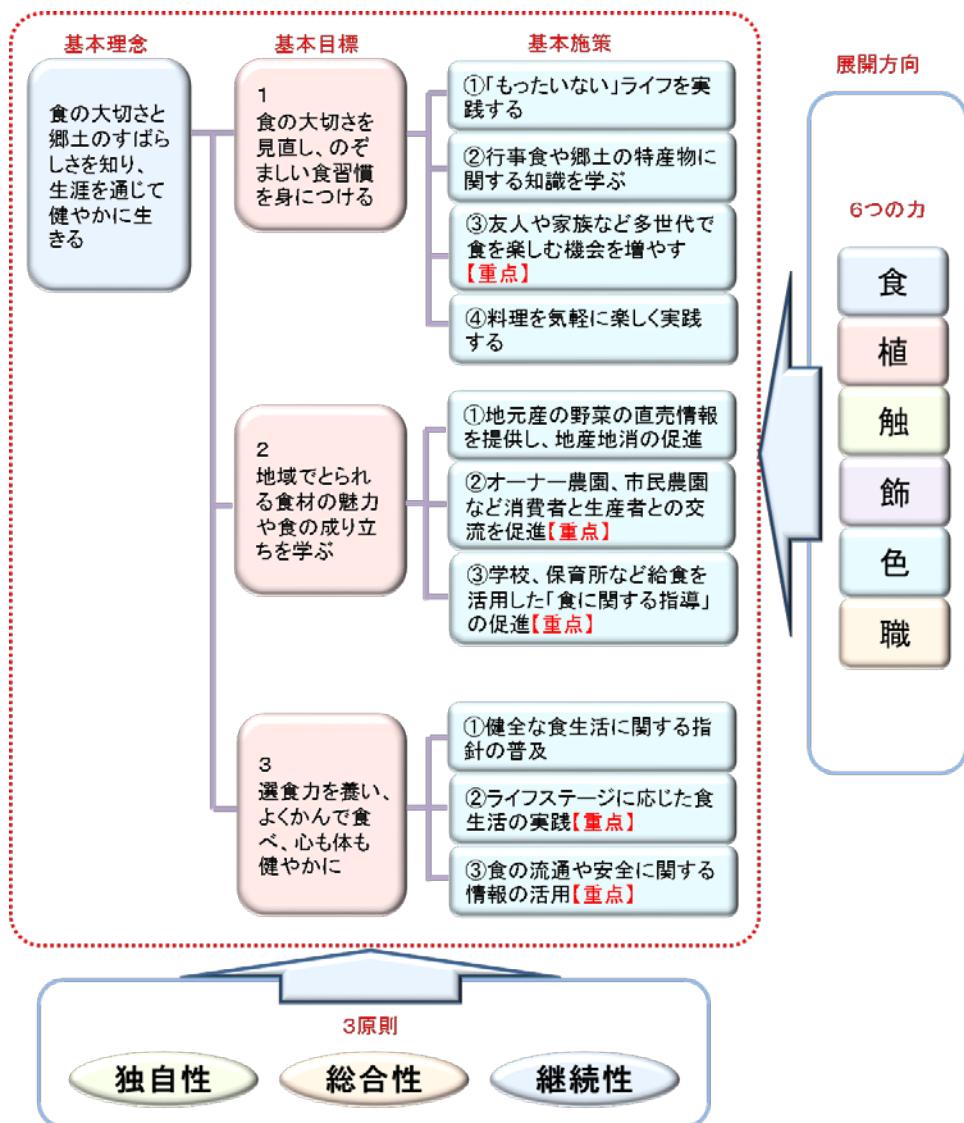
心も体も健やかになるため、各ライフステージ*に応じた健康づくりを推進していきます。

③ 食の流通や安全に関する情報の活用

消費者として食品表示*の見方に強くなるとともに、食品安全性の知識や知恵を親から子へ伝え、食を選ぶ力を養えるようにしていきます。

<施策体系>

キャッチフレーズ 「みんなで考え、できることから始めよう！」

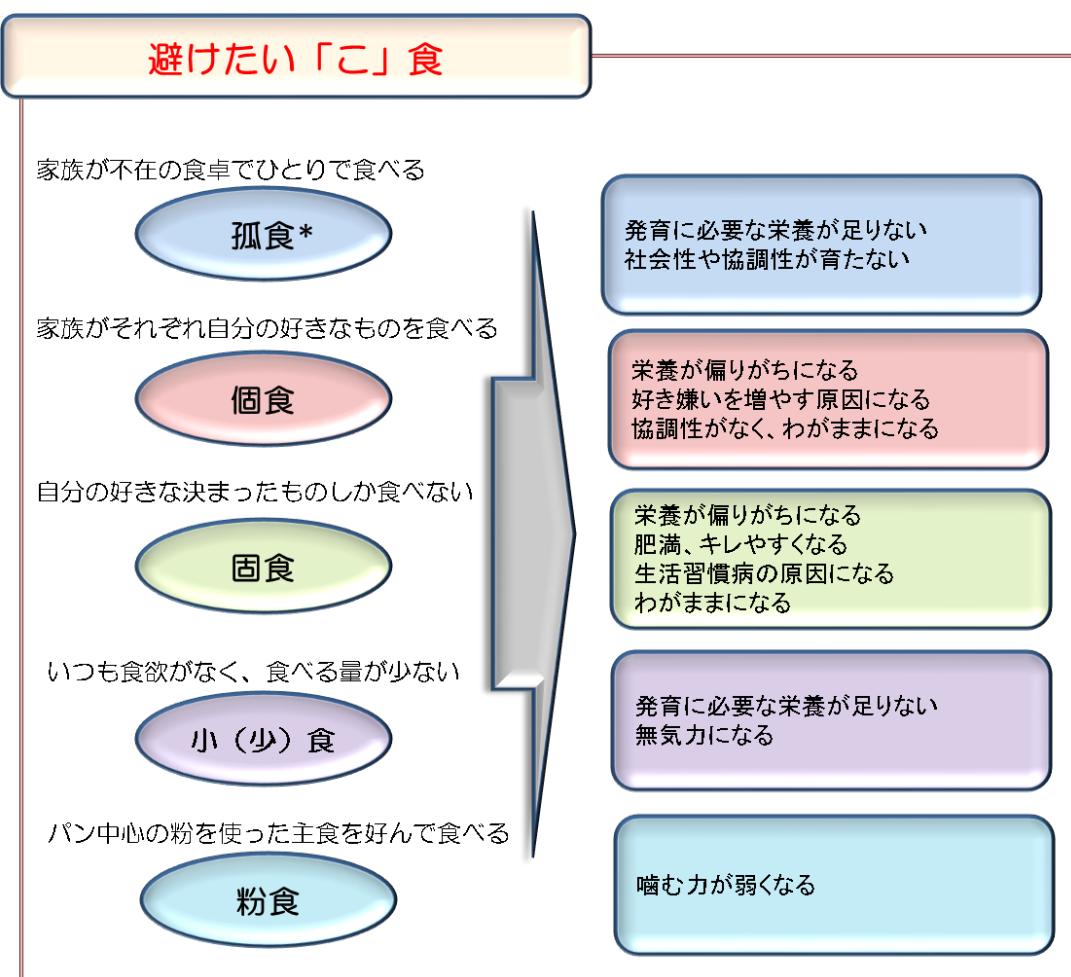


(2) 重点事業

食育をより定着化していくために、新たに「重点」事業を設定します。

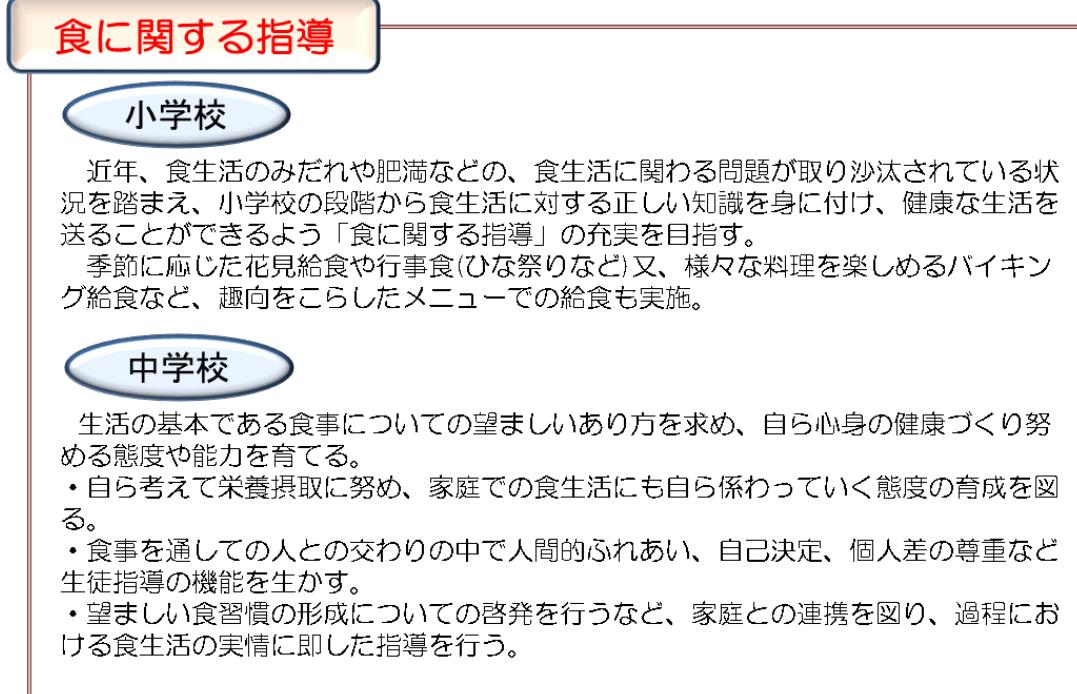
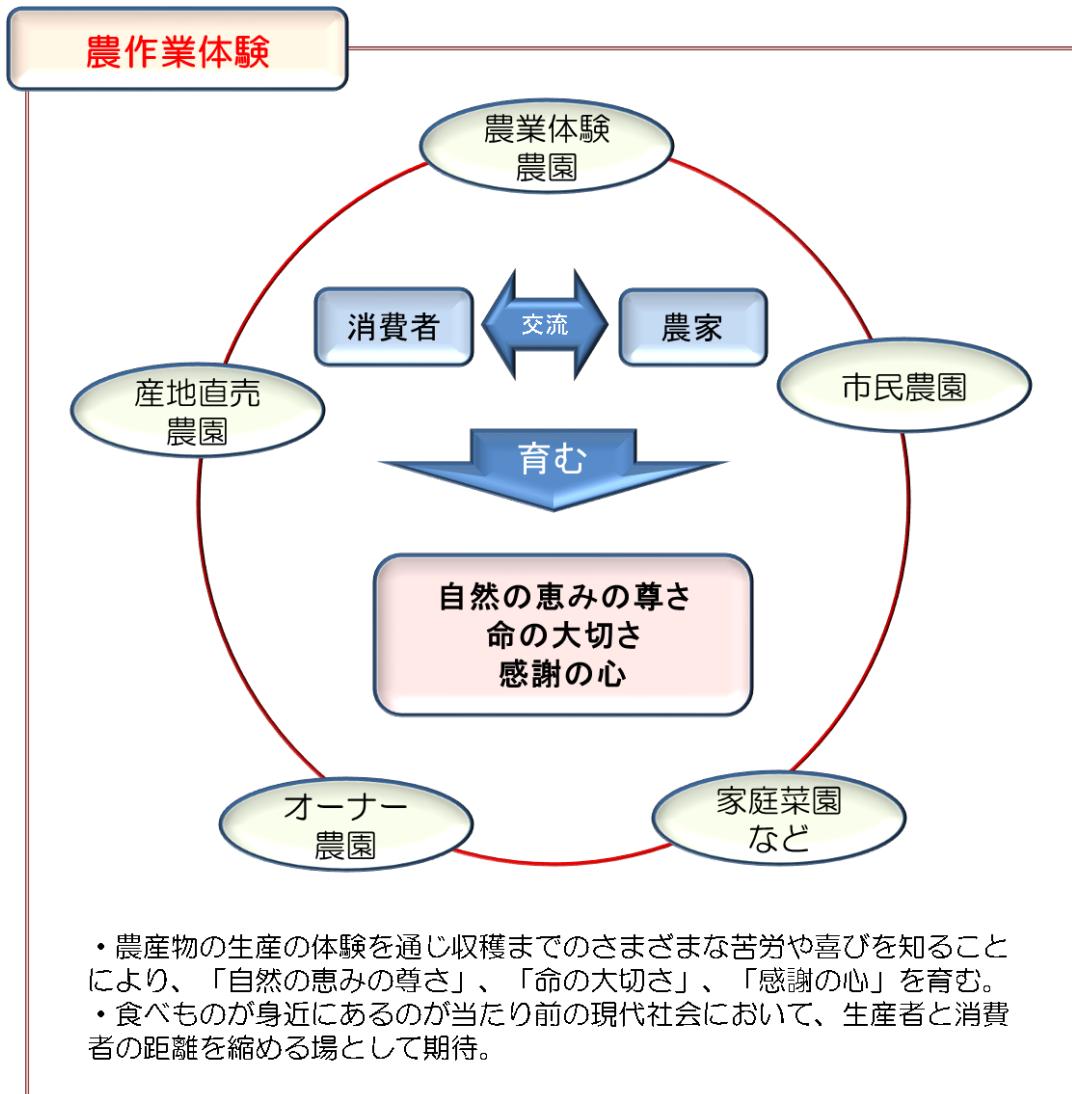
基本目標1 「食の大切さを見直し、のぞましい食習慣を身につける」

- ③ 友人や家族など多世代で食を楽しむ機会を増やす



基本目標2 「地域でとられる食材の魅力や食の成り立ちを学ぶ」

- ② オーナー農園、市民農園など消費者と生産者との交流を促進
- ③ 学校、保育所など給食を活用した「食に関する指導」の促進



基本目標3 「選食力を養い、よくかんで食べ、心も体も健やかに」

- ② ライフステージ*に応じた食生活の実践
- ③ 食の流通や安全に関する情報の活用

ライフステージ別のポイント

胎児(妊娠婦)

母親がかたよった食生活をしていたり、タバコを吸っていると胎児の成長に悪い影響があります。適正なエネルギー量に注意しながら栄養状態が低下しないよう、よりバランスのよい食事を心がけます。

乳幼児(0歳～5歳)

味覚や咀嚼(そしゃく)*機能の基礎作りであるこの時期は、よくかんで味わうことの習慣が身につくように必要なステップを踏むことを心がけ、子どもの食べる意欲を尊重します。

学齢期(6～14歳)

健康や食の知識、体験を広げ、自分で実践する自己管理力の基礎をつくる時期です。できる限り家族で食卓を囲み、食事の手伝いなど楽しい食卓の経験を大事にしていきます。

青年期(15～24歳)

母親や家族に依存してきた食生活から自分の意思による食物選択へ移行する時期のため、朝食の欠食やバランスの悪い食生活などが生じがちです。
外見を気にするあまり肥満でないのに、ダイエットに走るケースが多くみられます。必要な場合は、減らしても何の問題もないお菓子やジュース、脂っこい料理を減らすことが必要です。

壮年期(25～44歳)

仕事や子育てに忙しい自身の生活を振り返り、生活習慣を見直し 健康管理が必要となる時期です。内臓脂肪は、多すぎると健康的のバランスを崩し、生活習慣病の原因になってしまいます。内臓脂肪を減らすには、食習慣と運動習慣が重要です。揚げ物は、週2回にする、甘いお菓子やジュースはお茶にするなど比較的実行しやすい目標を立てましょう。運動習慣についても簡単なことから始めましょう。

中年期(45～64歳)

壮年期に生活習慣の見直しができていないと生活習慣病が発症する時期です。
生活習慣病の正しい知識を持ち、予防を心がけましょう。
また、定期的に歯科検診を受診して、健康な口腔を保つようにしましょう。

高齢期(65歳～)

老化を迎え体調に十分配慮しながら、自分にあった食生活をとり 生活をいきいきと楽しむ時期です。ビタミンやミネラルの必要量は、年をとっても変わりませんので食事バランスガイドを参考に野菜のおかずを食べるよう心がけます。

(3) 推進事業

今後4年間の予定事業を掲載します。

基本目標1 食の大切さを見直し、のぞましい食習慣を身につける

①「もったいない」ライフの実践

「ひと・もの・しぜんを大切にするまちづくり～感謝する心、謙虚な心、優しい心～」を基本とする「もったいない運動」を推進しています。単に「もの」を大事にすることだけに留まらず、様々な生命を大切にする心、自然や人間をいくしむ心を育てることを通じて、食の大切さを身につけることを基本とします。

業務名称	事業内容	担当課
もったいない運動の推進	もったいない運動の推進を図る。	行政経営課
環境意識の向上	環境への意識の向上と循環型社会*への転換を推進する。 (地球温暖化防止事業・環境意識向上事業)	環境政策課
生ごみ処理容器購入の促進	生ごみ処理容器購入を促進する。 (ごみ減量促進事業)	環境業務課
減CO2大作戦推進業務	エコクッキング教室 減CO2大作戦の取り組みのひとつ「地球にやさしい行動推進事業」のなかで市民団体との協働により、年に4回開催。 地産地消*を心がけ食材を無駄なく使い切るエコクッキング教室を市民を対象に行っている。 (地球温暖化防止事業)	環境政策課

②行事食や郷土の特産物に関する知識を学ぶ

古くから季節の変わり目などに行われる行事食には、意味があり、その伝統を継承していくことで、子どもたちに、食の大切さや食習慣を身につけるきっかけとしていくことが考えられます。

また、和食のユネスコ*無形文化遺産*への登録を契機に、本市の特産である野菜を活用した食事や果樹の知識を学べるようにします。

業務名称	事業内容	担当課
常設展示・企画展示	市民や松戸の歴史を学びたい人を対象に、郷土の歴史・文化を紹介、展示する。 (博物館展示事業)	博物館
松雲亭の利用提供	国の重要文化財である戸定邸に隣接する茶室にて、お茶会や徳川昭武・慶喜の足跡にちなんだ将軍コーヒー・将軍フレンチを楽しむ行事を行う。 (松雲亭管理運営事業)	戸定歴史館

二十世紀梨を通じた鳥取県との交流	松戸ゆかりの梨の歴史を知り、郷土への理解を深める。 (観光促進事業)	文化観光課
食に関する本の選書	郷土食や食に関する本を図書館等に配置し、食育への関心を高める。 (図書館管理運営事業)	図書館

③友人や家族など多世代で食を楽しむ機会を増やす

人と一緒に食事をすることには、食事の基本であるマナーや作法を確認する重要な機会と捉え、積極的な世代間のコミュニケーションの中から多くの学びを得られるようにする機会をつくります。

業務名称	事業内容	担当課
ふれあい会食会	市内 15 地区社協において、70 歳以上の独り住まいの方を対象に会食会を実施し、会食後、ボランティアによる催し物を提供する。	社会福祉協議会 (地域福祉課)
おやこ DE 広場	ランチタイムを設定し、利用者同士交流しながら食事を楽しむ。 (地域子育て支援事業)	子育て支援課
青少年教室「お父さんと作ろう！手打ちうどん」	親子で協力してうどんを作り、食す。 (青少年会館学習機会提供事業)	生涯学習推進課
公民館成人講座「自分自身の衣食住をもう一度見直してみよう！」	次世代の消費者力アップ・くらし力アップを図るため、子育て世代の関心が高い衣食住のテーマを選び、全 3 回の連続講座を開催する。 (学習機会提供事業)	生涯学習推進課

④料理を気軽に楽しく実践する

料理は食べるためでなく、調理するという事前準備と片付けるという事後処理があります。料理を気軽に楽しむためには、より多くの料理をする機会を作っていきます。

業務名称	事業内容	担当課
木もれ陽の森（バーベキュー場）	21 世紀の森と広場の木もれ陽の森で、緑に囲まれた敷地内でアウトドアクッキングを気軽に楽しむ機会を提供している。 (総合公園管理事業)	公園緑地課 21 世紀の森と広場管理事務所
料理教室	地区社協において、男性等を対象にした料理教室を実施する。	社会福祉協議会 (地域福祉課)

基本目標2 地域でとられる食材の魅力や食の成り立ちを学ぶ

①地元産の野菜の直売情報を提供し、地産地消*の促進

近年、松戸産野菜を食品スーパーでかなり販売されるようになってきています。今後は、より生産者の顔が見えるような工夫をしていく必要があります。

業務名称	事業内容	担当課
農産物ブランド化	松戸産農産物ロゴマークである「みのりちゃん」着ぐるみをイベント等で活用し、松戸産野菜を周知し、販売の促進を図る。 (産地育成強化支援事業)	農政課
産地直売所	大農業まつり等で新鮮で安全安心な地場野菜の販売、市内農家の直売を推進し、地場野菜の消費拡大を図る。(観光農業普及奨励事業)	農政課
オーナー農園	農家が生育、肥培管理*を行う農園で野菜の生育状況を見ながら、野菜の収穫、体験を通して農業への理解を深める。(観光農業普及奨励事業)	農政課
観光梨園	松戸市観光梨園組合連合会への補助金を交付する。(観光促進事業)	文化観光課
体験型オーナー農園	これまでのオーナー農園事業を拡大し、種まき・除草・収穫といった一連の作業に携わることで地産地消*・食育の推進を図り、都市農業への理解を求める。(観光農業普及奨励事業)	農政課
再) 減CO ₂ 大作戦推進業務	エコクッキング教室 減CO ₂ 大作戦の取り組みのひとつ「地球にやさしい行動推進事業」のなかで市民団体との協働により、年に4回開催。 地産地消*を心がけ食材を無駄なく使い切るエコクッキング教室を市民を対象に行っている。 (地球温暖化防止事業)	環境政策課

②オーナー農園、市民農園など消費者と生産者との交流の促進

市民が自ら生産を体験することにより、消費者と生産者の交流を図ります。

業務名称	事業内容	担当課
市民農園	市民農園の利用普及を図り、市民の農業体験の場を増やす。 (農地活用促進事業)	みどりと花の課
再) オーナー農園	農家が生育、肥培管理*を行う農園で野菜の生育状況を見ながら、野菜の収穫、体験を通して農業への理解を深める。(観光農業普及奨励事業)	農政課
小中学校等での農業体験	総合的な学習や校外学習での農園体験及び栽培活動を通して、収穫の喜びを味わうなどして、食育の醸成を図る。	指導課

再) 体験型オーナー農園	これまでのオーナー農園事業を拡大し、種まき・除草・収穫といった一連の作業に携わることで地産地消*・食育の推進を図り、都市農業への理解を求める。（観光農業普及奨励事業）	農政課
--------------	---	-----

③学校、保育所など給食を活用した「食に関する指導」の推進

食習慣を身につけていくためには、幼少期からより多くの機会を得ていく必要があります。また学校などの集団の中で、身につけていくことは、知識・技術の早期獲得にもつながることから積極的に推進していきます。

業務名称	事業内容	担当課
給食の栄養指導・食教育実践指導	児童・生徒、教職員、保護者を対象に食教育を行い、児童生徒に望ましい食生活を身につけてもらうと共に食生活の基本でもある家庭食生活も改善を促す。 (食教育事業)	保健体育課学校給食担当室
給食運営委員会	食育基本法*及び食育基本計画に基づき、市立保育所として食育に取り組む。市立保育所の給食業務、及び給食内容における問題点を把握し、解決にむける。 (市立保育所関係事業)	幼児保育課

基本目標3 選食力を養い、よくかんで、心も身体も健やかになる

①健全な食生活に関する指針の普及

日常生活の中で、食育を認識できるような仕組みを検討していきます。

業務名称	事業内容	担当課
食育推進イベントの開催	食事バランスガイド*の普及、啓発を実施し、食育への認知、関心を高める。 (食育推進事業)	健康福祉政策課
再) 給食の栄養指導・食教育実践指導	児童・生徒、教職員、保護者を対象に食教育を行い、児童生徒に望ましい食生活を身につけてもらうと共に食生活の基本でもある家庭食生活も改善を促す。 (食教育事業)	保健体育課学校給食担当室
おやこ DE 広場	歯科衛生士による歯の健康と食事の関連性などについて話を聞く。 (地域子育て支援事業)	子育て支援課

②ライフステージ*に応じた食生活の実践

少子・高齢化の進展にあわせ、ライフステージ*ごとの食事のあり方を、健康を踏まえながら検討していきます。

業務名称	事業内容	担当課
食生活改善推進員の地域活動	市民を対象に食育に関する講話と調理実習を実施する。 (健康増進人材育成事業)	健康推進課
親子クッキング教室	小学校3年生以上の子どもとその保護者を対象に、調理実習・試食という体験学習を通して食育の大切さを学ぶ。 (健康増進啓発事業)	健康推進課
再) 給食の栄養指導・食教育実践指導	児童・生徒、教職員、保護者を対象に食教育を行い、児童生徒に望ましい食生活を身につけてもらうと共に食生活の基本でもある家庭食生活も改善を促す。 (食教育事業)	保健体育課学校給食担当室
学校保健行事の開催など	児童・生徒、教職員、保護者を対象にした健全な発育と健康の維持増進のための学校保健行事等を開催する。 (学校保健啓発事業)	保健体育課学校給食担当室
離乳食教室	月齢に応じた離乳食のすすめ方についての講話とデモンストレーションを行う。 (母子保健指導事業)	健康推進課
育児相談	情報提供や相談を通じて、親子が心身共に健やかに乳児期を過ごし、健康づくりの基礎をつくる。 (母子保健指導事業)	子ども家庭相談課母子保健担当室
1歳6か月児健康診査事業	健康診断・健康相談を通じて、幼児とその保護者に望ましい食生活の習慣を身につけ、健康的の保持増進を図る。 (乳幼児健康診査事業)	子ども家庭相談課母子保健担当室
三歳児健康診査	健康診断・健康相談を通じて、幼児とその保護者に望ましい食生活の習慣を身につけ、健康的の保持増進を図る。 (乳幼児健康診査事業)	子ども家庭相談課母子保健担当室
乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいる家庭に早期にかかり、育児に関する不安や悩みを聞きながら助言を行うと共に、適切な保健サービスの提供と社会からの孤立を防ぐことで、虐待の予防を図り、乳児の健全な育成環境を整備する。 (家庭訪問事業)	子ども家庭相談課母子保健担当室
ママパパ学級開催業務	初妊婦とそのパートナーに対し、親になる自覚や子どもが健康に育つための親自身の生活習慣の見直しを促す。 (妊娠保健指導事業)	子ども家庭相談課母子保健担当室
妊娠歯科健康診査	妊娠に対し、歯科健康診査を実施し口腔の健康意識の向上を図る。 (妊娠健康診査事業)	健康推進課

わんぱく歯科くらぶ	2歳～3歳5ヶ月児とその保護者に対し、適切なブラッシング法やう蝕予防のための食習慣を指導する。予防法としてフッ化物塗布*を行う。 (母子保健指導事業)	健康推進課
口腔保健教室	民間保育所の4～5歳児と保育士を対象にう蝕予防のためのブラッシング法やフッ化物・食習慣について指導する。 (民間保育所等歯科保健指導・母子保健指導事業)	健康推進課
障害児（者）歯科保健指導	障害児（者）施設において、通所児（者）や保護者、施設職員に対して、口腔ケアの重要性や噛むことの大切さについて指導する。 (健康増進啓発事業)	健康推進課
生活習慣病予防講座	メタボリックシンドローム*予防を中心に生活習慣病予防を目的とした講話・運動実技・調理実習・口腔ケア実技を実施する。 (生活習慣病予防実践指導事業)	健康推進課
食生活講座	20～50代の市民を対象に家族の食生活を考えるための講話、調理実習を行う。 (健康増進啓発事業)	健康推進課
60歳からの食生活講座	食事づくりの楽しさを体験しながら、健康と食生活についての講話、調理実習を実施する。 (健康増進啓発事業)	健康推進課
ヘルスボランティア育成支援事業	望ましい食生活を身につける市民を増やすために、地域住民の食育を推進する人材を推進する。 (地区組織育成事業)	健康推進課
特定健康診査*等業務	特定健康診査*により、メタボリックシンドローム*該当者及び予備群を早期に抽出し、栄養指導等の保健指導を実施する。 (特定健康診査等事業)	国民健康保険課
成人歯科健康診査	歯の喪失を防ぎ、生涯自分の歯で食べられるように、20歳以上の市民を対象に歯科健康診査を実施する。 (健康診査事業)	健康推進課
摂食指導	摂食機能に障害のある子どもに対し、安全に楽しく「食べる」ことが獲得できるように指導する。 (こども発達センター管理運営事業)	健康福祉会館
健康週間（口腔保健週間）	市民に口腔保健に関する知識を普及啓発し、歯の喪失を防ぎ生涯自分の歯で食べられる方法を知る機会とする。 (健康増進啓発事業)	健康推進課
配食	地区社協において、独居高齢者に配食を実施する。	社会福祉協議会 (地域福祉課)
おやこDE広場	栄養士や助産師を招き、離乳食等について学ぶ。 (地域子育て支援事業)	子育て支援課

③食の流通や安全に関する情報の活用

様々な社会問題に対応していくためにも、積極的な情報提供に努めながら、知識の普及に努めていきます。

業務名称	事業内容	担当課
食中毒防止の情報提供	夏季に多い食中毒の発生予防のため注意報、警報を発令し、予防の情報提供と共に、食品衛生協会*との連携を図る。 (感染症対策関係事業・食品衛生協会補助金)	健康福祉政策課 健康推進課
消費者への学習支援	消費生活に関する知識を必要とする市民に対し、情報の提供や各種講座を開催する。 (消費者学習支援事業)	消費生活課
消費生活モニター	消費生活モニターを通じて消費生活に関する意見や要望を聞き、行政に取り入れる。 (消費生活モニター関係事業)	消費生活課
市場	卸売市場における青果物（野菜・果実）の取扱実績等の情報提供を行う。 (卸売市場事業)	消費生活課

7 モデル事業

(1) 基本的な考え方

重点事業を推進するために、地域を構成する住民・学校・PTA・生産者・ボランティアなどが同じ視点で食育について議論を深め、問題・課題の解決にできることから取り組んでいきます。

～みんなで考え、できることから始めよう～

(2) 推進体制

- ① 行政
- ② 保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校
- ③ PTA
- ④ 地域団体・ボランティア
- ⑤ JA（生産者）
- ⑥ 流通・販売（商工会議所・青年会議所）
- ⑦ 3師会（松戸市医師会・松戸歯科医師会・松戸市薬剤師会）
- ⑧ 市内大学
- ⑨ その他（「ちば食育ボランティア・ちば食育サポート企業*」の活用）

(3) 想定範囲

1つの小学校区程度を想定

(4) スケジュール

平成 26 年度 実施検討会の発足、実施方法の検討

27 年度 実践

28 年度 実践

29 年度 評価

(5) 目標

食育の定着は、一朝一夕で実現できるものではなく、日々の不断の継続からしか生まれ得ないことから、地域が一体的に取り組み、検討事例を発信していくことにより、市内全域に普及・啓発していくことを目標とします。

基本目標1 食の大切さを見直し、のぞましい食習慣を身につける

食習慣を身につけるためには、食事の基本ルール、食の大切さ、行事食などの伝統の伝承が重要と考え、具体的な取り組みを検討します。

基本目標2 地域でとられる食材の魅力や食の成り立ちを学ぶ

食材の基本知識を身につけるために、生産者と消費者の交流を促進できるような具体的な取り組みを検討します。

基本目標3 選食力を養い、よくかんで食べ、心も体も健やかに

食について考え、そして実践することにより、健康につなげられるような具体的な取り組みを検討します。

8 計画の評価

第2次食育推進計画の評価について、今回はモデル事業を中心に検討していくことから大局的な指標のみとします。

(1) 国・県の指標等

国	現状	目標値	県	現状	目標値
(1)食育に関心を持っている国民の割合の増加	70.50%	90%以上			
(2)朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加	朝食十夕食 ＝ 週平均9回	10回以上			
(3)朝食を欠食する国民の割合の減少	子ども 1.6% 20歳代～ 30歳代男性 28.7%	子ども 0% 20歳代～ 30歳代男性 15%以下	朝食を欠食する県民の割合の減少	(小学 5 年生) 2% (中学 2 年生) 4.4% (15～19 歳：男性) 10.7% (15～19 歳：女性) 17.2% (20 歳代：男性) 41% (20 歳代：女性) 22.2% (30 歳代：男性) 37.5% (30 歳代：女性) 27.5%	0%を目指す 15%以下
(4)学校給食における地場産物を使用する割合の増加	26.10%	30%以上			
(5)栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加	50.20%	60%以上			
(6)内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加	41.50%	50%以上			
(7)よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関する国民の割合の増加	70.20%	80%以上			
(8)食育の推進に関わるボランティアの数の増加	34.5 万人	37 万人以上			

国	現状	目標値	県	現状	目標値
(9)農林漁業体験を経験した国民の割合の増加	27%	30%以上	直近 1 年以内に農林漁業体験に参加したことがある県民の割合 の増加	16.1%(H24)	18%以上
(10)食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加	37.40%	90%以上	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている県民の割合 の増加	56.50%	70%以上
(11)推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加	40%	100%			
			「ちば型食生活食事実践ガイドブック」、「食事バランスガイド」等の何かを参考にして食生活を送っている県民の割合の増加	30.7% (H22)	60%以上
			自分の食生活に問題があると思う県民のうち、改善意欲のある県民の割合の増加	成人男性 76.1% 成人女性 84.20%	成人男性 85%以上 成人女性 87%以上
			成人の 1 日当たりの野菜平均摂取量の増加	276.3g	350 g 以上
			外食や食品を購入する時に栄養成分表示を参考にする県民の割合の増加	成人男性 36.3% 成人女性 63.50%	成人男性 60%以上 成人女性 70%以上
			「千葉県産農林水産物」を購入したいと思う県民の割合の増加	73.1%(H25)	80%以上
			郷土料理や地域の伝統食などを家庭でつくることがある県民の割合の増加	67.1%(H24)	70%以上

(2) 松戸市の指標に対する考え方

基本的に食育の推進は、全国一丸となって取り組むものであり、基本的な指標は、国・県が共に設定している目標と同一とします。

- ① 朝食を欠食する子どもの割合
 - ② 農作業体験を経験した市民の割合
 - ③ 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている市民の割合
- 今後、モデル事業の進捗に合わせ新たに指標を検討していきますが、国の最初に設定する項目については維持します。
- ④ 食育に関心を持っている市民の割合

	項目	現状	目標値
1	朝食を欠食する子どもの割合の減少	小学2年生 1.00% 小学5年生 2.40% 中学2年生 4.80%	0%を目指す (第1次目標値と同様)
2	農作業体験を趣味とする市民の割合の増加	36.6%	50% (第1次目標値と同様)
3	食育のうち、食の安全確保について関心のある市民の割合の増加	41.9%	第1次目標値設定無し →90%
4	食育に関心を持っている市民の割合の増加	83.6%	92% (第1次目標値) →90%

松戸市食育シンボル
キャラクター
「ぱくちゃん」

松戸市の食育シンボルキャラクターの名前は、ぱくちゃん、ナスの妖精です。

ぱくちゃんは、平成19年5月15日号の広報まつどで募集され、559通の応募のなかから、市長賞に選ばれた松戸一中の生徒（当時）の作品をもとにデザインされました。

みんなが食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きることができるよう、食育を推進しています。



参考資料

- 1 関係法令
- 2 食事バランスガイド
- 3 食品表示のいろいろ
- 4 食育推進体制
- 5 用語解説

1

関係法令

食育基本法（平成 17 年 6 月 17 日法律第 63 号）

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようになるとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようになることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保

育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなけれ

ばならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の

増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

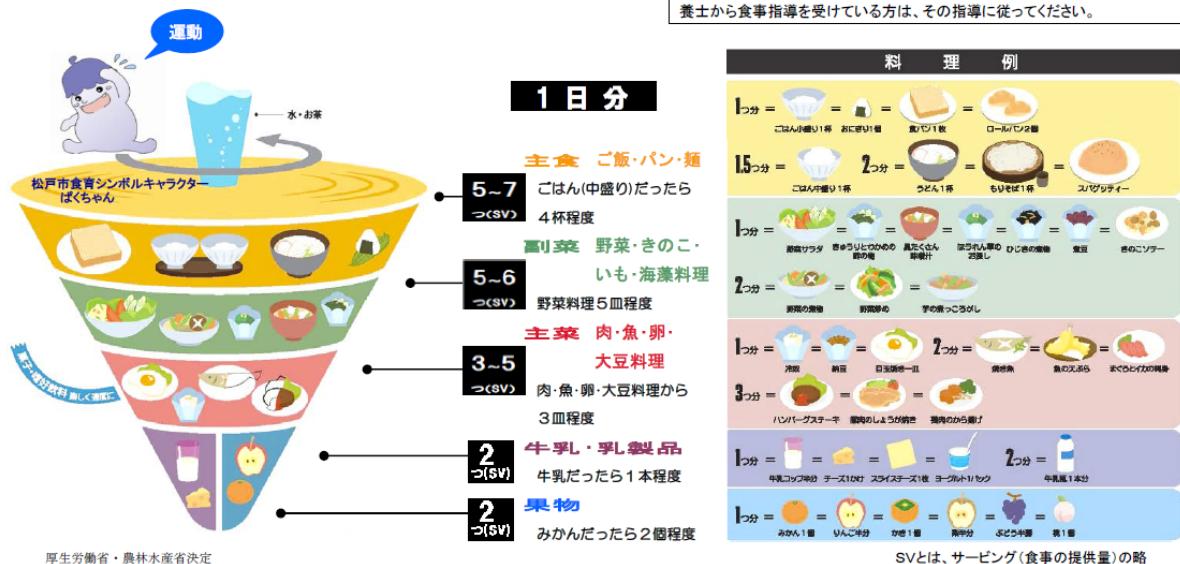
（以下、省略）

2 食事バランスガイド

松戸版食事バランスガイド

松戸版食事バランスガイド

「食事バランスガイド」は、1日に「何を」「どれだけ」食べたらいよいかの目安を分かりやすくイラストで示したもの。この「食事バランスガイド」は、健康な方々の健康づくりを目的に作られたものです。糖尿病、高血圧などで病院または管理栄養士から食事指導を受けている方は、その指導に従ってください。



食事バランス ガイドとは

「食事バランスガイド」は、健康で豊かな食生活の実現を目的に策定された「食生活指針」(平成12年3月)を具体的に行動に結びつけるものとして、平成17年6月に農林水産省と厚生労働省により決定されました。「食事の基本」を身につけるための望ましい食事のとり方やおよその量をわかりやすく示しています。

コマのイラストにより、一日分の食事を表現し、これらの食事のバランスが悪いと倒れてしまうことを表現しています。あなたのコマはうまくまわっているでしょうか？

農林水産省HPより

③ 食品表示のいろいろ

原材料名

加工食品には、必ず原材料名がついています。使用した全ての原材料が食品添加物とそれ以外の原材料に分けられ、使用した重量の多い順に表示されています。

食品添加物

加工品の腐敗防止や着色など、さまざまな目的で、化学合成された食品添加物が使用されています。それぞれ実験で安全基準が定められていますが、何種類もの食品添加物を同時に摂取すれば、人間の体のなかで化学変化が起こる可能性があります。加工品を選ぶときは、なるべく食品添加物の含まれていないものや種類の少ないものを選ぶようにします。

賞味期限と消費期限

賞味期限は、比較的長くもつ食べ物に、消費期限は、いたみやすい食べ物に付けられます。長くもつ食べ物とは、乾麺やクッキー、レトルト食品、清涼飲料水、冷凍食品、ハム、ソーセージ、さつまあげ、さらに牛乳や乳製品なども含まれます。こうした食べ物は、所定の方法で保存すれば、賞味期限の期間内は、おいしく食べられることが保証されています。品質の劣化が比較的ゆっくりなので、賞味期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではありません。多少、味が落ちている可能性はありますが、まだ十分に食べられる場合も多くありますので、まずは匂いをかいだり味見をしたり、五感を使ってたしかめてみましょう。

いたみやすい食べ物とは、ケーキなどの生菓子やお惣菜、調理パン、食肉、豆腐、生がきなどです。こうした食べ物は、消費期限を過ぎると腐っている可能性があり、安全とはいえません。期限をすぎたら食べないほうが無難です。なお、いずれの期限も、開封する前の期限です。

牛肉の表示

牛肉の原産地表示は、牛が生まれた場所の表示ではなく、牛がもっとも長く飼育された場所をいいます。外国で生まれた牛でも、日本で育てば「国産牛」となります。日本で育った「国産牛」は、全て番号（個体識別番号）が付けられていて、牛肉のラベルには、それを表示するよう定められています。ラベルに記された URL にインターネットでアクセスし、その番号から情報をたどると、その牛についての情報が調べられます。

「和牛」は、牛の種類を指す言葉で「国産牛」は、牛の育った場所を指しています。

魚の表示

魚介類に示されている原産地は、原則的に漁獲された水域（または養殖された水域）です。それが表示できない場合は、例外的に、水揚げ港か水揚げ港のある都道府県名のどちらかを表示してもよいことになっています。輸入の場合は、その原産国が表示されます。海水に含まれる水銀やダイオキシンなどの汚染物質が、魚の体のなかに蓄積し、濃度は、魚の体が大きくなるにつれ、高まります。特に妊娠中は、厚生労働省が注意を呼びかけているメカジキ、キンメダイなどの大型魚の摂取量に注意しましょう。また、沿岸にとどまる近海魚より、回遊魚（あじ、いわし、さば、鮭、さんま、たら、とびうお、かつお、ぶりなど）のほうが海水の汚染物質が蓄積しにくく安全性が高いとされています。

国産品と輸入品

国産の農産物と輸入品の違いは、作物を収穫した後で使われる、腐敗やカビを防止するための薬剤（ポストハーベスト農薬）の使用の有無です。国産にこのポストハーベスト農薬が使われることは、ほとんどありませんが海外から輸入される穀物や果物は、大量のポストハーベスト農薬が使われています。

国産品を選ぶ際には、原産地のほか市町村名、さらにできれば生産者名があるものを選ぶようにしましょう。



JAS マーク

JAS 法（＝「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」＝略称「農林物資法」）に基づき、品位、成分、性能などの品質についての日本農林規格（JAS 規格：Japanese Agricultural Standard）を満たす食品や農林産物などにつけられます。



特定 JAS

JAS マークが成分、使用原材料、内容量などの品質全般にわたる規格であるのに対して、特別な生産の方法または特色ある原材料を使用しているものにつけられます。熟成ハム類や、地鶏肉、手延べ干しめんなどについて規格が定められています。



生産情報公表 JAS

生産情報（誰が、どこで、どのように生産したか）を正確に記録、保管、公表していることを認定された牛肉、豚肉、農産物及び養殖魚につけられるマークです。牛肉については、個体識別番号に加えて、給餌情報、医薬品投与情報なども提供されます。



有機 JAS

種まき、または植え付けの2年以上前から（多年生作物の場合は最初の収穫の3年以上）化学肥料及び禁止された化学合成農薬を使用せず、堆肥などによる土づくりを行った圃場において生産された農産物で、認定機関によって認められたものに表示されます。



特定保健用食品

からだの生理学的機能などに影響を与える保健機能成分を含む食品で、血圧、血中のコレステロールなどを正常に保つことを助けたり、おなかの調子を整えたりするのに役立つ、などの特定の保健の用途に資する旨を表示するものをいいます。製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

なお、医薬品と誤解されるような、治療、予防などに関係する表現は認められていません。



特別用途食品

健康増進法に基づいて、病人用食品、妊産婦、授乳婦用粉乳、乳児用調整粉乳、高齢者用食品など特別の用途に適している食品であることを表しているマークです。国の許可を受けた食品のみがマークを表示することができます。

HACCP (ハサップ)

食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生する恐れのある微生物汚染などの危害をあらかじめ分析（Hazard Analysis）し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点（Critical Control Point）を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法です。この手法は国連の国連食糧農業機関（FAO：Food and Agriculture Organization）と世界保健機関（WHO：World Health Organization）の合同機関である国際食品規格（コードекс）委員会から発表され、各国にその採用を推奨している国際的に認められたものです。

4

松戸市食育推進体制

(1) 食育推進会議

「松戸市食育推進本部設置要綱」

(設置)

第1条 松戸市の食育に関する施策を総合的に推進するため、松戸市食育推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 食育に関する事業の推進に関すること。
- (2) 食育推進計画の作成並びにその普及及び実施の推進に関すること。
- (3) その他食育の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、健康福祉部長をもって充てる。本部長は、推進本部を代表し、推進本部を総括する。
- 3 副本部長は、健康福祉政策課長をもって充てる。副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は別表に掲げる職員をもって充てる。

(推進本部の会議)

第4条 本部長は、推進本部を召集し、会議を開くことができる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、前条に掲げる者以外の者に対し、出席を求めることができる。

(推進会議)

第5条 推進本部は、食育の推進を行うために関係団体及び関係機関の協力が必要であるときは、松戸市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置くことができる。

- 2 推進会議は、次の各号に掲げる25名以内の委員をもって組織する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 教育関係者
 - (3) 医療関係者

- (4) 消費者
- (5) 生産者
- (6) 食品関連事業者
- (7) 本部員
- (8) その他市長が必要と認める者

3 推進会議の委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

(推進会議委員の任期)

第6条 委員の任期は3年以内の市長が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(推進会議の会長及び副会長)

第7条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進会議の会議)

第8条 会長は、推進会議の会議を招集し、その議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 推進会議を欠席する委員は、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(推進会議の部会)

第9条 推進会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は10名以内とし、会長が指名する推進会議の委員等で構成し、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は3年以内の市長が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 7 部会の会議の運営については、前条の規定の例による。

(庶務)

第10条 推進本部、推進会議及び推進会議の部会の庶務は、健康福祉政策課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

- (1) 文化観光課長
- (2) 消費生活課長
- (3) 農政課長
- (4) 環境政策課長
- (5) 健康推進課長
- (6) 保育課長
- (7) 教育企画課長
- (8) 保健体育課長

構成員

		団体	委員
学識経験者	1	千葉大学	オオエ ヤスオ 大江 靖雄（会長）
	2	聖徳大学	ナガエ ユウコ 長江 曜子
	3	流通経済大学	フリイ ヒサシ 古井 恒
教育関係者	4	松戸市学校栄養士会	岡田 タマエ 岡田 珠枝
医療関係者	5	松戸市医師会	ヤナギサワ マサトシ 柳澤 正敏
	6	日本大学松戸歯学部	ゴトウダ ヒロヤ 後藤田 宏也
消費者	7	松戸市P T A連絡協議会	ヤマモト ヒロコ 山本 宏子
	8	松戸市おやこDE 広場ネットワー ク	ユアサ 湯浅 幸美 湯浅 幸美
	9	松戸市消費者の会	ゴトウ 徳子 後藤 淳子
	10	松戸市社会福祉協議会	モウリ タツコ 毛利 多壽子（副会長）
生産者	11	J Aとうかつ中央	ホンダ ヤスノリ 本多 康哲
食品関連事業者	12	松戸商工会議所	シバウチ ケンジ 芝内 健治
	13	松戸保健所管内食品衛生協会	ミシナ タダオ 三品 忠生
本部員	14	文化観光課長	須田 昌彦
	15	消費生活課長	町山 貴子
	16	農政課長	和田 泰彦
	17	環境政策課長	馬場 重和
	18	健康推進課長	津川 正治
	19	保育課長	加藤 和彦
	20	教育企画課長	渡部 俊典
	21	保健体育課長	加藤 博之
その他市長が必 要と認める者			

(2) 食育計画策定部会（構成員）

		団体	委員
学識経験者	1	千葉大学	オオエ 大江 ヤスオ 靖雄（部会長）
教育関係者	2	松戸市学校栄養士会	オカダ 岡田 タマエ 珠枝
医療関係者	3	松戸市医師会	ササダ 笹田 カズヒロ 和裕
消費者	4	松戸市消費者の会	タニグチ 谷口 サチコ 幸子
生産者	5	J Aとうかつ中央	ホンダ 本多 ヤスノリ 康哲（副部会長）
食品関連事業者	6	松戸商工会議所	ウスバ 薄葉 ヒロジ 博司

(3) 事務局

健康福祉部 健康福祉政策課

(4) 計画の策定経過

日時	内容
平成 25 年 6月 28 日	第1回食育推進会議 (1) 松戸市食育推進本部設置要綱の改正について（報告） (2) 松戸市食育推進計画（第2次）策定部会の設置について（報告） (3) 平成 25 年度松戸市食育推進計画（第2次）策定に伴うスケジュール（案）について (4) 今後の松戸市食育推進計画の策定に向けて (5) 食育に関する市民アンケート調査について
平成 25 年 7月 26 日	第1回食育推進計画策定部会 (1) 第2次松戸市食育推進計画について (2) 食育に関する市民アンケート調査について
平成 25 年 8月 28 日～9月 30 日	食育に関する市民アンケート調査
平成 25 年 10月 25 日	第2回食育推進計画策定部会 (1) 食育に関する市民アンケート調査について (2) 第2次松戸市食育推進計画の方向性について
平成 25 年 12月 20 日	第3回松戸市食育推進計画策定部会 (1) 食育に関する市民アンケート調査について (2) 第2次食育推進計画について
平成 26 年 1月 14 日	第2回松戸市食育推進会議 (1) 食育に関する市民アンケート調査について (2) 第2次食育推進計画について
平成 26 年 2月 21 日	第4回松戸市食育推進計画策定部会 (1) 食育に関する市民アンケート調査について（報告） (2) 第2次松戸市食育推進計画の素案について
平成 26 年 3月 14 日	第3回松戸市食育推進会議 (1) 食育に関する市民アンケート調査について（報告） (2) 第2次松戸市食育推進計画（案）について
平成 26 年 3月 24 日	第2次松戸市食育推進計画最終案提出

5

用語解説

用語	解説
あ行 栄養教諭 (p.12)	学校における食に関する指導(児童生徒の個別指導、学級担任などと連携した集団指導、職員・家庭・地域の連絡調整)と給食管理(栄養管理、衛生管理、検食、物資管理など)を行い、学校における食育推進の中心的な役割を担います。
か行 基幹的農業従事者 (p.32)	農業就業人口のうち、ふだんの主な状態が「仕事が主」の者をいいます。
教育ファーム (p.4)	自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めることなどを目的として、市町村、農林漁業者、学校などが一連の農作業などの体験の機会を提供する取り組みです。
共食 (p.4、5)	家族や仲間などと一緒に食卓を囲むことです。食事をとりながらコミュニケーションを図ることにより、食事の楽しさ、マナー、挨拶、食にかかる基礎を身につけられると考えられています。
グリーンツーリズム (p.43)	心の癒しや安らぎを求めて自然豊かな農村に訪れ、農林業を体験したり地域の人々と交流を楽しんだりすることをいいます。
グリーン・ブルーターリズム (p.10)	都市の人々が農山漁村の民宿やペンションに宿泊滞在して、農山漁村生活や農林漁業体験を通じ地域の人々と交流したり、川や海・田園景観などふるさとの風景を楽しむ余暇活動のことをいいます。
経営耕地 (p.31)	農林業経営体が経営している耕地をいい、自家で所有している耕地(自作地)と、よそから借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計のことをいいます。

	用語	解説
	孤食 (p.43、48)	ひとりで食事をすることを意味します。その他、個人の好きなものを食べる「個食」、スパゲティやパンなど粉を使った主食を食べる「粉食」、食べ物が固定している「固食」、食べる量が少ない「小食」などが使われます。
さ行	循環型社会 (p.16、51)	廃棄物などの発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことをいいます。
	食育ガイド (p.6)	乳幼児から高齢者に至るまで、ライフステージのつながりを大切にし、生涯にわたりそれぞれの世代に応じた具体的な食育の取り組みの実践の最初の一歩として、できることから始めるためのガイドです。
	食育基本法 (p.1、2、4、8、14、19、54)	近年における国民の食生活をめぐる環境の変化、具体的には、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身思考などの問題、また、食の安全や海外依存の問題の発生に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進することが緊要な課題となっていることから、食育に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体などの責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的に平成17年7月15日に施行された法律です。
	食育月間 (p.4)	国、地方公共団体、関係団体などが協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の国民への浸透を図るために、国は毎年6月を「食育月間」と定めました。
	食育の日 (p.4)	食育推進運動を継続的に展開し食育の一層の定着を図るために、国は毎月19日を「食育の日」と定めました。

用語	解説
食事バランスガイド (p.4、19、47、54)	厚生労働省と農林水産省が作成した、1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいか一目でわかる食事の目安です。主食、主菜、副菜、牛乳・乳製品、果物の5つのグループの料理を組み合わせて、望ましい食事のとり方やおよその量を、コマの形でわかりやすく説明しています。
食品衛生協会 (p.22、57)	昭和22年の食品衛生法制定を機に、これに呼応して、食品関係のあらゆる業態の方たちが相集い、この食品衛生法の趣旨に添って行政に協力し、自主衛生管理を実施することを目的として、昭和23年11月1日に日本食品衛生協会（日食協）が設立されました。
食品表示 (p.43、47)	JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）で、表示が定められているもので、野菜や果物などの農産物、肉や卵の畜産物、魚や貝などの水産物で加工していない生鮮食品には「名称」と「原産地」の表示が義務付けられています。生鮮の農産物などの原料を囲う捨て製造された加工食品には、「名称」、「原材料名」、「賞味期限」などの表示が義務付けられています。このような一般的に適用されるルールのほかに、それぞれの品目の特性に応じて、特別なルールが定められているものもあり、生鮮食品でも、お米には、「名称」、「原料玄米」などを表示しなければなりません。
食料自給率 (p.3、5)	食料自給率とは、国内の食料消費が、国産でどの程度賄えているかを示す指標のことです。
生活習慣病 (p.2、4、5、6、9、21、40、42、56)	食生活や喫煙、飲酒、運動不足など、生活習慣との関係が大きい病気のことで、従来は「成人病」と呼ばれていました。（糖尿病・脂質異常症、高血圧、高尿酸血症など生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称です）
咀嚼（そしゃく） (p.50)	歯で食物をかみ碎き、かんで碎いていき、唾液を分泌させて食物とよく混ぜ合わせ、のみ込みやすい大きさにして、食物の消化吸収を高めることです。

	用語	解説
た行	地産地消 (p.7、12、17、34、46、51、53、54)	地域で生産された産物（農林水産物）をその地域で消費することです。
	千産千消 (p.9、10)	千葉県産の新鮮でおいしい、安全、安心な農林水産物を、千葉県内で消費すること。一般的には「地産地消」と書きますが、千葉県は「地」の部分を、同音で千葉を意味する「千」を使い、「千産千消」としました。
	ちば型食生活 (p.7、8、9、10、12)	鮮度が良く栄養たっぷりでおいしい千葉県産の農畜産物や水産物を、上手に食事に取り入れたバランスのよい食生活を「ちば型食生活」と呼びます。
	ちば食育サポート企業 (p.10、57)	社会貢献活動の一環として食育活動を実践する企業、または、公的機関や食育ボランティアが実践する食育活動に支援・協力する企業を登録し、紹介する千葉県独自の制度です。
	特定健康診査 (p.21、56)	40～74歳までの公的医療保険加入者が対象の内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した健康診断で、2008年4月より導入されました。メタボリックシンドロームの判定を行い、保健指導対象者を抽出するものです。
な行	内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム) (p.4、5、21、25、56)	糖尿病などの生活習慣病は、それぞれの病気が別々に進行するのではなく、おなかのまわりの内臓に脂肪が蓄積した内臓脂肪型肥満が大きくかかわるものであることがわかってきました。内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせもった状態を、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）といいます。内臓脂肪が過剰にたまっていると、糖尿病や高血圧症、高脂血症といった生活習慣病を併発しやすくなってしまうのです。しかも、「血糖値がちょっと高め」「血圧がちょっと高め」といった、まだ病気とは診断されない予備群でも、併発することで、動脈硬化が急速に進行します。

用語	解説
は行	肥培管理 (p.18、53)
フッ化物塗布 (p.56)	作物を栽培するとき、施肥・水やり・中耕・土寄せ・害虫の駆除などを総合的に管理することをいいます。
ベクレル (Bq) (p.39)	<p>ベクレルとは、放射性物質の放射能の強さです。具体的には、放射性物質が1秒間にいくつ壊変（崩壊）するかを表わすもので、1秒間に1個壊変すれば、この放射性物質は1ベクレルとなります。</p>
放射性物質 (p.15、24、39、40)	<p>※壊変(崩壊)とは・・・放射性物質は、放射線を出すと、原子質量数の違う物質や、質量数は同じでも原子番号の異なる物質になったりすることを壊変(崩壊)といいます。放射性物質がある時間に壊変(崩壊)する個数は、そのときにある放射性物質の個数に比例します。また、この個数は放射性物質の種類によっても異なります。</p>
	<p>放射線を放出する方の物質のことを放射性物質といいます。</p>
	<p>放射性物質には、ヨウ素 131、セシウム 134、セシウム 137などいろいろありますが、放射性物質によりそれぞれ一定時間に出す放射線の数は違います。</p>
	<p>放射線は多量に受けると体に良くないため、放射性物質の取り扱いには充分注意が必要で、法律でも規制されています。しかし、天然にもごく微量の放射線を出す放射性物質がたくさんあります。こうした天然の放射性物質の存在と、地球の外から降りそそぐ宇宙からの放射線のため、私たちはいつも微量の放射線をあびています。その他人工的につくられた放射性物質もあります。</p>

	用語	解説
	飽食 (p.42)	食べたいだけ食べられて、食物に不自由しないこと、日常生活に不自由がないことをいいます。
ま行	松戸市健康増進計画（健康松戸21） (p.14)	松戸市総合計画後期基本計画の施策展開の方向である「健康に暮らすことができるようになります。」「安心して子どもを生み、健やかに育てることができるようになります。」を市民の方々が達成できるよう健康づくりに取り組んでいく方向性を示しつつ、行政機関が今後取り組むべき内容を示すものです。
	松戸市高齢者保健福祉計画 (p.14)	市町村が将来必要な高齢者保健福祉サービスの量を明らかにし、その提供体制を計画的に整備するための計画です。
	松戸市次世代育成支援行動計画 (p.14)	次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことを目的にした計画です。前期計画（平成17年度～21年度）では、子ども地域の未来について施策の推進を図り、後期計画（平成22年度～26年度）ではニーズや社会環境の変化を踏まえて策定し施行しています。
	松戸市総合計画 (p.14)	「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成しています。「基本構想」は、市の発展方向を展望し、21世紀の新たな時代に向けて推進すべき基本的方向を明記するもので、期間は、平成10年度から平成32年度までの23年間です。 「基本計画」は、基本構想の実現のために必要な施策の方向を体系的に整理するもので、後期基本計画の期間は平成23年度から平成32年度までの10年間です。「実施計画」は、基本計画に掲げられた施策を個別事業にまとめ、財政的な裏付けを持たせた3ヶ年ごとの短期的な事業計画です。

	用語	解説
	無形文化遺産 (p.15、37、38、51)	慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいいます。この無形文化遺産は、世代から世代へと伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するものです。
や行	遊休農地 (p.18)	農地であって、現に工作的目的に供されておらず、かつ、引き続き工作的目的に供されないと見込まれるものをおいいます。
	ユネスコ (p.15、37、38、51)	国際連合教育科学文化機関のことをいいます。諸国民の教育、科学、文化の協力と交流を通じて、国際平和と人類の福祉の促進を目的とした国際連合の専門機関です。
ら行	ライフステージ (p.4、5、11、19、47、50、54)	個人の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のことをいいます。

添付資料

1 市民アンケート調査結果（単純集計）

「食育」に関する市民アンケート調査

ご協力のお願い

日頃より、市民の皆様には松戸市政にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、松戸市では市民の皆様に「食」の大切さと郷土の素晴らしさを再認識し、健康な生活を送っていたくため、松戸市食育推進会議を設け、「食育推進計画」を策定し、食育の推進を図って参りました。現在、松戸市の第2期「食育推進計画」の策定に向けて議論を行っております。

そこで、松戸市としてより総合的に食育を推進するため、市内の4大学(千葉大学、聖徳大学、流通経済大学、日本大学松戸歯学部)と連携し、共同で市民の皆様の食に関するお考えや家庭での環境などをお聞きし、今後の第2期「食育推進計画」の策定や施策へ反映させることを目的に、本調査を実施することといたしました。

なお、この調査票は、住民基本台帳をもとに20歳以上の市民3,000人を無作為に抽出し、お送りさせていただきました。このデータは市の食育推進および学術目的に利用するのみで、他の用途には使用いたしません。また、皆様の回答は全て統計的に処理されますので、個人の情報を公表するなどプライバシーを侵害することはありません。

以上の趣旨をご理解いただき、市民の皆様には本調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

平成25年9月

松戸市長 本郷谷 健次

ご記入にあたっての注意

- この調査は、普段、食材を購入したり、料理を作っている方にお願いするものです。もし、宛名の方以外の方(配偶者など)が主に担当している場合は、その方が記入して下さい。
- 後半のお子様についての質問には、複数のお子様がいる場合は、もっとも年齢の低いお子様(ただし、小学生以上)について回答して下さい。
- ご記入が済みましたら、お手数ですがこの調査票(直接記入して下さい)を同封の返信用封筒に入れて返送して下さい。切手は不要です。匿名式調査ですので差出人の記入も不要です。
- 誠に勝手ながら、平成25年9月30日(月)までに投函して下さいようお願いいたします。

*記入上のご不明な点、調査のお問い合わせは、
下記までお願いいたします。

・松戸市健康福祉部健康福祉政策課
電話:047-704-0055/FAX:047-704-0251
Eメール:mckenhuku@city.matsudo.chiba.jp

・千葉大学園芸学部・助教
霜浦森平(しもうらしんぺい)
電話・FAX:047-308-8915
Eメール:shimoura@faculty.chiba-u.jp

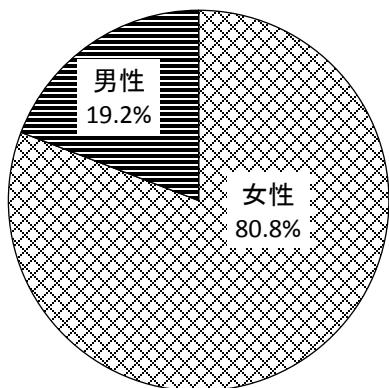


・回収結果

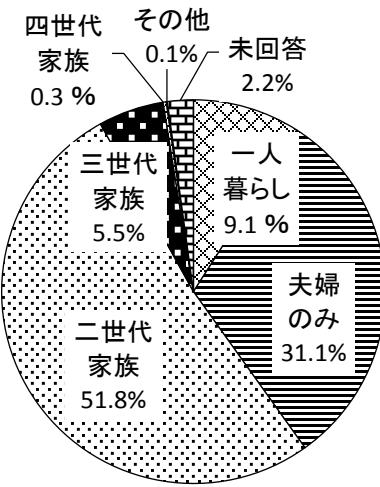
回収結果	H25	H22	H19
調査票配布数	3000	3000	3000
調査票回収数	1104	948	1262
回収率	36.8%	31.6%	42.1%

・回答者の基本属性

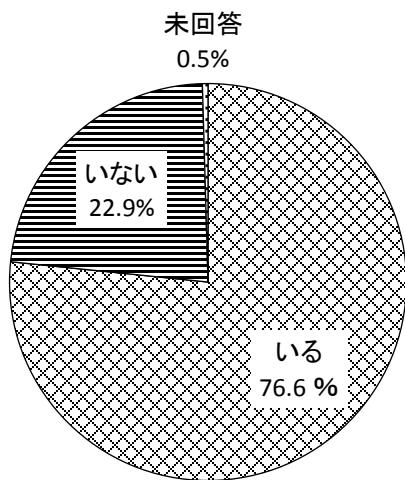
【性別】



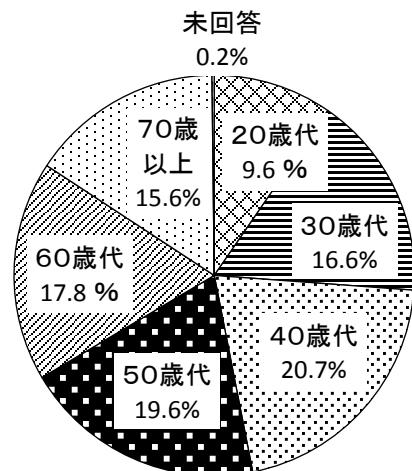
【同居世代】



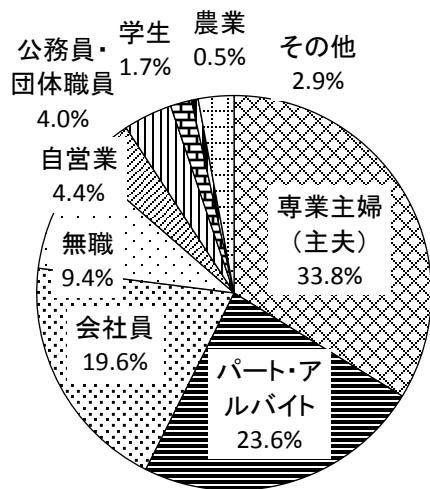
【配偶者の有無】



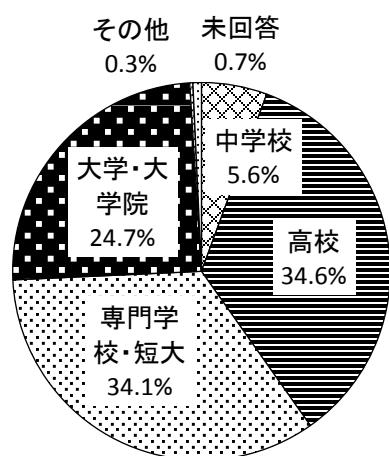
【年齢】



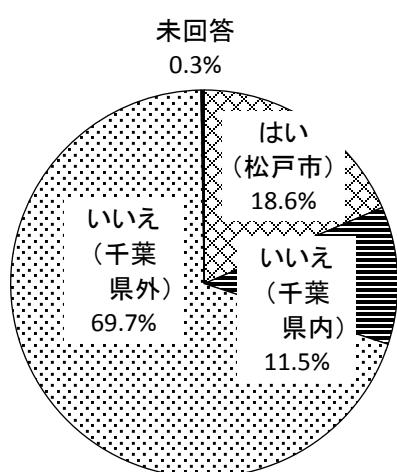
【職業】



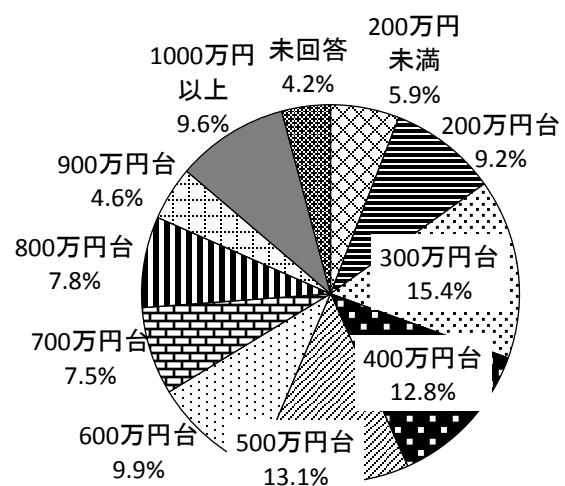
【学歴】



【出身地】



【所得】



問1 あなたは「食育」という言葉の意味を知っていますか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
知っている	503	45.6	—	—
やや知っている	349	31.6	—	—
あまり知らない	156	14.1	—	—
知らない	53	4.8	—	—
未回答	43	3.9	—	—
計	1104	100.0	—	—

問2 あなたはこうした「食育」に関心がありますか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
ある	345	31.3	31.6	36.9
どちらかといえばある	577	52.3	51.4	47.7
どちらかといえばない	128	11.6	8.4	9.6
ない	30	2.7	2.3	1.8
分からぬ	13	1.2	2.8	2.9
未回答	11	1.0	3.4	1.1
計	1104	100.0	100.0	100.0

問3 問2で「ある」「どちらかといえばある」と答えた方にお聞きします。「食育」に関心がある理由は何ですか(3つまで○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
心身の健全な発育	579	52.6	60.9	62.6
食生活の乱れ	292	26.5	39.8	42.3
肥満・痩身の増加	171	15.5	17.3	16.1
生活習慣病の予防	537	48.8	48.0	49.3
食の安全確保	463	42.1	45.5	48.2
食文化や地域の伝統	127	11.5	11.8	10.2
食料自給率の低下	80	7.3	14.2	11.9
生産者との交流	12	1.1	0.9	1.3
自然と調和した食料生産	60	5.5	5.6	5.9
食べ物の無駄	124	11.3	16.8	15.2
食や自然に対する感謝	168	15.3	17.4	17.3
その他	7	0.6	1.8	0.8
未回答	4	0.4	0.3	-
計	2624	100.0	100.0	100.0

問4 「食育」に関するボランティアに参加したことがありますか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
ある	34	3.1	3.3	2.5
ないが機会があれば参加したい	623	56.4	55.2	58.2
興味がない	415	37.6	38.8	35.6
未回答	32	2.9	2.7	3.6
計	1104	100.0	100.0	100.0

問5 問4で「ある」「ないが、機会があれば参加してみたい」と答えた方にお聞きします。どのような活動に参加したことがありますか？あるいは参加してみたいですか？(3つまで○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
食文化継承活動	232	26.6	40.0	35.4
農林漁業等に関する体験活動	145	16.6	24.7	18.0
食生活の改善に関する活動	228	26.2	34.4	39.7
生活習慣病予防などのための料理教室	370	42.5	51.4	53.2
食品廃棄やリサイクルに関する活動	131	15.0	22.0	21.2
食品の安全や表示に関する活動	202	23.2	30.0	34.7
食育に関する国際交流活動	83	9.5	15.1	12.5
その他	6	0.7	1.1	1.1
分からぬ	16	1.8	1.3	2.4
未回答	12	1.4	2.3	-
計	1425	100.0	100.0	100.0

問6 あなたは朝食をどの程度の頻度でとっていますか？

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
毎日とっている	944	85.5	81.8	83.9
平日のみ	27	2.4	3.8	3.2
週に2~3日	65	5.9	6.1	6.1
ほとんどとらない	62	5.6	7.9	6.5
未回答	6	0.5	0.4	0.2
計	1104	100.0	100.0	100.0

問7 このアンケートの表紙にある食事バランスガイドを参考に食生活を送っていますか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
参考にしている	118	10.7	5.3	11.2
まあまあ参考にしている	405	36.7	23.9	38.3
知っているが参考にはしていない	386	35.0	30.1	33.8
知らなかつた	180	16.3	39.8	16.2
以前は参考にしていた	6	0.5	-	-
未回答	9	0.8	0.9	0.6
計	1104	100.0	100.0	100.0

問8 普段、食品を購入するときに、もっとも気をつけていることは何ですか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
栄養	223	20.2	19.0	18.7
安全性	493	44.7	45.7	44.5
味や好み	197	17.8	17.1	16.5
価格	171	15.5	14.3	13.5
見た目(色や形)H25新規追加	14	1.3	–	–
料理の手間(H19,25)	–	–	2.6	4.0
未回答	6	0.5	1.3	2.9
計	1104	100.0	100.0	100.0

問9 食品に放射性物質が含有されているかどうかを心配していますか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
している	311	28.2	–	–
ややしている	391	35.4	–	–
どちらともいえない	154	13.9	–	–
あまりしていない	196	17.8	–	–
していない	46	4.2	–	–
未回答	6	0.5	–	–
計	1104	100.0	–	–

問10 野菜や肉などの生鮮食品の購入時に産地はチェックしていますか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
常にしている	660	59.8	62.2	64.2
ときどきしている	386	35.0	31.1	29.6
していない	53	4.8	6.2	5.6
未回答	5	0.5	0.4	0.6
計	1104	100.0	100.0	100.0

問11 地元産(松戸産を含む千葉県産)の食材を購入していますか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
積極的に購入している	146	13.2	14.3	16.1
目につけば購入している	499	45.2	42.3	42.2
少しでも高ければ購入しない	152	13.8	15.8	12.4
地元かどうか気にしていない	291	26.4	26.9	28.4
その他	7	0.6	—	—
未回答	9	0.8	0.6	0.9
計	1104	100.0	100.0	100.0

問12 以下の行事食を伴う伝統的な行事のうち、ご自宅で行っている行事全てに○をつけて下さい。

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
正月	1031	15.6	—	—
節分	801	12.1	—	—
桃の節句	556	8.4	—	—
春分の日	294	4.4	—	—
端午の節句	486	7.3	—	—
七夕	122	1.8	—	—
土用	597	9.0	—	—
お盆	289	4.4	—	—
十五夜	205	3.1	—	—
秋分の日	375	5.7	—	—
七五三	201	3.0	—	—
冬至	617	9.3	—	—
大晦日	998	15.1	—	—
その他	41	0.6	—	—
未回答	0	0.0	—	—
計	6613	100.0	—	—

問13 あなたは冷凍食品をどの程度の頻度で利用していますか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
ほぼ毎日	86	7.8	—	—
週数回	347	31.4	—	—
週1回	267	24.2	—	—
月1回	170	15.4	—	—
年数回	137	12.4	—	—
使わない	76	6.9	—	—
未回答	21	1.9	—	—
計	1104	100.0	—	—

問14 冷凍食品をどのような場面で利用していますか？(いくつでも○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
普段の朝食	60	4.7	—	—
普段の昼食(お弁当を除く)	289	22.6	—	—
普段の夕食	423	33.0	—	—
お弁当	440	34.4	—	—
行事	38	3.0	—	—
その他	8	0.6	—	—
未回答	22	1.7	—	—
計	1280	100.0	—	—

問15 子供達への食育の場として、学校と家庭とではどちらが重要だと思いますか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
学校	25	2.3	2.6	0.5
やや学校	42	3.8	2.1	1.2
学校と家庭と同じくらい	412	37.3	30.9	25.9
やや家庭	275	24.9	23.9	25.4
家庭	319	28.9	37.6	45.0
未回答	31	2.8	2.8	2.0
計	1104	100.0	100.0	100.0

問16 あなたは、メタボリックシンドロームの意味を正確に理解していましたか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
理解していた	286	25.9	42.7	40.6
大体理解していた	699	63.3	48.7	48.6
少し誤解していた	105	9.5	6.8	8.2
誤解していた	10	0.9	0.5	1.3
言葉も意味も知らなかつた	-	-	0.8	1.0
未回答	4	0.4	0.4	0.3
計	1104	100.0	100.0	100.0

問17 あなたご自身はメタボリックシンドロームに該当すると思いますか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
該当する	115	10.4	8.3	10.2
予備群である	321	29.1	26.5	30.3
該当しない	602	54.5	59.7	53.6
分からぬ	63	5.7	5.1	5.5
未回答	3	0.3	0.4	0.5
計	1104	100.0	100.0	100.0

問18 あなたは散歩や水泳など、定期的に運動をしていますか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
毎日している	161	14.6	11.2	11.8
週に数回している	283	25.6	25.0	24.2
週に1回程度	162	14.7	16.0	15.6
あまりしていない	496	44.9	46.8	47.8
未回答	2	0.2	0.9	0.6
計	1104	100.0	100.0	100.0

問19 普段、生鮮食品は主にどこで購入していますか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
総合スーパー(ヨーカドー、イオンなど)(H25)	359	32.5	—	—
食品スーパー(ライフ、ベルクスなど)(H25)	534	48.4	—	—
食品スーパー(H19,22)	—	—	79.5	78.1
食品ディスカウントストア(H25)	14	1.3	—	—
生協(店舗・共同購入)	153	13.9	12.8	12.7
各種通販・宅配	5	0.5	0.3	0.3
デパート	11	1.0	1.4	1.7
八百屋や精肉店	22	2.0	2.3	3.6
コンビニ	2	0.2	0.4	0.4
その他	3	0.3	2.6	0.9
未回答	1	0.1	0.6	2.4
計	1104	100.0	100.0	100.0

問20 以前(概ね5年前)に比べて、自宅1人当たりの家庭ごみの量は変わりましたか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
増えている	82	7.4	4.1	5.3
少し増えている	189	17.1	12.1	15.8
変わらない	505	45.7	51.6	48.8
少し減っている	237	21.5	22.6	22.9
減っている	91	8.2	7.4	6.3
未回答	0	0.0	2.2	0.9
計	1104	100.0	100.0	100.0

問21 お宅では燃やせるごみを週に何袋(市指定の紙袋に換算)ぐらい出していますか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
0袋	31	2.8	2.5	2.7
1袋	322	29.2	(1～2袋)	(1～2袋)
2袋	363	32.9		
3袋	301	27.3	(3～4袋)	(3～4袋)
4袋	54	4.9		
5～6袋	24	2.2	2.5	2.3
7袋以上	3	0.3	0.8	0.3
その他(1/2袋)	2	0.2	—	—
未回答	4	0.4	1.9	1.0
計	1104	100.0	100.0	100.0

問22 普段の買い物のとき、買い物袋(マイバッグ)は持参しますか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
常に持参	565	51.2	43.4	25.8
たまに持参	317	28.7	38.3	35.7
あまり持参しない	70	6.3	9.4	16.2
持参しない	107	9.7	7.9	21.8
店によって持参	44	4.0	—	—
未回答	1	0.1	1.1	0.5
計	1104	100.0	100.0	100.0

問23 あなたは生ごみ処理容器(コンポスト)等を使用していますか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
使用している	31	2.8	3.8	4.4
持っているが使っていない	27	2.4	2.0	2.6
ほしいと思っている	115	10.4	16.5	19.1
持っていない	923	83.6	76.2	72.7
未回答	8	0.7	1.6	1.2
計	1104	100.0	100.0	100.0

問24 持っている方にお聞きします。購入の際に市の補助金制度を利用しましたか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
利用した	23	38.3	38.2	46.6
知っていたが利用しなかった	14	23.3	14.5	19.3
知らなかった	17	28.3	34.5	31.8
未回答	6	10.0	12.7	2.3
計	60	100.0	100.0	100.0

問25 あなたは地域の活動(町内会など)に参加していますか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
積極的に参加	51	4.6	2.3	2.9
まあ積極的	199	18.0	10.9	14.2
やや消極的	380	34.4	27.7	28.6
参加していない	472	42.8	57.2	53.1
未回答	2	0.2	1.9	1.2
計	1104	100.0	100.0	100.0

問26 これまでボランティアの経験(現在実施中含む)がありますか？(該当するもの全てに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
経験なし	634	45.9	—	—
食育(農作業体験、料理教室、食育支援等)	42	3.0	—	—
健康・医療サービス	41	3.0	—	—
高齢者支援	90	6.5	—	—
障害者支援	70	5.1	—	—
子供を対象とした活動	215	15.6	—	—
スポーツ・文化・芸術・学術関連	64	4.6	—	—
まちづくり関連	36	2.6	—	—
安全な生活のための活動	25	1.8	—	—
自然や環境保全	47	3.4	—	—
被災者支援	40	2.9	—	—
国際協力	21	1.5	—	—
その他	18	1.3	—	—
未回答	39	2.8	—	—
計	1382	100.0	—	—

問27 やってみたいボランティアはありますか？(該当するもの全てに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
特になし	443	23.4	—	—
食育(農作業体験、料理教室、食育支援等)	190	10.0	—	—
健康・医療サービス	111	5.9	—	—
高齢者支援	116	6.1	—	—
障害者支援	79	4.2	—	—
子供を対象とした活動	202	10.7	—	—
スポーツ・文化・芸術・学術関連	146	7.7	—	—
まちづくり関連	77	4.1	—	—
安全な生活のための活動	95	5.0	—	—
自然や環境保全	168	8.9	—	—
被災者支援	136	7.2	—	—
国際協力	83	4.4	—	—
その他	13	0.7	—	—
未回答	33	1.7	—	—
計	1892	100.0	—	—

問28 あなたの現在の生活に時間的なゆとりはありますか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
ある	118	10.7	—	—
比較的ある	309	28.0	—	—
どちらともいえない	233	21.1	—	—
あまりない	337	30.5	—	—
ない	102	9.2	—	—
未回答	5	0.5	—	—
計	1104	100.0	—	—

問29 同様に、あなたの現在の生活に経済的なゆとりはありますか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
ある	43	3.9	—	—
比較的ある	249	22.6	—	—
どちらともいえない	356	32.2	—	—
あまりない	334	30.3	—	—
ない	119	10.8	—	—
未回答	3	0.3	—	—
計	1104	100.0	—	—

問30 旅行やキャンプなどで、家族や友人と農山漁村へ行くことはありますか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
ほぼ毎週	4	0.4	0.0	0.5
月に数回	7	0.6	0.8	1.0
月に1回程度	31	2.8	2.3	2.4
年に数回	443	40.1	28.0	34.4
行かない	611	55.3	67.1	60.6
未回答	8	0.7	1.8	1.1
計	1104	100.0	100.0	100.0

問31 あなたは趣味として、野菜や果物の栽培などの農作業をすることはありますか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
ない	684	62.0	66.2	71.6
ある	395	35.8	28.2	26.4
未回答	25	2.3	5.6	2.1
計	1104	100.0	100.0	100.0

問32 農作業の場所はどのようなところですか？(該当場所全てに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
自宅の庭	219	49.4	56.2	55.3
ベランダや屋内	135	30.5	35.6	27.9
自家所有の畠	33	7.4	4.9	6.6
市民農園や知り合いの畠	44	9.9	7.9	13.8
その他	9	2.0	45.3	5.7
未回答	3	0.7	0.4	-
計	443	100.0	100.0	100.0

問33 誰と一緒に作業していますか？(該当者全てに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
配偶者	167	34.9	38.2	38.4
子供	86	18.0	17.6	16.8
孫	3	0.6	1.5	1.8
友人・知人	10	2.1	2.6	4.5
自分ひとり	162	33.9	38.6	32.4
親	34	7.1	10.9	14.1
祖父母	5	1.0	2.6	3.9
その他	7	1.5	2.2	3.0
未回答	4	0.8	4.1	-
計	478	100.0	100.0	100.0

問34 食育に関して市に期待する施策は何ですか？(3つまで○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
市民講座や教室の開催	278	25.9	18.6	24.7
学校給食で地元農産物の利用促進	439	40.9	45.0	37.7
直売所などの整備	644	60.0	64.5	58.1
市民農園の増加	135	12.6	16.5	16.3
学校などで作物栽培・料理の機会を増やす	366	34.1	26.8	30.5
食品廃棄物の削減やリサイクルに関する活動	293	27.3	26.4	31.6
食文化の継承	226	21.1	20.7	22.8
農業ボランティアの推進	82	7.6	8.5	8.7
食育ボランティアの推進	47	4.4	—	—
その他	22	2.1	—	—
未回答	31	2.9	2.3	2.1
計	2563	100.0	100.0	100.0

問35 あなたの性別は次のどちらですか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
女性	890	80.6	80.8	81.1
男性	211	19.1	19.1	18.5
未回答	3	0.3	0.1	0.4
計	1104	100.0	100.0	100.0

問36 あなたの年齢は次のどれに該当しますか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
20歳代	106	9.6	12.9	13.5
30歳代	183	16.6	22.8	23.1
40歳代	229	20.7	19.3	17.9
50歳代	216	19.6	22.6	24.9
60歳代	196	17.8	22.3	20.0
70歳以上	172	15.6	—	—
未回答	2	0.2	0.2	0.6
計	1104	100.0	100.0	100.0

問37 配偶者(妻、または夫)はおられますか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
いる	846	76.6	76.2	75.8
いない	253	22.9	23.4	23.7
未回答	5	0.5	0.4	0.6
計	1104	100.0	100.0	100.0

問38 あなたの出生地は松戸市ですか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
はい(松戸市)	205	18.6	—	—
いいえ(千葉県内)	127	11.5	—	—
いいえ(千葉県外)	769	69.7	—	—
未回答	3	0.3	—	—
計	1104	100.0	—	—

問39 あなたの主な職業は以下のどれに該当しますか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
会社員	215	19.5	23.7	23.8
公務員・団体職員	44	4.0	3.6	4.7
自営業	48	4.3	4.9	5.1
農業	6	0.5	0.3	0.7
パート・アルバイト	259	23.5	21.9	20.6
専業主婦(主夫)	370	33.5	32.7	32.7
学生	19	1.7	1.6	1.5
無職	103	9.3	8.4	7.6
その他	32	2.9	2.4	2.6
未回答	8	0.7	0.4	3.5
計	1104	100.0	100.0	100.0

問40 あなたが最後に卒業した学校は以下に該当しますか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
中学校	62	5.6	—	—
高校	382	34.6	—	—
専門学校・短大	376	34.1	—	—
大学・大学院	273	24.7	—	—
その他	3	0.3	—	—
未回答	8	0.7	—	—
計	1104	100.0	—	—

問41 あなたを除いた同居家族の人数を記入して下さい。

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
0人	100	9.1	—	—
1人	281	25.5	—	—
2人	269	24.4	—	—
3人	292	26.4	—	—
4人	95	8.6	—	—
5人	30	2.7	—	—
6人	13	1.2	—	—
7人	5	0.5	—	—
8人	2	0.2	—	—
9人	0	0.0	—	—
14人	1	0.1	—	—
未回答	16	1.4	—	—
計	1104	100.0	—	—

18歳未満の同居家族の人数

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
0人	739	66.9	—	—
1人	160	14.5	—	—
2人	163	14.8	—	—
3人	28	2.5	—	—
4人	3	0.3	—	—
5人	1	0.1	—	—
6人	1	0.1	—	—
未回答	9	0.8	—	—
計	1104	100.0	—	—

75歳以上の同居家族の人数

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
0人	940	85.1	—	—
1人	131	11.9	—	—
2人	19	1.7	—	—
3人	2	0.2	—	—
4人	0	0.0	—	—
5人	0	0.0	—	—
6人	0	0.0	—	—
未回答	12	1.1	—	—
計	1104	100.0	—	—

問42 あなたの世帯で何世代が同居していますか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
一人暮らし	100	9.1	8.2	8.7
夫婦のみ	343	31.1	31.1	27.6
二世代家族	572	51.8	53.3	54.6
三世代家族	61	5.5	5.0	5.0
四世代家族	3	0.3	0.0	0.4
その他	1	0.1	—	—
未回答	24	2.2	2.4	3.7
計	1104	100.0	100.0	100.0

問43 あなたの世帯全体の所得(年金を含む手取り)は以下のどれに該当しますか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
200万円未満	65	5.9	—	—
200万円台	102	9.2	—	—
300万円台	170	15.4	—	—
400万円台	141	12.8	—	—
500万円台	145	13.1	—	—
600万円台	109	9.9	—	—
700万円台	83	7.5	—	—
800万円台	86	7.8	—	—
900万円台	51	4.6	—	—
1000万円以上	106	9.6	—	—
未回答	46	4.2	—	—
計	1104	100.0	—	—

問44 あなたの世帯の1月あたりの食費(外食を含む)は以下のどれに該当しますか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
2万円未満	25	2.3	—	—
2万円台	35	3.2	—	—
3万円台	129	11.7	—	—
4万円台	172	15.6	—	—
5万円台	238	21.6	—	—
6万円台	145	13.1	—	—
7万円台	90	8.2	—	—
8万円台	93	8.4	—	—
9万円台	43	3.9	—	—
10万以上	101	9.1	—	—
未回答	33	3.0	—	—
計	1104	100.0	—	—

問45 お子様(2人以上いる場合には小学生以上で一番下のお子様)の性別と年齢をお教え下さい。

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
女子	104	48.4	46.6	45.4
男子	111	51.6	53.4	54.6
計	215	100.0	100.0	100.0

(男女の双子1組を含む)

問46 そのお子様の体格についてお教え下さい。(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
肥満	2	0.9	—	—
やや肥満	18	8.4	—	—
ちょうどよい	113	52.8	—	—
やや痩身	65	30.4	—	—
痩身	16	7.5	—	—
未回答	0	0.0	—	—
計	214	100.0	—	—

問47 そのお子様の性格についてお教え下さい。(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
やや落ち着きがない	35	16.4	5.8	11.5
やや反抗的 (H19,22キレやすい)	28	13.1	2.1	3.8
やや内向的	38	17.8	6.9	3.8
全く問題なし	112	52.3	83.6	77.9
未回答	1	0.5	1.6	2.9
計	214	100.0	100.0	100.0

問48 そのお子様は食品に関するアレルギーをお持ちですか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
ない	198	92.5	—	—
ある	15	7.0	—	—
未回答	1	0.5	—	—
計	214	100.0	—	—

問49 そのお子様の歯科検診の頻度(学校での検診を除く)についてお教え下さい。(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
年に数回	79	36.9	29.6	23.1
年に1回程度	48	22.4	16.9	23.1
虫歯以外では特に行かない	86	40.2	49.2	48.6
未回答	1	0.5	4.2	5.3
計	214	100.0	100.0	100.0

問50 そのお子様の食事についてお教え下さい。今日が週末の場合直近の平日でお願いします。

お子様は朝食をとりましたか？

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
とった	203	94.9	95.2	99.0
とっていない	7	3.3	1.6	1.0
分からぬ	2	0.9	1.6	0.0
未回答	2	0.9	1.6	0.0
計	214	100.0	100.0	100.0

朝食の品目数

品目数	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
1	8	3.7	-	-
2	42	19.6	-	-
3	64	29.9	-	-
3.5	1	0.5	-	-
4	35	16.4	-	-
5	20	9.3	-	-
6	5	2.3	-	-
7	5	2.3	-	-
8	7	3.3	-	-
9	1	0.5	-	-
10	4	1.9	-	-
11	1	0.5	-	-
12	3	1.4	-	-
13	0	0.0	-	-
14	0	0.0	-	-
15	1	0.5	-	-
未回答	17	7.9	-	-
計	214	100.0	-	-

お子様は夕食をとりましたか？

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
とった	201	93.9	96.3	98.6
とっていない	1	0.5	0.5	0.0
分からぬ	1	0.5	0.0	0.5
未回答	11	5.1	3.2	1.0
計	214	100.0	100.0	100.0

夕食の品目数

品目数	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
1	2	0.9	-	-
2	8	3.7	-	-
3	34	15.9	-	-
4	46	21.5	-	-
5	35	16.4	-	-
6	14	6.5	-	-
7	13	6.1	-	-
8	6	2.8	-	-
9	5	2.3	-	-
10	8	3.7	-	-
11	3	1.4	-	-
12	6	2.8	-	-
13	2	0.9	-	-
14	1	0.5	-	-
15	6	2.8	-	-
16	1	0.5	-	-
17	1	0.5	-	-
18	2	0.9	-	-
19	0	0.0	-	-
20	0	0.0	-	-
30	1	0.5	-	-
未回答	20	9.3	-	-
計	214	100.0	-	-

問51 そのお子様は平日は誰と一緒に食べていますか？(それぞれ該当するもの全てに○)

お子様は平日誰と食事(朝食)をしていますか？(複数回答)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
ひとり	43	20.1	23.3	11.5
父	51	23.8	20.6	28.4
母	117	54.7	57.1	59.6
兄妹	108	50.5	39.7	54.8
祖父母	10	4.7	5.3	11.5
その他	6	2.8	0.5	0.5
わからない	1	0.5	1.1	0.0
未回答	1	0.5	1.6	-
計	337	100.0	100	100

お子様は平日誰と食事(夕食)をしていますか？(複数回答)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
ひとり	8	3.8	3.7	1.0
父	76	36.0	38.6	37.9
母	182	86.3	87.8	88.8
兄妹	129	61.1	57.7	68.9
祖父母	29	13.7	11.1	17.0
その他	8	3.8	2.6	1.5
わからない	0	0.0	0.5	0.0
未回答	4	1.9	1.6	-
計	436	100.0	100.0	100.0

問52 平日の食事にどの程度時間をかけていますか？(それぞれ1つに○)

平日の朝食にかける時間はどれくらいですか？

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
5分以下	12	5.6	3.2	5.3
10分程度	102	47.7	45.5	43.3
20分程度	75	35.0	38.1	43.3
30分以上	21	9.8	10.6	6.7
分からない	2	0.9	1.1	0.0
未回答	2	0.9	1.6	1.4
計	214	100.0	100.0	100.0

平日の夕食にかける時間はどれくらいですか？

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
10分以下	1	0.5	1.1	0.0
15分程度	36	16.8	20.6	18.4
30分程度	118	55.1	56.6	62.6
45分以上	48	22.4	19.6	17.0
分からない	2	0.9	0.5	0.0
未回答	9	4.2	1.6	1.9
計	214	100.0	100.0	100.0

問53 あなたのお子様の食は乱れているとお考えですか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
乱れてはいない	43	20.1	27.0	22.1
それほど乱れてはいない	96	44.9	47.1	51.0
どちらともいえない	30	14.0	11.1	10.6
やや乱れている	38	17.8	10.6	14.4
乱れている	6	2.8	3.7	1.4
未回答	1	0.5	0.5	0.5
計	214	100.0	100.0	100.0

問54 「やや乱れている」「乱れている」と答えた方にお聞きします。どのような点で食事の乱れを感じますか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
食が細い	6	13.6	14.8	18.2
好き嫌いが多い	23	52.3	55.6	51.5
間食が多い	4	9.1	11.1	15.2
食事が早い	3	6.8	3.7	3.0
家族と一緒に食事をとっていない	3	6.8	11.1	0.0
その他	5	11.4	-	-
未回答	0	0.0	3.7	12.1
計	44	100.0	100.0	100.0

問55 子供部屋はありますか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
個人用の部屋がある	119	55.6	56.6	42.4
共用の部屋がある	61	28.5	29.1	41.5
ない	33	15.4	14.3	16.1
未回答	1	0.5	-	-
計	214	100.0	100.0	100.0

問56 インスタントラーメンや炭酸飲料、菓子類の摂取量を制限していますか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
制限している	75	35.0	48.7	52.9
注意はしているが制限はしていない	97	45.3	34.4	37.0
していない	40	18.7	15.9	9.1
未回答	2	0.9	1.1	1.0
計	214	100.0	100.0	100.0

問57 テレビや漫画、ゲーム、スマホ、インターネット等について制限をしていますか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
時間など具体的に制限している	92	43.0	46.0	56.3
注意はするが制限はしていない	98	45.8	41.8	38.9
していない	22	10.3	11.1	3.8
未回答	2	0.9	1.1	1.0
計	214	100.0	100.0	100.0

問58 お子様の就寝時刻と起床時刻をお聞きします。(平日の時刻)

子供の就寝時間

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
1930	1	0.5	-	-
2000	3	1.4	-	-
2015	1	0.5	-	-
2030	9	4.2	-	-
2040	1	0.5	-	-
2100	43	20.1	-	-
2110	1	0.5	-	-
2115	1	0.5	-	-
2130	33	15.4	-	-
2140	1	0.5	-	-
2150	1	0.5	-	-
2200	31	14.5	-	-
2230	17	7.9	-	-
2245	1	0.5	-	-
2300	23	10.7	-	-
2330	14	6.5	-	-
2400	24	11.2	-	-
2430	1	0.5	-	-
2500	5	2.3	-	-
未回答	3	1.4	-	-
計	214	100.0	-	-
平均		22:09	-	-

子供の起床時間

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
530	6	2.8	-	-
540	1	0.5	-	-
545	4	1.9	-	-
550	3	1.4	-	-
600	54	25.2	-	-
610	2	0.9	-	-
615	5	2.3	-	-
620	5	2.3	-	-
625	1	0.5	-	-
630	70	32.7	-	-
635	1	0.5	-	-
640	8	3.7	-	-
645	5	2.3	-	-
650	4	1.9	-	-
655	1	0.5	-	-
700	34	15.9	-	-
705	1	0.5	-	-
710	3	1.4	-	-
720	1	0.5	-	-
730	2	0.9	-	-
800	1	0.5	-	-
未回答	2	0.9	-	-
計	214	100.0	-	-
平均		6:26	-	-

問59 お子様の家事への参加状況をお教え下さい。(それぞれ1つに○)

子供の家事への参加状況(調理)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
よくしている(週に数回以上)	12	5.6	5.8	7.7
ときどき(週1回程度)	89	41.6	36.0	43.8
ほとんどしない	112	52.3	56.6	48.1
未回答	1	0.5	1.6	0.5
計	214	100.0	100.0	100.0

子供の家事への参加状況(食事の準備・片づけ)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
よくしている(週に数回以上)	96	44.9	45.0	47.6
ときどき(週1回程度)	64	29.9	35.4	29.3
ほとんどしない	48	22.4	14.8	20.2
未回答	6	2.8	4.8	2.9
計	214	100.0	100.0	100.0

問60 お子様と一緒に外食をされる頻度についてお聞かせ下さい。(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
週数回	6	2.8	1.6	1.5
週1回程度	44	20.6	25.5	27.2
月1回程度	113	52.8	54.3	51.5
年数回	44	20.6	18.6	19.9
行かない	5	2.3	–	–
未回答	2	0.9	–	–
計	214	100.0	100.0	100.0

問61 学校給食の食材についてのご意見をお聞かせ下さい。(全てに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
地元の食材を使用してほしい	76	15.6	23.3	12.5
有機や低農薬栽培の食材を使用してほしい	96	19.7	10.8	35.5
米飯など和食中心にしてほしい	50	10.2	10.8	6.5
緑黄色野菜など栄養面で気を使ってほしい	131	26.8	42.0	41.0
放射性物質の検査情報を提供してほしい	92	18.9	–	–
個々のアレルギーに気をつかってほしい	20	4.1	–	–
その他	15	3.1	13.1	4.5
未回答	8	1.6	–	–
計	488	100.0	100.0	100.0

問62 子供に対する以下の食育については、どのくらい重要だと思いますか？(それぞれ1つに○)

食生活の改善について

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
重要	102	47.7	56.6	57.7
まあ重要	101	47.2	38.1	37.0
それほど重要でない	10	4.7	4.2	2.4
重要でない	0	0.0	0.0	0.0
未回答	1	0.5	1.1	2.9
計	214	100.0	100.0	100.0

食事の作法について

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
重要	140	65.4	58.2	65.9
まあ重要	68	31.8	39.2	28.8
それほど重要でない	5	2.3	2.1	2.9
重要でない	0	0.0	0.0	0.0
未回答	1	0.5	0.5	2.4
計	214	100.0	100.0	100.0

農林漁業体験について

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
重要	47	22.0	21.2	23.1
まあ重要	123	57.5	56.1	61.1
それほど重要でない	43	20.1	21.2	13.5
重要でない	0	0.0	1.1	0.5
未回答	1	0.5	0.5	1.9
計	214	100.0	100.0	100.0

食文化や伝統の継承について

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
重要	53	24.8	19.0	21.6
まあ重要	137	64.0	68.3	63.0
それほど重要でない	22	10.3	12.2	12.0
重要でない	0	0.0	0.0	1.0
未回答	2	0.9	0.5	2.4
計	214	100.0	100.0	100.0

食を通じたコミュニケーションについて

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
重要	74	34.6	40.2	43.3
まあ重要	114	53.3	49.7	47.6
それほど重要でない	23	10.7	9.5	5.8
重要でない	0	0.0	0.0	0.0
未回答	3	1.4	0.5	3.4
計	214	100.0	100.0	100.0

食べ物の無駄を減らすについて

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
重要	143	66.8	65.1	75.0
まあ重要	68	31.8	33.9	21.6
それほど重要でない	2	0.9	0.5	1.4
重要でない	0	0.0	0.0	0.0
未回答	1	0.5	0.5	1.9
計	214	100.0	100.0	100.0

自然や生産者への感謝について

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
重要	155	72.4	74.6	73.1
まあ重要	56	26.2	24.3	23.6
それほど重要でない	2	0.9	0.5	1.0
重要でない	0	0.0	0.0	0.0
未回答	1	0.5	0.5	2.4
計	214	100.0	100.0	100.0

安全な食を選べる力について

項目	回答数	構成比(%)	H22実施	H19実施
重要	127	59.3	-	-
まあ重要	78	36.4	-	-
それほど重要でない	7	3.3	-	-
重要でない	0	0.0	-	-
未回答	2	0.9	-	-
計	214	100.0	-	-

問64 あなたの現在のお口と全身の健康状態はどうですか？(それぞれ 1 つに○)

お口の健康状態

項目	回答数	構成比(%)	H22 実施	H19 実施
よい	263	23.8	15.5	13.2
まあよい	541	49.0	55.8	54.7
あまりよくない	239	21.6	23.9	27.2
よくない	36	3.3	3.1	3.5
未回答	25	2.3	1.7	1.4
計	1104	100.0	100.0	100.0

全身の健康状態

項目	回答数	構成比(%)	H22 実施	H19 実施
よい	253	22.9	-	-
まあよい	623	56.4	-	-
あまりよくない	153	13.9	-	-
よくない	18	1.6	-	-
未回答	57	5.2	-	-
計	1104	100.0	-	-

問65 前回、いつ歯科治療および歯の健康診査を受けましたか？(数字を記入)

歯科治療

項目	回答数	構成比(%)	H22 実施	H19 実施
過去1年以内	579	52.4	-	-
過去1年～2年以内	97	8.8	-	-
過去2年～3年以内	62	5.6	-	-
過去3年～4年以内	33	3.0	-	-
過去4年～5年以内	47	4.3	-	-
過去5年より以前	80	7.2	-	-
治療中	9	0.8	-	-
未回答	197	17.8	-	-
計	1104	100.0	-	-
平均		1年 10ヶ月	2年 10ヶ月	2年 3ヶ月

歯科検診

項目	回答数	構成比(%)	H22 実施	H19 実施
過去1年以内	554	50.2	-	-
過去1年～2年以内	54	4.9	-	-
過去2年～3年以内	38	3.4	-	-
過去3年～4年以内	17	1.5	-	-
過去4年～5年以内	29	2.6	-	-
過去5年より以前	43	3.9	-	-
未回答	369	33.4	-	-
計	1104	100.0	-	-
平均		1年2ヶ月	-	-

問66 あなたは入れ歯を使用していますか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22 実施	H19 実施
総入れ歯を使っている	19	1.7	-	-
部分入れ歯を使っている	213	19.3	-	-
どちらも使っていない	843	76.4	-	-
未回答	29	2.6	-	-
計	1104	100.0	-	-

問67 あなたのお口の健康状態と歯科医療について質問します。(それぞれ1つに○)

歯ぐきが腫れることがありますか？

項目	回答数	構成比(%)	H22 実施	H19 実施
はい	365	33.1	32.1	34.6
いいえ	710	64.3	65.6	61.6
未回答	29	2.6	2.3	3.7
計	1104	100.0	100.0	100.0

歯が痛んだり、しみたりすることがありますか？

項目	回答数	構成比(%)	H22 実施	H19 実施
はい	475	43.0	40.7	44.6
いいえ	596	54.0	56.3	51.6
未回答	33	3.0	3.0	3.8
計	1104	100.0	100.0	100.0

かかりつけの歯医者さんはいますか？

項目	回答数	構成比(%)	H22 実施	H19 実施
はい	864	78.3	75.0	73.0
いいえ	226	20.5	23.3	25.4
未回答	14	1.3	1.7	1.6
計	1104	100.0	100.0	100.0

歯の治療は早めに受けるようにしていますか？

項目	回答数	構成比(%)	H22 実施	H19 実施
はい	743	67.3	64.2	61.8
いいえ	337	30.5	33.8	35.7
未回答	24	2.2	2.0	2.5
計	1104	100.0	100.0	100.0

歯ぐきから血が出ることがありますか？

項目	回答数	構成比(%)	H22 実施	H19 実施
はい	408	37.0	39.2	39.7
いいえ	673	61.0	58.8	57.8
未回答	23	2.1	2.0	2.5
計	1104	100.0	100.0	100.0

口臭が強い(ある)という自覚はありますか？

項目	回答数	構成比(%)	H22 実施	H19 実施
はい	272	24.6	24.4	25.4
いいえ	806	73.0	73.9	71.7
未回答	26	2.4	1.7	2.9
計	1104	100.0	100.0	100.0

たばこを吸いますか？

項目	回答数	構成比(%)	H22 実施	H19 実施
はい	146	13.2	11.8	14.4
いいえ	939	85.1	86.2	83.5
未回答	19	1.7	2.0	2.1
計	1104	100.0	100.0	100.0

代用甘味料使用の食品を好んで飲食しますか？

項目	回答数	構成比(%)	H22 実施	H19 実施
はい	151	13.7	18.1	43.2
いいえ	929	84.1	80.1	54.0
未回答	24	2.2	1.8	2.7
計	1104	100.0	100.0	100.0

知人や友人とよく食事をしますか？

項目	回答数	構成比(%)	H22 実施	H19 実施
はい	507	45.9	-	-
いいえ	579	52.4	-	-
未回答	18	1.6	-	-
計	1104	100.0	-	-

歯のせいで食事がうまくとれないことがありますか？

項目	回答数	構成比(%)	H22 実施	H19 実施
はい	123	11.1	-	-
いいえ	959	86.9	-	-
未回答	22	2.0	-	-
計	1104	100.0	-	-

こめかみやあごの全体が痛くなることがありますか？

項目	回答数	構成比(%)	H22 実施	H19 実施
はい	100	9.1	-	-
いいえ	979	88.7	-	-
未回答	25	2.3	-	-
計	1104	100.0	-	-

頸関節の異常についてお聞きします。

項目	回答数	構成比(%)	H22 実施	H19 実施
はい	338	30.6	-	-
いいえ	744	67.4	-	-
未回答	22	2.0	-	-
計	1104	100.0	-	-

口を大きく開け閉めした時、あごの音がしますか？

項目	回答数	構成比(%)	H22 実施	H19 実施
はい	65	5.9	-	-
いいえ	1014	91.8	-	-
未回答	25	2.3	-	-
計	1104	100.0	-	-

病気や内服薬で、歯科医の局所麻酔に制限があることを知っていますか？

項目	回答数	構成比(%)	H22 実施	H19 実施
はい	316	28.6	-	-
いいえ	682	61.8	-	-
未回答	106	9.6	-	-
計	1104	100.0	-	-

間食は 1 日何回とりますか？

項目	回答数	構成比(%)	H22 実施	H19 実施
0～1回	814	73.7	66.6	66.1
2～3回	248	22.5	30.4	30.1
4回以上	9	0.8	1.2	1.5
未回答	33	3.0	1.9	2.3
計	1104	100.0	100.0	100.0

歯みがきは何回しますか？

項目	回答数	構成比(%)	H22 実施	H19 実施
1日1回	142	12.9	14.3	14.2
1日2回	603	54.6	53.5	54.8
1日3回以上	325	29.4	30.7	29.4
時々みがく(みがかない日もある)	8	0.7	-	-
みがかない	2	0.2	-	-
未回答	24	2.2	1.5	1.7
計	1104	100.0	100.0	100.0

現在、インプラント(人工歯根)が入っていますか？

項目	回答数	構成比(%)	H22 実施	H19 実施
はい	82	7.4	-	-
いいえ	975	88.3	-	-
わからない	18	1.6	-	-
未回答	29	2.6	-	-
計	1104	100.0	-	-

歯科医院で嫌なことはどれですか？

項目	回答数	構成比(%)	H22 実施	H19 実施
治療が痛い	452	40.9	-	-
麻酔が痛い	124	11.2	-	-
その他	287	26.0	-	-
未回答	241	21.8	-	-
計	1104	100.0	-	-

問68 食事がおいしいと感じていますか？(1つに○)

項目	回答数	構成比(%)	H22 実施	H19 実施
とてもおいしい	400	36.2	41.0	39.5
おいしい	658	59.6	54.7	56.2
あまりおいしくない	31	2.8	2.6	2.7
おいしくない	4	0.4	0.1	0.3
未回答	11	1.0	1.5	1.3
計	1104	100.0	100.0	100.0

問70 あなたの歯の数は現在何本ですか？なお、成人の歯は、親知らずが4本はえて全部で32本です（右の図を参考にして下さい）。なお、かぶせた歯（金歯、銀歯など）、さし歯、根だけ残っている歯は含みますが、入れ歯などの歯根がない部分は除きます。（括弧内に本数を数字でご記入下さい）

項目	回答数	構成比(%)	H22 実施	H19 実施
0～9本	39	3.5	-	-
10～19本	47	4.3	-	-
20～27本	261	23.6	-	-
28本以上	665	60.2	-	-
未回答	92	8.3	-	-
計	1104	100.0	-	-
平均		26.7 本	27.3 本	27.1 本

問69 現在の生活に満足していますか？（1つに○）

項目	回答数	構成比(%)	H22 実施	H19 実施
満足している	255	23.1	-	-
まあ満足している	698	63.2	-	-
やや不満だ	106	9.6	-	-
不満だ	32	2.9	-	-
未回答	13	1.2	-	-
計	1104	100.0	-	-

問71 食事に関する以下のことがあります。お聞きします。（それぞれ1つに○）

現在の食生活に満足していますか？

項目	回答数	構成比(%)	H22 実施	H19 実施
満足している	274	24.8	-	-
まあ満足している	716	64.9	-	-
やや不満だ	88	8.0	-	-
不満だ	13	1.2	-	-
未回答	13	1.2	-	-
計	1104	100.0	-	-

食事は楽しいですか？

項目	回答数	構成比(%)	H22 実施	H19 実施
楽しい	468	42.4	-	-
まあ楽しい	570	51.6	-	-
あまり楽しくない	44	4.0	-	-
楽しくない	10	0.9	-	-
未回答	12	1.1	-	-
計	1104	100.0	-	-

栄養に关心がありますか？

項目	回答数	構成比(%)	H22 実施	H19 実施
ある	527	47.7	-	-
まあある	501	45.4	-	-
あまりない	52	4.7	-	-
ない	10	0.9	-	-
未回答	14	1.3	-	-
計	1104	100.0	-	-

ゆっくり噛んで食事をしますか？

項目	回答数	構成比(%)	H22 実施	H19 実施
噛んでいる	151	13.7	-	-
まあ噛んでいる	593	53.7	-	-
あまり噛んでいない	338	30.6	-	-
噛んでいない	9	0.8	-	-
未回答	13	1.2	-	-
計	1104	100.0	-	-

問72 下の食品についてお聞きします。

(1)下の食品のうち、噛(か)みにくい食品の場合、※印の欄に○印を付けて下さい。

(2)次に、下のすべての食品について、下記のア～オの中から一つ選んで、どれか一つに○を記入してください。

- ア 容易に食べられる イ 困難だが食べられる ウ 食べられない エ きらいだから食べない
オ 義歯になってから食べたことがない

(記入例)

食品	※	ア	イ	ウ	エ	オ
バナナ	○	○				

食品	※	ア	イ	ウ	エ	オ
ごはん						
おこわ						
あられ						
雑煮もち						
揚げせんべい						
堅焼きせんべい						
おこし						
ピーナッツ						
枝豆						
甘栗						
ドーナツ						
フランスパン						
固いビスケット						
チューイングガム						
プリン						
スープ						
おかゆ						
とうふ						
バナナ						
りんご						
りんご丸かじり						

食品	※	ア	イ	ウ	エ	オ
イチゴ						
みかんの袋						
(生)人参						
(煮)人参						
(生)きゅうり						
(生)きやべつ						
(ゆで)きやべつ						
(煮)たまねぎ						
(ゆで)ホウレンソウ						
(煮)さといも						
(焼)鳥肉						
(煮)鳥肉						
(揚)鳥肉						
(焼)豚肉						
トンカツ						
(煮)牛肉						
ビーフステーキ						
煮魚						
うなぎかばやき						
(焼)いか						
スルメ						

食品	※	ア	イ	ウ	エ	オ
クラゲ						
イカ刺身						
まぐろ刺身						
(生)あわび						
(生)なまこ						
くらげの酢の物						
酢ダコ						
とり貝						
はんぺん						
ちくわ						
カマボコ						
ハム						
(漬)大根						
(漬)なす						
らっきょう						
(古漬け)たくあん						
こんにゃく						
あぶら揚げ						
貝柱の干物						
佃煮こんぶ						

	※	ア	イ	ウ	エ	オ	未回答	平成22 実施	平成19 実施
ごはん	39人	1007人	4人	0人	0人	0人	93人	-	-
おこわ	42人	988人	13人	0人	8人	0人	95人	-	-
あられ	66人	911人	72人	4人	9人	5人	103人	-	-
雑煮もち	54人	949人	46人	0人	10人	4人	95人	-	-
揚げせんべい	61人	915人	69人	3人	10人	6人	101人	-	-
堅焼きせんべい	155人	765人	171人	22人	24人	19人	103人	-	-
おこし	77人	837人	101人	9人	44人	12人	101人	-	-
ピーナッツ	73人	887人	82人	11人	19人	10人	95人	-	-
枝豆	40人	985人	15人	0人	7人	2人	95人	-	-
甘栗	39人	965人	25人	2人	13人	2人	97人	-	-
ドーナツ	34人	994人	4人	1人	12人	1人	92人	-	-
フランスパン	97人	859人	116人	13人	12人	4人	100人	-	-
固いビスケット	80人	824人	123人	14人	29人	15人	99人	-	-
チューイングガム	71人	829人	38人	20人	57人	62人	98人	-	-
プリン	40人	987人	0人	0人	18人	0人	99人	-	-
スープ	38人	1002人	2人	0人	2人	1人	97人	-	-
おかゆ	39人	993人	1人	0人	10人	3人	97人	-	-
とうふ	41人	1006人	0人	0人	1人	0人	97人	-	-
バナナ	40人	990人	2人	0人	14人	1人	97人	-	-
りんご	46人	958人	34人	1人	12人	0人	99人	-	-
りんご丸かじり	175人	662人	208人	43人	36人	52人	103人	-	-
イチゴ	31人	976人	5人	0人	9人	0人	114人	-	-
みかんの袋	44人	836人	58人	26人	47人	9人	128人	-	-
生人参	71人	800人	91人	27人	55人	14人	117人	-	-
煮人参	31人	967人	12人	3人	11人	0人	111人	-	-
生胡瓜	34人	951人	25人	1人	11人	1人	115人	-	-
生キャベツ	38人	960人	25人	1人	2人	0人	116人	-	-
ゆでキャベツ	32人	982人	11人	0人	0人	0人	111人	-	-
煮玉葱	33人	981人	8人	1人	1人	0人	113人	-	-
ゆでほうれん草	33人	987人	4人	0人	1人	0人	112人	-	-
煮里芋	31人	975人	6人	1人	9人	1人	112人	-	-
焼鶏肉	37人	946人	23人	1人	19人	1人	114人	-	-
煮鶏肉	36人	944人	21人	2人	23人	1人	113人	-	-
揚鶏肉	36人	951人	21人	1人	17人	1人	113人	-	-
焼豚肉	39人	948人	24人	1人	16人	1人	114人	-	-
トンカツ	40人	928人	39人	1人	22人	1人	113人	-	-
煮牛肉	35人	942人	24人	0人	25人	0人	113人	-	-
ビーフステーキ	57人	898人	51人	0人	33人	2人	120人	-	-
煮魚	32人	979人	7人	1人	4人	0人	113人	-	-
うなぎ蒲焼き	32人	920人	6人	2人	64人	3人	109人	-	-
焼いか	70人	863人	89人	7人	18人	11人	116人	-	-
するめ	191人	677人	220人	30人	32人	28人	117人	-	-
クラゲ	67人	801人	74人	20人	90人	15人	104人	-	-
イカ刺身	82人	885人	74人	10人	27人	4人	104人	-	-
まぐろ刺身	36人	980人	4人	1人	20人	0人	99人	-	-
生あわび	86人	745人	108人	19人	111人	13人	108人	-	-
生なまこ	82人	525人	70人	20人	344人	37人	108人	-	-
くらげの酢の物	54人	798人	72人	10人	105人	13人	106人	-	-
酢だご	73人	810人	93人	14人	72人	10人	105人	-	-
とり貝	58人	761人	59人	18人	146人	11人	109人	-	-
はんべん	38人	983人	6人	3人	11人	0人	101人	-	-
ちくわ	39人	995人	4人	2人	5人	0人	98人	-	-
カマボコ	38人	991人	8人	2人	6人	0人	97人	-	-
ハム	38人	997人	4人	0人	4人	0人	99人	-	-
漬大根	43人	952人	30人	3人	18人	2人	99人	-	-
漬なす	40人	944人	21人	3人	34人	4人	98人	-	-
らっきょう	41人	872人	28人	4人	98人	6人	96人	-	-
古漬けたくあん	63人	856人	62人	12人	61人	11人	102人	-	-
こんにゃく	40人	976人	23人	1人	7人	0人	97人	-	-
あぶら揚げ	38人	993人	12人	1人	0人	0人	98人	-	-
貝柱の干物	96人	795人	122人	16人	42人	20人	109人	-	-
佃煮こんぶ	39人	962人	19人	2人	20人	2人	99人	-	-

問 63 自由回答抜粋（内訳）

【食育について】

- ・「食育」はとても大切なことですが、だからこそ余り堅苦しくとらえずに皆が身構えることの無いように取り組める方法を探したいです。例：食事の楽しさ、固定観念を植え付けすぎない（孤食はダメとかはいかがなものか？）
- ・子供の頃の味覚は一生を通して大切だと感じています。食事で健康な体や心を育て、社会性も身についてくると思います。
- ・「食育」という言葉を聞いたのは、ここ数年前からだと思います。子供3人も成人しており、次の世代にきちんと伝えていきたいと思います。24時間いつでもどこでも物が買える時代、とても便利ですが、食生活の乱れ、作法の乱れなど、きちんとしてほしい。
- ・家庭生活の中で食育は育てられると思います。毎日の食事づくりは簡単に思いのこもった食事で楽しい生活も心も身体もつくることができます。子供が小さい時は経済的に苦しい時は美味しいものはお家でつくるということばが合言葉でした。苦しい？より楽しい思い出です。
- ・野菜を栽培することで、旬を知り、どのような過程を経て実を結ぶのか、実際にやってみることが大切であると思う。そこから食に興味をもってもらうことで、肉を食べるのは動物の命をいただくことであり、どの食べ物も無駄なく大切に頂くものであり感謝の気持ちをもって「いただきます」の言葉を忘れないなどの食育を推進してほしい。体験しない限り、曲がったり、形の良くない野菜が収穫できることも、天候により影響されることも知らずに、自然や生産者への感謝の気持ちは生まれにくいだろう。

【放射能について】

- ・松戸市・柏市など、放射性物質のホットスポットになっている為、地元の（他関東地方）食材の購入は控えています。
- ・放射能が一番恐いので学校でも自宅でも気を付けている
- ・放射性物質には心配はありますが、あまり過敏になりすぎると風評被害などもあり、地元の農家さん等が安心して出荷出来、気持ち良く買える、活性化も必要だと思います。頭でかっちになるのもどうかとテレビを見ていて思います。

【高齢者】

- ・一人暮らしの老人が増えているが、食事の支度ができず、外食や中食が多いと聞く。生活習慣病を防ぐため、高齢者（特に男性）の食育の場があるとよいと思う。
- ・一人暮らしで高齢となって、心配なことは自炊をしていつまで暮らせるかと、気がかりです。
- ・老人の一人暮らしで、買い物に出られなくなったら・・・と心配しています。公共の食事（弁当）や食材の配布制度を期待します（有料で）。

【要望】

- ・小さい時から食べ物の大切さを知って欲しいので、家庭と学校と市と協力して教えて

いって欲しいまだ「食」だけでなく全ての「物」に対しても同じということも教えて欲しい。そして特に食品廃棄やゴミ問題も重要だと考えます。

・学校給食について、松戸市では各小学校で栄養士の方がメニューを決めているのでしょうか？同じようなメニューが多く、食品も問61に書いたようにピーナッツを月に何回食べるのかしら・・・という感じで、偏っていて、子供達も飽きてしまうと思います。市で公立小学校のメニューは統一して作り、もっといろいろな食材を使って安全で美味しく食べ残しの少ない給食を作っていただきたいです。

・地元農産物の直売所は少ない。市民農園などでもっと積極的に情報提供してほしい。

第2次松戸市食育推進計画

(平成26年度～平成29年度)

発行 松戸市

〒271-8588 松戸市根本387番地の5

電話 047-366-1111

編集 松戸市 健康福祉部 健康福祉政策課

平成26年8月

